

南木曾町地域防災計画

資料編



南木曾町防災会議

令和6年3月改訂

目次

【1. 防災関係機関】	1
1-1. 防災関係機関一覧表	1
【2. 災害対策本部関係】	3
2-1. 南木曾町防災会議条例	3
2-2. 南木曾町災害対策本部条例	5
【3. 応援協定関係】	6
3-1. 長野県市町村災害時相互応援協定書	6
3-2. 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	10
3-3. 長野県消防相互応援協定書	12
3-4. 災害時における南木曾町と郵便局との協定及び生活関連の提供に関する協定書	16
3-5. 長久手市及び南木曾町災害時相互応援協定書	18
【4. 医療救護関係】	20
4-1. 災害時の医療救護についての協定書	20
4-2. 医療救護活動実施細目	23
4-3. 医薬品調達先一覧	25
【5. 避難所関係】	26
5-1. 指定避難所・福祉避難所一覧（令和6年3月現在）	26
5-2. 指定緊急避難場所（令和6年3月現在）	27
5-3. 浸水想定区域もしくは土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	30
5-4. 土砂災害警戒区域等一覧	31
【6. 食糧調達関係】	40
6-1. 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	40
6-2. 緊急措置による応急用米穀の引渡し申請書様式	45
6-3. 緊急措置による応急用米穀の受領書様式	46
6-4. 応急用米穀の供給に関する図表	47
6-5. 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書	49

6-5. 災害時における乾パンの取扱要領	53
6-7. 災害時における物資の調達等に関する協定書(生活協同組合連合会)	58
【7. 情報伝達関係】	59
7-1. 南木曾町防災行政無線管理運用規程	59
7-2. 南木曾町情報連絡施設の設置及び管理に関する条例	61
7-3. 南木曾町情報連絡無線「こうほうなぎそ」放送番組に関する規程	63
7-4. 南木曾町情報連絡無線通信局の管理及び運用に関する規程	74
7-5. 防災相互通信用無線局設置機関一覧表	76
7-6. アマチュア無線による災害時応援協定を一部変更する協定	77
【8. 気象方法等関係】	78
8-1. 気象観測所及び雨量・水位観測所	78
8-2. 南木曾町重要水防区域	80
8-3. 「大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値」について	83
【9. 物資関係】	87
9-1. 災害時における物資の調達に関する協定書(エルピーガス協会)	87
9-2. 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書	89
9-3. 災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書	91
【10. 消防関係】	95
10-1. 緊急消防援助隊要綱	95
10-2. 長野県消防相互応援協定実施細則	111
10-3. 中津川市・南木曾町消防相互応援協定書	117
10-4. 中津川市・南木曾町行方不明者の捜索に関する覚書	119
10-5. 財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程	120
10-6. 消防広域応援交付金交付細則	121
10-7. 水防倉庫(国有、県有、国庫補助単独別、町有及び代用備蓄場)状況	127
10-8. 放射性物質事故災害等対策指針	128
10-9. 長野県林野火災空中消火実施要領	143
10-10. 消防団	155

1 0 - 1 1. 消防署車両配備状況	155
【1 1. 応急対策復旧関係】	156
1 1 - 1. 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	156
1 1 - 2. 災害時における応急対策業務に関する基本協定	159
1 1 - 3. 災害時における応急対策業務に関する協定	160
【1 2. 災害救助法関係】	162
1 2 - 1. 救助の実施要領の基準（概要）	162
【1 3. 交通運輸関係】	167
1 3 - 1. 緊急交通路交通規制対象予定道路	167
1 3 - 2. 震災対策緊急輸送路線	167
1 3 - 3. 道路通行規制、道路情報等連絡系統図	168
1 3 - 4. 道路通行規制区間及び規制基準	169
【1 4. 水力発電所関係】	170
1 4 - 1. 水力発電所・変電所の現況	170
【1 5. 文化財関係】	171
1 5 - 1. 文化財防火施設の設置状況	171
【1 6. 各種様式関係】	172
1 6 - 1. 被害状況報告等の様式	172
【1 7. 南海トラフ地震関係】	205
1 7 - 1. 気象庁震度階級関連解説表	205
1 7 - 2. 地震対策のチェックポイントと補強対策	210

【 1. 防災関係機関】

1-1. 防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関及びその出先機関

機関名	所在地	電話番号
自衛隊松本駐屯地 第13普通科連隊	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108	026-234-5123
関東農政局長野農政事務所地域第一課	松本市島立650-1	0263-47-2001
中部森林管理局木曾森林管理署南木曾支署	南木曾町読書3650-2	050-3160-6070
長野地方気象台	長野市箱清水1丁目8-18	026-232-2738
信越総合通信局	長野市旭町1108	026-234-9962
飯田国道工事事務所木曾維持出張所	木曾町日義4774	0264-22-3011
木曾地域振興局	木曾町福島2757-1	0264-24-2211
木曾建設事務所	木曾町福島2757-1	0264-24-2211
木曾保健福祉事務所	木曾町福島2757-1	0264-24-2211
木曾広域連合事務局	木曾町日義4898-37	0264-23-1050
大桑村	木曾郡大桑村大字長野2778	0264-55-3080
飯田市	飯田市大久保町2534	0265-22-4511
阿智村	下伊那郡阿智村駒場483	0265-43-2220
中津川市	中津川市かやの木町2-1	0573-66-1111
木曾警察署	木曾町新開2324-1	0264-22-0110
木曾警察署南木曾町交番	南木曾町読書3671-3	0264-57-2040
中津川警察署	中津川市かやの木町1-30	0573-66-0110
木曾広域消防本部	木曾町福島3737	0264-24-3119
木曾広域消防署南分署	南木曾町読書3680-1	0264-57-3119
中津川市消防本部	中津川市かやの木町1-10	0573-66-1119

(2) 指定公共機関及びその他出先機関

機関名	所在地	電話番号
南木曾郵便局	南木曾町読書2640-6	0264-57-2049
J R 東海中津川駅	中津川市太田町2丁目1番3号	0573-66-2611
J R 東海南木曾駅	南木曾町読書3428-12	0264-57-2557
東日本電信電話株式会社長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4389
日本銀行代理店（八十二銀行福島支店）	木曾町福島5158	0264-22-2282
日本赤十字社長野県支部	長野市県町1074	026-226-2073
NHK松本支局	松本市深志3-10-3	0263-33-4700
日本通運（株）木曾営業所	上松町小川2007	0264-52-2580
中部電力（株）木曾福島営業所	木曾町福島6200-4	0264-22-2017
関西電力（株）木曾電力システムセンター	上松町小川3024-1	0264-52-4681

(3) 指定地方公共機関及びその他出先機関

機関名	所在地	電話番号
おんたけ交通（株）本社バス事業部	木曾町福島2801	0264-22-2444
おんたけ交通（株）南木曾営業所	南木曾町読書3466-8	0264-57-2346
信越放送(株)松本放送局	松本市深志3-7-13	0263-32-3813
(株)長野放送中南信支社	松本市深志1-2-11	0263-32-9230
(株)テレビ信州松本総局	松本市丸の内4番18	0263-36-2002
(株)長野朝日放送中南信支社	松本市深志2-5-26	0263-37-0100

(4) その他の機関

機関名	所在地	電話番号
木曾医師会	木曾町福島6460	0264-22-3187
木曾郡歯科医師会	木曾町福島児野6460	0264-22-4455
南木曾商工会	南木曾町読書3671-3	0264-57-2515
木曾農業協同組合	木曾町福島2800	0264-22-2128
木曾農業協同組合南部支所（南木曾店）	南木曾町読書字和合3645-24	0264-55-2185

(5) その他報道機関

種別	局社名	所在地	電話番号
新聞関係	中日新聞社木曾通信局	木曾町福島5757-3	0264-22-2102
新聞関係	信濃毎日新聞社木曾支局	木曾町福島5760	0264-22-2114
新聞関係	(株)市民タイムス木曾支局	木曾町福島5829-1	0264-21-2155

【2. 災害対策本部関係】

2-1. 南木曾町防災会議条例

南木曾町防災会議条例

(昭和37年10月13日条例第53号)

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南木曾町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)南木曾町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3)前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1)町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2)長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3)長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4)町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5)教育長
 - (6)消防団長
 - (7)木曾広域消防本部又は消防署の職員のうちから町長が任命する者
 - (8)指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9)学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10)その他町長が特に必要と認め任命する者
- 6 第5項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門の委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議はその定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附則（平成12年3月17日条例第2号抄）

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成24年9月17日条例第16号抄）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

2-2. 南木曾町災害対策本部条例

南木曾町災害対策本部条例

(昭和37年10月13日条例第54号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、南木曾町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月17日条例第17号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

【3. 応援協定関係】

3-1. 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん

- ウ 児童・生徒の受け入れ
 - エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
 - 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
 - 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくものとする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村 ・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村 ・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村 ・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村 ・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町 ・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下表市町村が派遣。

3-2. 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

3-3. 長野県消防相互応援協定書

長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。
- 3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊の調整に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この規定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 消防応援 | 消防隊による応援 |
| (2) 救助応援 | 救助隊による応援 |
| (3) 救急応援 | 救急隊による応援 |
| (4) その他の応援 | 上記以外の応援 |

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3) 第3要請当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生市の町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費（損害賠償）

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附則

（施行期日）

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附則（平成12年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附則（平成13年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附則（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

3-4. 災害時における南木曾町と郵便局との協定及び生活関連の提供に関する協定書

災害時における南木曾町と郵便局との協定及び生活関連の提供に関する協定書

南木曾町長（以下「甲」という。）と南木曾町内の郵便局長（以下「乙」という。）は、南木曾町内に発生した地震その他災害時及び住みやすいまちづくりを推進するため、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭36法律223号）第2条第1項第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、南木曾町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- （2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （3）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の救助用郵便小包集積場所等としての提供
- （4）甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況等の相互提供
- （5）前各項に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（南木曾町災害対策本部への参加）

第4条 甲は、南木曾町災害対策本部への職員の派遣を乙に要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するにあたり、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は甲等の行う防災訓練に参加することができる。

（町民生活関連情報の提供）

第7条 乙は、次の事項について甲に情報を提供する。

- （1）道路、河川、橋梁、溜め池、貯水槽、消火栓及び上下水道施設等の損壊又は陥没等の状況、並びにその恐れが予測される箇所の情報
- （2）ゴミ等環境汚染物の放置や廃棄物等の情報

- (3) 火災、浸水及び交通事故等の緊急の情報
- (4) 積雪、土砂崩落、洪水、地震等の自然状況に関する情報
- (5) 独居老人宅等の情報
- (6) その他町民生活に影響があると思われる情報

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては南木曾町総務課長、乙については南木曾町郵便局副局長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

附則

この協定の締結を証するため、この協定書を5通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年8月26日

甲 木曾郡南木曾町読書3668-1
南木曾町長

乙 木曾郡南木曾町読書2640-6
南木曾郵便局長

木曾郡南木曾町田立1427-3
田立郵便局長

木曾郡南木曾町吾妻3594
蘭郵便局長

木曾郡南木曾町吾妻2197-1
妻籠郵便局長

3-5. 長久手市及び南木曾町災害時相互応援協定書

長久手市及び南木曾町災害時相互応援協定書

長久手市と南木曾町（以下「協定自治体」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において相互に応援して災害に対処するため、次のとおり災害時相互応援協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体に災害が発生し、被災自治体独自では十分に応急措置が実施できない場合において、協定自治体相互の応援を円滑に行うために必要な事項を定める。

（応援の種類）

第2条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食料、飲料水及び生活必要物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4)救援応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5)児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (6)災害支援ボランティアの斡旋
- (7)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により要請する。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3)前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数等
- (4)応援場所及び応援場所への経路
- (5)応援の期間
- (6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかなる場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、被災自治体が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、その都度協議して定める。

(災害補償等)

第6条 応援災害に従事した職員が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては、応援を受けた被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援する自治体が、それぞれ負担する。

(平常時における相互協力)

第7条 平常時においては、円滑な防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定自治体が記名、押印の上それぞれその1通を保有する。

平成24年11月8日

長久手市長

南木曾町長

【4. 医療救護関係】

4-1. 災害時の医療救護についての協定書

災害時の医療救護についての協定書

南木曾町（以下「甲」という。）と社団法人木曾医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は南木曾町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医療品、医療器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受け入れるいとまのない場合は、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指示）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救護活動の記録
- (5) 死体の検案
- (6) その他必要な事項
(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医療品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が提供するものとする。

(収容医療機関の決定)

第8条 乙は、甲が負傷者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成8年1月1日から平成8年12月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年1月1日

甲 長野県木曾郡南木曾町読書3668番地1
南木曾町長

乙 木曾郡木曾福島町6168番地7
社団法人木曾医師会長

4-2. 医療救護活動実施細目

医療救護活動実施細目

平成8年1月1日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護婦2名を標準とし、必要がある場合は、保健婦、助産婦を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

(1) 医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書（別記第2号様式）

医療救護班員名簿（別記第3号様式）

(2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等請求書（別記第4号様式）

救助の種目別物資受払状況（別記第5号様式）

救護班活動状況（別記第6号様式）

病院診療所医療実施状況（別記第7号様式）

助産台帳（別記第8号様式）

- (3) 医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合
扶助費支給申請書（別記第9号様式）
（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則（昭和34年
長野県規則第3号）の例による。

（救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償を請求する場合には、
第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

（費用等の支払）

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した
場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年1月1日

甲 木曾郡南木曾町読書3668番地1
南木曾町長

乙 木曾郡木曾福島町6168番地7
社団法人木曾医師会長

4-3. 医薬品調達先一覧

(1) 災害用医薬品保管場所（中信地区）

名 称	所在地	電話・FAX
株式会社スズケン塩尻支店	塩尻市栈敷212	TEL0263-54-3311 FAX0265-52-9147
鍋林株式会社	松本市双葉8-10	TEL0263-27-6555 FAX0263-25-2057
岡野薬品株式会社庄内物流センター	松本市本庄1-5-14	TEL0263-33-3330 FAX0263-33-4292

(2) 町内薬局

名 称	所在地	電話番号
(有)えのき坂薬局	南木曾町読書3436-3	0264-57-3355

災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

	所在地	名称	施設管理者 又は占有者	施設環境	長さ	幅	面積 (m ²)
H 拠 1	南木曾町吾妻 110-6	総合グラウンド	南木曾町長	大型	130	100	10,600
1	南木曾町読書 2937-45	蘇南高等学校 校庭	学校長	小型	156	84	12,102
2	南木曾町読書 1942-2	南木曾中学校 校庭	学校長	小型	100	90	9,443
物拠 1	南木曾町吾妻 52-4	南木曾会館	南木曾町長				1,240

【5. 避難所関係】

5-1. 指定避難所・福祉避難所一覧（令和6年3月現在）

NO	施設名	所在地	指定緊急 避難場所 との重複	福祉 避難所	想定収容人数	想定収容 床面積 (通路除) 単位:㎡ 整数を入力
1	与川分館	南木曾町読書 873-3	○		60人 (5.0㎡/人)	300
2	北部分館	南木曾町読書 2487-2	○		60人 (5.0㎡/人)	300
3	なぎそこども園	南木曾町読書 3912-37	○		50人 (17.7㎡/人)	885
4	南木曾小学校	南木曾町読書 3757-3		○	500人 (8.8㎡/人)	4,400
5	三留野分館	南木曾町読書 3772-1	○		100人 (5.5㎡/人)	550
6	蘇南高等学校	南木曾町読書 2937-45	○		500人 (19.8㎡/人)	9,900
7	南木曾町役場	南木曾町読書 3668-1	○		100人 (21.3㎡/人)	2,130
8	南木曾会館	南木曾町吾妻 52-4	○		300人 (5.9㎡/人)	1,770
9	妻籠町並み交流センター (旧妻籠小学校)	南木曾町吾妻 599	○		200人 (11.6㎡/人)	2,320
10	妻籠町並み交流センター (妻籠分館)	南木曾町吾妻 610	○		50人 (8.4㎡/人)	420
11	蘭分館	南木曾町吾妻 3392	○		50人 (6.8㎡/人)	340
12	なぎそこども園蘭分園	南木曾町吾妻 3565	○		30人 (19.4㎡/人)	582
13	蘭社会教育施設	南木曾町吾妻 3859-39	○		300人 (8.3㎡/人)	2,490
14	広瀬分館	南木曾町吾妻 4539-1	○		40人 (6.9㎡/人)	276
15	田立分館	南木曾町田立 1381-2	○		50人 (10.3㎡/人)	515
16	田立社会教育施設	南木曾町田立 1349-1	○		200人 (11.4㎡/人)	2,280
17	なぎそこども園田立分園	南木曾町田立 1355	○		40人 (11.2㎡/人)	448
18	南木曾デイサービスセン ター	南木曾町田立 143-1		○	35人 (22.2㎡/人)	777
19	南木曾中学校	南木曾町読書 2942-2		○	400人 (12.9㎡/人)	4,920

※南木曾会館については、大規模災害の場合、物資輸送拠点となるため避難所からはずすことがある。

※中学校体育館・社会体育館については木曾川の洪水時は避難所としない。

5-2. 指定緊急避難場所（令和6年3月現在）

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類			想定収容人数
			洪水	崖崩れ、 土石流 及び地滑り	地震	
1	与川分館	南木曾町読書 873-3	○	○	○	60人 (5.0㎡/人)
2	与川一区集会所	南木曾町読書 173-3	○	○	○	30人 (3.0㎡/人)
3	与川三区集会所	南木曾町読書 1028-6	○	○	○	30人 (3.3㎡/人)
4	与川四区集会所	南木曾町読書 1186-1	○	○	○	30人 (3.4㎡/人)
5	北部分館	南木曾町読書 2487-2	○	○	○	60人 (5.0㎡/人)
6	柿其集会所	南木曾町読書 1896-18	○	○	○	10人 (16.3㎡/人)
7	本谷集会所	南木曾町読書 1622-5	○	○	○	10人 (4.9㎡/人)
8	十二兼集会所	南木曾町読書 5272-1	○	○	○	10人 (12.7㎡/人)
9	金知屋集会所	南木曾町読書 4960-1	○	○	○	10人 (4.1㎡/人)
10	新町・上仲町集会所	南木曾町読書 4051-6	○	○	○	20人 (5.6㎡/人)
11	下仲町・坂の下集会所	南木曾町読書 4175	○	○	○	20人 (8.1㎡/人)
12	なぎそこども園 本園	南木曾町読書 3912-37	○	○	○	50人 (17.7㎡/人)
13	上の原集会所	南木曾町読書 4732-5	○	○	○	20人 (5.0㎡/人)
14	三留野分館	南木曾町読書 3772-1	○	○	○	100人 (5.5㎡/人)
15	東町集会所	南木曾町読書 3788-5	○	○	○	30人 (3.4㎡/人)
16	和合北集会所	南木曾町読書 3648-7	○	○	○	20人 (4.5㎡/人)
17	東栄町集会所	南木曾町読書 3436-口- 4	○	○	○	20人 (8.3㎡/人)
18	神戸集会所	南木曾町読書 3239-64	○	○	○	20人 (8.3㎡/人)
19	川向集会所	南木曾町読書 2797-5	○	○	○	20人 (6.5㎡/人)

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類			想定収容人数
			洪水	崖崩れ、 土石流 及び地滑り	地震	
20	天白集会所	南木曾町読書 2937-37	○	○	○	20人 (5.5㎡/人)
21	蘇南高等学校	南木曾町読書 2937-45	○	○	○	500人 (19.8㎡/人)
22	沼田集会所	南木曾町読書 2981-10	○	○	○	15人 (4.9㎡/人)
23	南木曾町役場	南木曾町読書 3668-1	○	○	○	100人 (21.3㎡/人)
24	消防団第一分団詰所	南木曾町読書 3638-9	○	○	○	30人 (2.4㎡/人)
25	南木曾会館	南木曾町吾妻 52-4	○	○	○	300人 (5.9㎡/人)
26	渡島集会所	南木曾町吾妻 58-2	○	○	○	30人 (5.2㎡/人)
27	恋野集会所	南木曾町吾妻 327-5	○	○	○	15人 (3.5㎡/人)
28	宅老所喜楽庵	南木曾町吾妻 839-5	○	○	○	10人 (8.6㎡/人)
29	ふれあい館	南木曾町吾妻 4701	○	○	○	20人 (6.7㎡/人)
30	妻籠町並み交流センター (旧妻籠小学校)	南木曾町吾妻 599	○	○	○	200人 (11.6㎡/人)
31	妻籠町並み交流センター (妻籠分館)	南木曾町吾妻 610	○	○	○	50人 (8.4㎡/人)
32	尾又集会所	南木曾町吾妻 1008-4	○	○	○	10人 (9.4㎡/人)
33	大妻籠集会所	南木曾町吾妻 1473-1	○	○	○	10人 (16.4㎡/人)
34	上在郷集会所	南木曾町吾妻 1912-1	○	○	○	10人 (6.0㎡/人)
35	蘭分館	南木曾町吾妻 3392	○	○	○	50人 (6.8㎡/人)
36	蘭老人会若葉荘	南木曾町吾妻 3410	○	○	○	20人 (3.6㎡/人)
37	なぎそこども園 蘭分園	南木曾町吾妻 3565	○	○	○	30人 (19.4㎡/人)
38	蘭社会教育施設	南木曾町吾妻 3859-39	○	○	○	300人 (8.3㎡/人)
39	上段集会所	南木曾町吾妻 2638	○	○	○	10人 (6.6㎡/人)

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類			想定収容人数
			洪水	崖崩れ、 土石流 及び地滑り	地震	
40	広瀬分館	南木曾町吾妻 4539-1	○	○	○	40人 (6.9㎡/人)
41	広瀬生活改善センター	南木曾町吾妻 4689-556	○	○	○	10人 (8.0㎡/人)
42	田立分館	南木曾町田立 1381-2	○	○	○	50人 (10.3㎡/人)
43	田立社会教育施設	南木曾町田立 1349-1	○	○	○	200人 (11.4㎡/人)
44	なぎそこども園 田立分園	南木曾町田立 1355	○	○	○	40人 (11.2㎡/人)
45	消防団第三分団詰所	南木曾町田立 1409-1	○	○	○	30人 (4.9㎡/人)
46	田立会館（五宮神社）	南木曾町田立 415	○	○	○	30人 (8.3㎡/人)
47	元組集会所	南木曾町田立 271	○	○	○	20人 (5.8㎡/人)
48	向栗畑集会所	南木曾町田立 566-11	○	○	○	10人 (10.0㎡/人)
49	栗畑集会所	南木曾町田立 1051	○	○	○	20人 (4.5㎡/人)
50	下切集会所	南木曾町田立 1438-2	○	○	○	20人 (5.0㎡/人)
51	下切生活改善センター	南木曾町田立 2198-3	○	○	○	10人 (6.1㎡/人)
52	大野正兼集会所	南木曾町田立 1709	○	○	○	20人 (7.5㎡/人)
53	塚野集会所	南木曾町田立 2052-8	○	○	○	20人 (8.2㎡/人)

5-3. 浸水想定区域もしくは土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地	浸水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等	避難確保計画の有無
(1) 老人福祉施設				
木曾あすなる荘	南木曾町田立 150-1	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)	有
南木曾デイサービスセンター	南木曾町田立 143-1	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)	有
宅老所 喜楽庵	南木曾町吾妻 839-5	0.5m	土砂災害警戒区域内 (土石流)	有
(2) 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設				
サンシャイン神戸の杜グループホーム	南木曾町読書 3227-4	0.5m	土砂災害警戒区域内 (土石流)	有
(3) 地域活動支援センター				
地域活動支援センターのどか	南木曾町田立 418-5	—	土砂災害警戒区域内 (土石流)	有
(4) 障害福祉サービス事業の用に供する施設				
グループホームすみよし	南木曾町読書 3645 -29	—	土砂災害警戒区域内 (土石流)	有
(5) 児童福祉施設 (児童自立支援施設除く)				
なぎそこども園	南木曾町読書 3912 -37	—	土砂災害警戒区域内 (土石流)	有
(6) 小中学校				
南木曾小学校	南木曾町読書 3757-3	—	土砂災害警戒区域内 (土石流)	有
南木曾中学校	南木曾町読書 2942-2	2m	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)	有
(7) 高等学校				
蘇南高校	南木曾町読書 2937 -45	—	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)	有
緑誠蘭高校	南木曾町吾妻 3859 -39	—	土砂災害特別警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)	無

5-4. 土砂災害警戒区域等一覧

●急傾斜地の崩壊

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
栗畑 1 号	○	○
栗畑 2 号	○	
栗畑 3 号	○	
宇礼 1 号	○	
宇礼 2 号	○	○
宇礼 3 号	○	○
宇礼 4 号	○	○
宇礼 5 号	○	○
奥志水 1 号	○	○
奥志水 2 号	○	○
下り谷 1 号	○	
下り谷 2 号	○	
下り谷 3 号	○	○
下り谷 4 号	○	○
下り谷 5 号	○	
下り谷 6 号	○	○
下り谷 7 号	○	
下り谷 8 号	○	
下切 1 号	○	○
下切 2 号	○	
下切 3 号	○	
下切 4 号	○	
下切 5 号	○	○
下切 6 号	○	
下切 7 号	○	
下切 8 号	○	
下町中町	○	○
岩倉 1 号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
岩倉 2 号	○	○
岩倉 3 号	○	
岩倉 4 号	○	○
岩倉 5 号	○	○
岩倉 6 号	○	
岩倉 7 号	○	
岩倉 8 号	○	
岩倉 9 号	○	○
岩倉 10 号	○	○
岩倉 11 号	○	
岩倉 12 号	○	○
岩倉 13 号	○	
橋場 1 号	○	○
橋場 2 号	○	○
元組 1 号	○	○
元組 2 号	○	○
元組 3 号	○	○
元組 4 号	○	
元組 5 号	○	○
元組 6 号	○	○
元組 7 号	○	
元組 8 号	○	
元組 9 号	○	
元組 10 号	○	
元組 11 号	○	
元組 12 号	○	
元町 1 号	○	
元町 2 号	○	○
元町 3 号	○	○
元町 4 号	○	○
戸場 1 号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
戸場 2 号	○	
戸場 3 号	○	
戸場 4 号	○	
戸場 5 号	○	○
戸場 6 号	○	
戸場 7 号	○	○
胡桃田 1 号	○	○
胡桃田 2 号	○	○
胡桃田 3 号	○	○
胡桃田 4 号	○	○
吾妻橋 1 号	○	○
吾妻橋 2 号	○	○
口広瀬 1 号	○	○
口広瀬 2 号	○	○
口広瀬 3 号	○	○
口志水	○	
口志水・奥志水	○	○
向粟畑 1 号	○	○
向粟畑 2 号	○	○
向粟畑 3 号	○	○
向田 1 号	○	○
向田 2 号	○	○
向田 3 号	○	○
向田 4 号	○	○
向田 5 号	○	○
幸助 1 号	○	○
幸助 2 号	○	○
幸助 3 号	○	
幸助 4 号	○	
幸助 5 号	○	○
幸助 6 号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
幸助 7 号	○	
幸助 8 号	○	○
妻籠 1 号	○	○
妻籠 2 号	○	○
妻籠 3 号	○	○
妻籠 4 号	○	○
妻籠 5 号	○	○
妻籠 6 号	○	○
妻籠 7 号	○	○
妻籠 8 号	○	
妻籠 9 号	○	○
妻籠 10 号	○	
妻籠 11 号	○	○
妻籠 12 号	○	○
坂本平 1 号	○	○
坂本平 2 号	○	○
寺・口志水	○	○
寺 1 号	○	
寺 2 号	○	
寺下	○	
漆畑 1 号	○	
漆畑 2 号	○	
漆畑 3 号	○	
漆畑 4 号	○	
漆畑 5 号	○	○
住吉町 1 号	○	○
十二兼 1 号	○	○
十二兼 2 号	○	○
十二兼 3 号	○	○
十二兼 4 号	○	
十二兼 5 号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
十二兼六号	○	
小川野平1号	○	○
小川野平2号	○	○
小川野平3号	○	○
沼田1号	○	○
沼田2号	○	
上の原1号	○	○
上の原2号	○	
上の原3号	○	
上の原4号	○	○
上の原5号	○	
上の原6号	○	
上の原7号	○	○
上在郷1号	○	○
上在郷2号	○	○
上在郷3号	○	
上在郷4号	○	○
上在郷5号	○	○
上在郷6号	○	
上在郷7号	○	○
上在郷8号	○	
上在郷9号	○	○
上在郷10号	○	
上在郷11号	○	○
上在郷12号	○	○
上在郷13号	○	○
上在郷14号	○	○
上在郷15号	○	
上在郷16号	○	○
上在郷17号	○	○
上在郷18号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
上在郷19号	○	
上在郷20号	○	○
上在郷21号	○	○
上在郷22号	○	
上在郷23号	○	○
上在郷24号	○	○
上在郷25号	○	
上在郷26号	○	○
上段1号	○	○
上段2号	○	○
上町	○	
新道	○	
新道1号	○	
神橋1号	○	
神橋2号	○	
神橋3号	○	
神橋4号	○	
神橋5号	○	○
神橋6号	○	
神橋7号	○	
神戸1号	○	
神戸2号	○	
神戸3号	○	
神戸4号	○	
神戸5号	○	
神戸6号	○	
須合平1号	○	○
川向1号	○	○
川向2号	○	○
川向3号	○	○
川向4号	○	

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
川向 6 号	○	
川向 8 号	○	
川向 9 号	○	○
川向 10 号	○	○
川向 11 号	○	○
川向 12 号	○	○
川合平 1 号	○	○
川合平 2 号	○	○
川合平 3 号	○	○
川合平 4 号	○	
川合平 5 号	○	○
川合平 6 号	○	○
大妻籠下り谷 1 号	○	○
大妻籠下り谷 2 号	○	
大妻籠下り谷 3 号	○	
大妻籠下り谷 4 号	○	
大妻籠下り谷 5 号	○	
大妻籠下り谷 6 号	○	
大妻籠下り谷 7 号	○	○
大妻籠下り谷 8 号	○	○
大妻籠下り谷 9 号	○	○
大妻籠下り谷 10 号	○	

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
大妻籠下り谷 11 号	○	○
大妻籠下り谷 12 号	○	○
大山 1 号	○	○
大山 2 号	○	
大山 3 号	○	
大野正兼 1 号	○	○
大野正兼 2 号	○	○
大野正兼 3 号	○	
大野正兼 4 号	○	
大野正兼 5 号	○	
大野正兼 6 号	○	
大野正兼 7 号	○	
大野正兼 8 号	○	○
中央	○	
中河原 1 号	○	
中折 1 号	○	
中折 2 号	○	
中折 3 号	○	
中折 4 号	○	○
中折 5 号	○	
中折神橋	○	○
中平	○	○
塚野 1 号	○	
塚野 2 号	○	○
塚野 3 号	○	
塚野 4 号	○	
塚野 5 号	○	
塚野 6 号	○	
塚野 7 号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
塚野 8 号	○	○
塚野 9 号	○	
塚野 10 号	○	○
塚野 11 号	○	○
天白 1 号	○	○
天白 2 号	○	
渡島 1 号	○	
渡島 2 号	○	○
渡島 3 号	○	○
渡島 4 号	○	○
渡島 5 号	○	○
渡島 6 号	○	○
渡島 7 号	○	○
渡島 8 号	○	
渡島 9 号	○	○
渡島 10 号	○	○
渡島 11 号	○	○
東栄町 1 号	○	
東町 1 号	○	○
東町 2 号	○	○
東町 3 号	○	○
東町 4 号	○	○
東南栄町 1 号	○	
南栄町 1 号	○	○
南栄町 2 号	○	○
南栄町 3 号	○	○
南野 1 号	○	○
南野 2 号	○	
南野 3 号	○	○
尾越 1 号	○	
尾越 2 号	○	

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
尾越 3 号	○	○
尾越 4 号	○	○
尾越 5 号	○	○
尾越 6 号	○	○
尾越 7 号	○	
尾越 8 号	○	○
尾越 9 号	○	○
尾越 10 号	○	
尾越 11 号	○	
尾越 12 号	○	
尾又 1 号	○	○
尾又 2 号	○	○
尾又寺下	○	○
富貴畑 1 号	○	
富貴畑 2 号	○	○
富貴畑 3 号	○	
富貴畑 4 号	○	○
富貴畑 5 号	○	○
富貴畑 6 号	○	
分校平 1 号	○	○
分校平 2 号	○	
分校平 3 号	○	○
分校平 4 号	○	
分校平 5 号	○	○
分校平 6 号	○	○
本谷 1 号	○	○
本谷 2 号	○	
本谷 3 号	○	
本谷 4 号	○	
本谷 5 号	○	
本谷 6 号	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
本町	○	
与川一区1号	○	○
与川一区2号	○	○
与川一区3号	○	○
与川一区4号	○	○
与川一区5号	○	○
与川一区6号	○	○
与川渡1号	○	○
与川渡2号	○	○
恋野1号	○	○
恋野2号	○	○
恋野3号	○	○
恋野4号	○	○
恋野5号	○	
恋野6号	○	○
恋野7号	○	○
恋野8号	○	○
恋野9号	○	○
恋野10号	○	
恋野11号	○	○
恋野12号	○	
和合南1号	○	○
賤母1号	○	○

●土石流

区域名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
あらかのつつみ	○	○
いざ谷	○	○
イト洞	○	○
うぶすな沢	○	○
えみだ沢	○	
かくぞれ沢	○	○
カジヤ洞	○	○
かngoや沢	○	○
くちなし沢	○	○
ししぼら	○	
たつの沢	○	○
タラ沢	○	○
つつみ洞	○	○
ドンガメ沢	○	○
ネギヤ洞	○	○
ひっぱた沢 1	○	○
ひっぱた沢 2	○	○
ふくべ沢	○	○
ホリミ沢	○	○
ませの沢	○	○
ミゾ沢	○	○
ムクリ沢	○	○
ヤキヤマ沢	○	○
阿従洞	○	
伊勢小屋沢	○	
伊奈山沢	○	○
井戸沢	○	○
井戸洞	○	○
井戸入	○	○

区域名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
井戸入沢 1	○	○
井戸入沢 2	○	
一の沢	○	○
一石沢	○	○
宇礼沢	○	
押手沢	○	○
下の沢 1	○	○
下の沢 2	○	○
下り谷	○	○
下桜	○	○
下山	○	○
夏焼沢	○	○
額付川	○	○
観音洞	○	○
岩戸沢	○	
岩倉蛇抜沢	○	○
岩倉沢川	○	○
宮の沢 1	○	○
宮の沢 2	○	○
宮の洞	○	○
弓張沢	○	○
熊の沢	○	○
桑洞	○	○
桂川	○	○
権現沢	○	○
胡桃田川	○	○
向ヶ原	○	○
弘法様の洞	○	
砂地沢	○	○
妻籠	○	○
細の山	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
細畑	○	○
細畑 2	○	○
桜洞	○	○
三十沢	○	○
三本栃沢	○	○
山沢	○	○
糸沢	○	
漆畑 1	○	○
漆畑 2	○	○
蛇抜	○	○
蛇抜沢 1	○	
蛇抜沢 2	○	○
住山	○	○
出羽	○	○
小垣外沢	○	○
小川	○	○
小沢	○	○
小沢 1	○	○
小沢 2	○	
小沢 3	○	
庄沢	○	○
松葉洞	○	○
沼洞 1	○	○
沼洞 2	○	○
焼ヶ洞	○	○
焼入沢	○	
上山沢川	○	
上段	○	○
上本	○	○
新山沢	○	○
森の沢	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
神戸沢	○	
須合沢	○	
水上沢	○	○
西の沢	○	○
折戸沢 1	○	○
折戸沢 2	○	○
折戸沢 3	○	○
川合沢	○	○
戦沢	○	
前の沢	○	○
前沢	○	○
大久保沢	○	○
大水上沢	○	
大沢	○	○
大沢田川	○	
大洞	○	
大奈良	○	
大明神洞	○	○
大油沢	○	○
男埋川	○	○
地藏沢	○	○
池の洞	○	○
中の沢 1	○	○
中の沢 2	○	○
中屋沢	○	○
中河原沢	○	○
中根沢	○	○
中市木	○	○
長根川	○	○
長谷川	○	
鳥ヶ洞	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
坪川	○	○
田の沢	○	
田代沢	○	○
鍋割川	○	○
南沢	○	
二の沢	○	○
馬洞	○	○
梅洞	○	○
白島沢	○	○
畑沢	○	○
八人石沢	○	○
板沢	○	○
平家洞	○	○
平沢	○	○
米山沢	○	○
北沢 1	○	

区域名	土砂災害 警戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害 特別警戒 区域 (レッド ゾーン)
北沢 2	○	
牧原 1	○	○
牧原 2	○	○
本谷	○	○
万蔵沢	○	○
霧ヶ洞	○	○
明智沢	○	○
木戸沢	○	
目洞 1	○	○
目洞 2	○	
有屋坂	○	
与の洞	○	○
梨子沢	○	
梨木沢	○	○

【6. 食糧調達関係】

6-1. 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日78総食第
294号総合食料局長から
関東農政局長あて

一部改正平成19年3月30日18総食第1369号

災害救助法（昭和22年法律第118号）の発動に伴う米穀の供給については、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付け61食糧第120号（需給・経理）食糧庁長官通知）に基づき、実施してきたところである。

今般、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」（平成17年10月28日農林水産大臣決定）が定められたことに伴い、同計画に基づき、国民保護法が発動された場合に備蓄米穀等を都道府県知事に対し緊急的に供給できる体制を整備した。

ついては、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う備蓄米穀等の緊急引渡手続について、別紙のとおり制定することとしたので了知願いたい。

また、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付け61食糧第120号（需給・経理）食糧庁長官通知）については、廃止する。

別紙

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が

所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

- (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
- (2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

- (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア)大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ)自衛隊の派遣が行われていること

(ウ)知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証

による物品の引渡要領（平成19年3月30日付け18総食第1366号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

- ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。
 - イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。
- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合ア市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア)市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等(地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。)に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ)保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ)倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ)保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア)市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ)倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ)倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

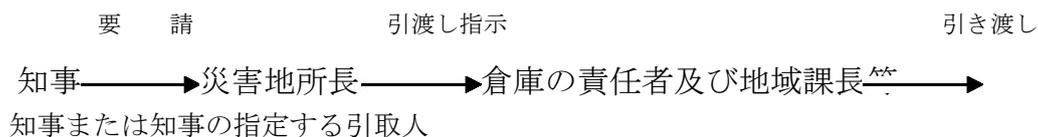
- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

(参考)

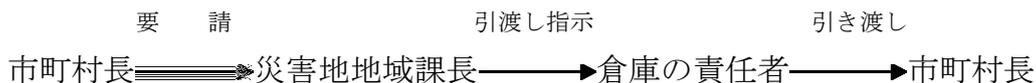
食糧の緊急連絡体制

災害救助用米穀等の緊急連絡体制「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」(平成18年6月15日18総食第294号)

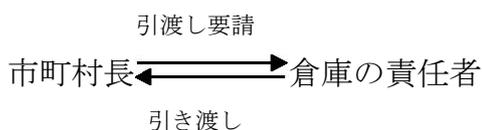
1 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつく場合



2 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつかない場合 ア 市町村長から地域課長等に対して緊急引渡しを要請する場合



イ 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合 (農政事務所地域課長等との連絡不可能)



6-2. 緊急措置による応急用米穀の引渡し申請書様式

災害救助用米穀引渡し要請書

令和 年 月 日

長野食料事務所 支所長 殿
政府米保管倉庫業者 殿

南木曾町長

記

品 目

数 量

算出基礎

交通、通信の途絶のため、災害救助法に伴う、災害救助用米穀の引渡しを要請します。

6-3. 緊急措置による応急用米穀の受領書様式

救助用米穀受領書

倉庫名	出庫月日	品名	年産	銘柄	等級	量目	包装	数量	備考

引渡し立会い者名 印

トラック等番号

上記のとおり受領しました。

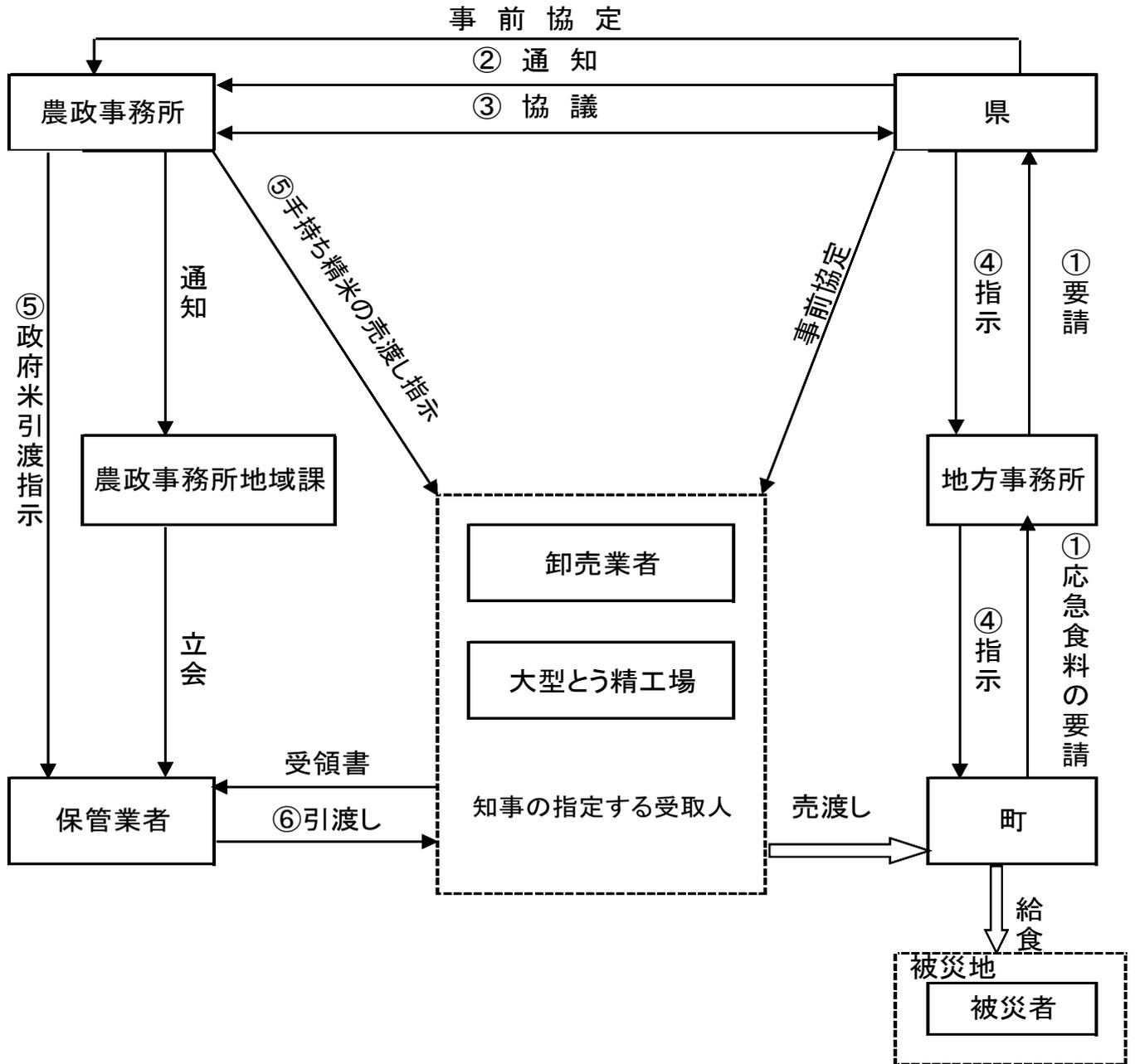
令和 年 月 日

南木曾町長 印

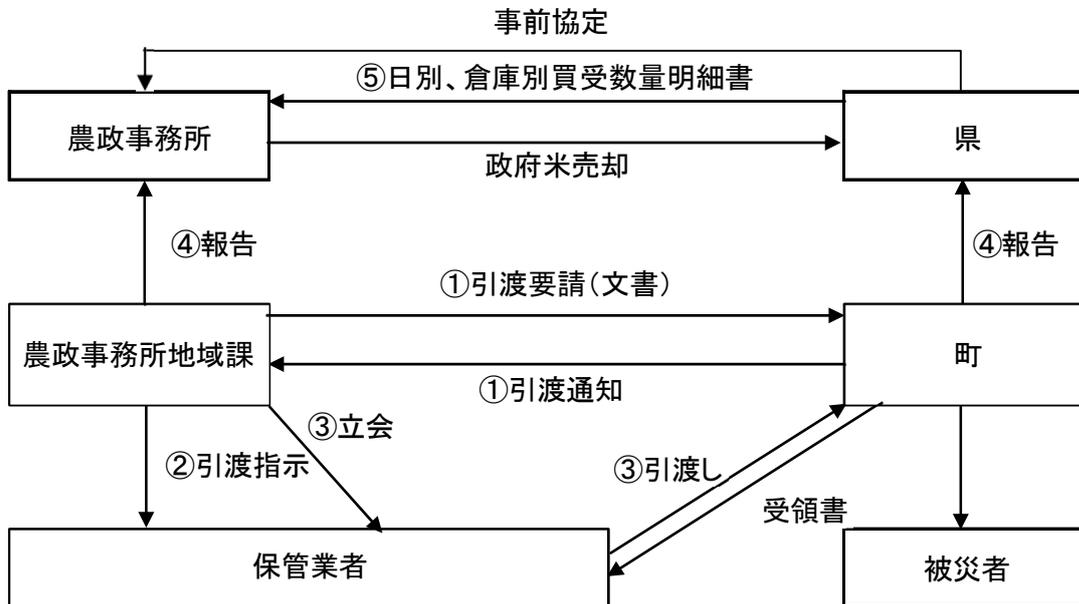
(政府米保管倉庫業者) 殿

6-4. 応急用米穀の供給に関する図表

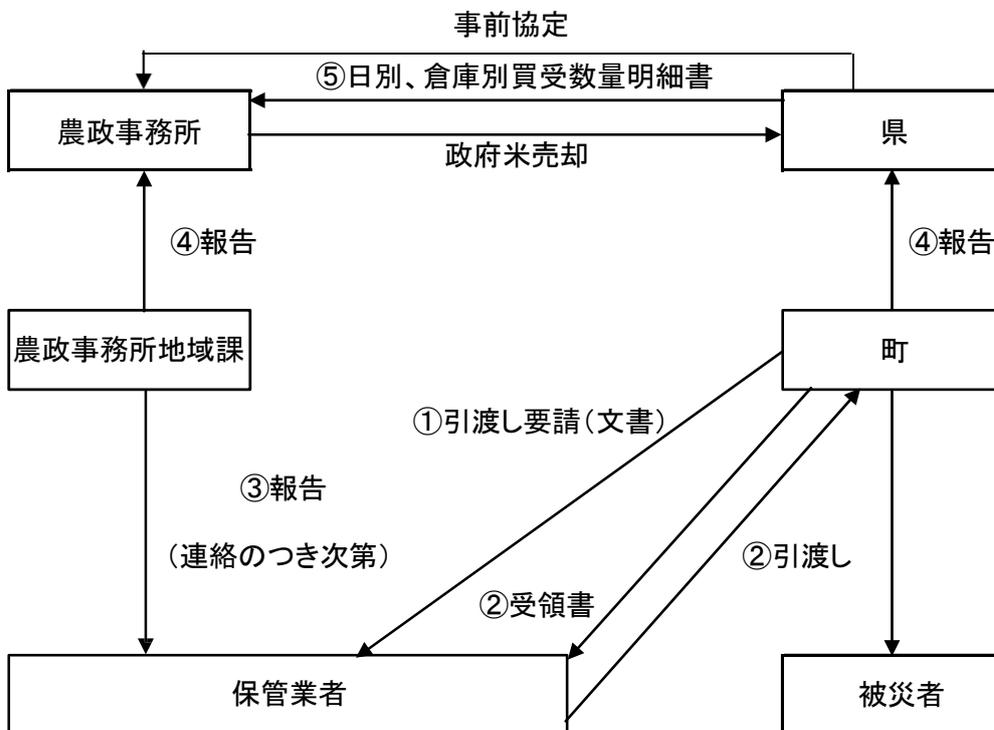
1 応急用米穀の供給（災害救助法又は国民保護法が適用された場合も含む）



2 緊急措置による供給（県及び農政事務所と連絡がつかない場合）（1）町長から農政事務所地域課長に対し要請する場合



(2)町長から倉庫の責任者に対し直接要請する場合



6-5. 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

関東農政局長野農政事務所長小宮博喜（以下「甲」という。）と長野県知事村井仁（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民保護法のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合において、食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の被災地域における「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」

（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局通知。以下「引渡要領」という。）に基づく引渡しの円滑を期するため、次の条項により協定する。

第1条 甲は、乙から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請があった場合には、直ちにこれを引き渡すものとする。

第2条 甲は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する乙の要請を受け得ない場合には、市町村長等から直接に甲若しくは当該市町村等を管轄する長野農政事務所地域課長又は倉庫の責任者に対し、災害救助用米穀等の緊急引渡し要請があった場合には、直ちにこれを引き渡すものとする。

第3条 乙は、前2条により自ら又は市町村長等が災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、その全数量について所定の価格により買い受けるものとする。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とする。

第4条 甲は、前3条により決定した災害救助用米穀等の価格を乙に通知するものとする。

第5条 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

(1) 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

なお、これらの期間については、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

ア 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

イ 自衛隊の派遣が行われていることウ乙から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

(2) 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

第6条 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。ただし、乙又は乙若しくは市町村長等が指定する者（乙又は市町村長等が

取扱者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため乙又は引取人から引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引き渡して差し支えないものとする。

第7条 災害救助用米穀等の引渡しの手続については、引渡要領第3によるものとする。

第8条 この協定によりがたい不測の事態が生じた場合は、法令等の定めによるほか双方誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成20年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から何らの申し出がないときは、前項の協定期間の満了後、新たな協定を締結するまでの間、更に継続するものとする。

第10条 この協定は、甲乙協議の上、解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書(平成18年12月18日締結)は廃止する。

平成20年2月5日

甲 関東農政局長 野農政事務所長 小宮博喜

乙 長野県知事 村井 仁

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書

(別紙) (以下「甲」という。)と長野県知事村井仁(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は国民保護法(平成16年法律第112号)が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

- 1 甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡すものとする。
- 2 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。
- 3 売買代金の納付については速やかに行うものとする。
- 4 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。
- 5 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」(平成8年7月5日締結)は廃止する。

平成18年12月28日

甲 (別紙のとおり) 印乙

長野県知事村井仁印

別紙

会社名	代表者名	所在地	電話
ベイクックコーポレーション 株式会社	酒井正晃	長野県長野市風間2452番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	西田哲郎	長野県安曇野市堀金烏川2669番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降籬米穀	降籬一路	長野県松本市筑摩1丁目21番5号	0263-26-4501
株式会社米匠	小宮山浩志	長野県長野市松代町東寺尾2971番地	026-278-1110
株式会社トーヨー食品	前田正臣	和歌山県和歌山市黒田7番地	073-474-3901
株式会社むらせ	原田哲夫	神奈川県横須賀市米が浜通1丁目6番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾益也	兵庫県神戸市中央区海岸通6丁目1番10号	078-371-2131
大和産業株式会社	金子秀次郎	愛知県名古屋市中区新道1丁目14番4号	052-571-1161
株式会社新潟ケンペイ	皆川修一	新潟県新潟市上大川前通九番町1265番地	025-383-5520
株式会社細山商店	細山洋	新潟県新潟市大関村古新田9番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	奥ノ博久	大阪府大阪市浪速区桜川3丁目7番12号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋一郎	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	0727-83-0001

6-5. 災害時における乾パンの取扱要領

災害時における乾パンの取扱要領

平成19年3月30日18総食第1327号総合食料局長通知

第1 趣旨「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知。以下「緊急引渡要領」という。）に定められた救助又は救援が行われる場合及び、災害発生又はそのおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における農林水産省総合食料局が備蓄している乾パン（以下「農林水産省乾パン」という。）の供給に当たっては、緊急引渡要領に定めるもののほか、次により迅速かつ的確に行うものとする。

第2 災害地地方農政事務所長の手続

1 災害時等における応急用食料として知事から乾パンの供給申請を受けた災害地の地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「災害地所長」という。）は、自ら乾パンを備蓄している場合においては、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。

2 災害地所長は、自ら備蓄している乾パンが必要量に満たない場合、又は乾パンを備蓄していない場合においては、以下の措置をとるとともに、農林水産省総合食料局長（以下「局長」という。）に連絡するものとする。

（1）別表1に掲げる備蓄地地方農政事務所長（以下「備蓄地所長」という。）に対し必要な乾パンの供給を要請し、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。

（2）（1）の措置をとってもなお、乾パンが必要量に満たないときは、別表2に掲げる陸上自衛隊補給処長、海上自衛隊造修補給所長、航空自衛隊基地業務担当部隊等の長（以下「補給処長等」という。）に対し、防衛省が備蓄している乾パン（以下「防衛省乾パン」という。）のうち、必要量の管理換について協議を行い、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。

3 災害地の地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）が被災により機能しない場合は、隣接地方農政事務所の長が災害地所長に代わるものとする。

第3 備蓄地地方農政事務所長の手続

1 備蓄地所長は、第2の2の（1）の要請があった場合は、直ちに運送等に必要な措置をとるものとする。

2 備蓄地所長は、備蓄している乾パンが必要量に満たない場合においては、以下の措置をとるものとする。

（1）局長と協議の上、別表1に掲げる他の備蓄地所長のうち近隣のものに対し必要な乾パンの供給を要請し、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに運送等必要な措置をとるものとする。

（2）（1）の措置をとってもなお乾パンの必要量を満たさないときは、第2の2の（2）に準じて管理換について協議を行い、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに運送等必要な措置をとるものとする。

3 災害地所長又は災害地所長の要請を受けた備蓄地所長は、災害時等の状況により特に緊急に乾パンの供給を必要とする場合（農林水産省乾パンが間に合わない場合を含む。）には、直ちに第2の2の（2）に準じて、供給に必要な措置をとるものとする。

第4 県間運送の手続

災害地所長の要請に基づく第3の1又は3の乾パンの県間運送は、緊急を要するので備蓄地所長限りで実施できることとする。この場合、備蓄地所長は、速やかに災害地所長に対し、発地及び発送日時等必要な事項を連絡するとともに局長に対しても速やかに報告を行うものとする。

第5 管理換及び売渡の場所

- 1 防衛省から管理換により乾パンの引渡しを受ける場所は、陸上自衛隊補給処、海上自衛隊補給所、航空自衛隊基地等（以下「補給処等」という。）とする。
- 2 備蓄地所長が管理換を受けた場合においては、原則として管理換を受けた乾パンを倉庫に運搬することなく、補給処等より災害地所長の指定する場所に運送し、災害地所長に引き渡すものとする。この場合において、緊急を要すると認めたときは、備蓄地所長は、政府倉庫又は政府指定倉庫以外の場所において貨車（トラック、船等）上で引き渡すことができる。
- 3 災害地所長は、防衛省乾パン及び農林水産省乾パンのいずれも引渡しを受けた場所において現品を確認の上、直ちに知事に売り渡すものとする。
- 4 備蓄地所長が防衛省乾パンの管理換を受けた場合、補給処等において災害地所長に管理換を行い、災害地所長は、同処において知事に売り渡すことができるものとする。

第6 管理換に伴う返還

災害地所長又は備蓄地所長は、防衛省から乾パンの管理換を受けた場合は、原則として管理換を受けた補給処等又は陸上自衛隊駐屯地業務隊等の長、海上自衛隊航空群司令（基地隊司令を含む。）及び航空自衛隊基地業務担当部隊等の長に返還（管理換）するものとする。

第7 要領改正に係る協議

本要領中管理換に係る部分を改正する必要があるときは、農林水産省総合食料局と防衛省経理装備局との双方による協議の上、改正するものとする。ただし、別表1及び別表2の改正については、その都度、双方交互に通知することにより行うことができるものとする。

第8 報告

農林水産省乾パン又は防衛省乾パンの管理換を受けた災害地所長又は備蓄地所長は、速やかに局長に別紙災害対策用乾パン受払数量報告書の提出及び必要な事項の報告を行うものとする。

別紙

災害対策用乾パン受払数量報告書

番
年 月 日

総合食料局長 殿

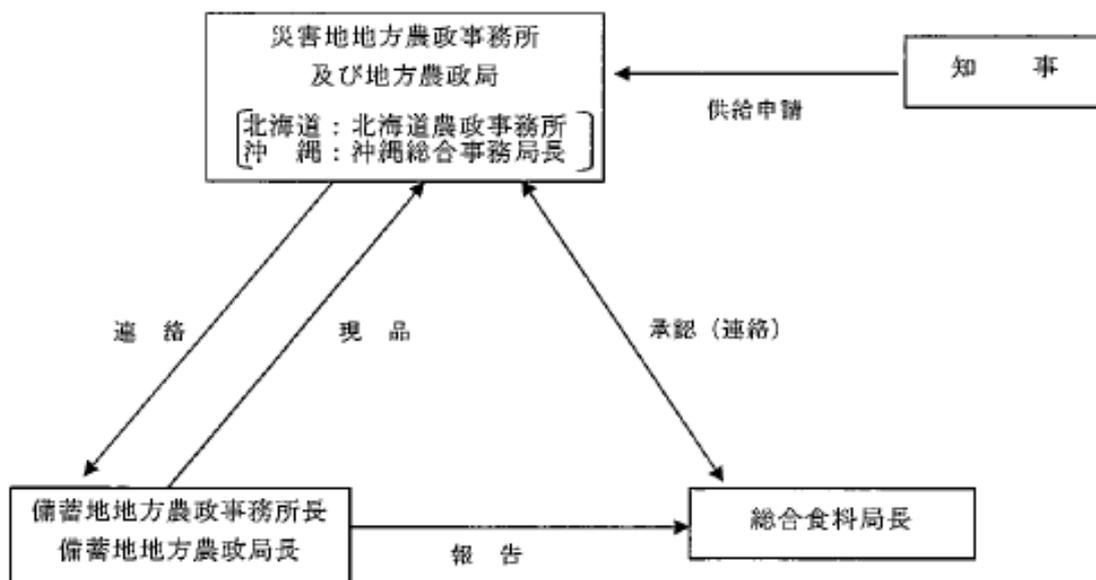
農政事務所長

区分 発地事務所名	受入月日	受入場所	運送方法	区 別 農林水産省 防衛省	包装区分	受入数量			1箱当		備 考
						箱数	食数	トン数	食数	トン数	

(注)備考欄には、災害発生年月日、災害の種類(台風、集中豪雨、地震による災害等)、災害救助法発動年月日、都道府県知事からの要請年月日、供給地域、その他参考となる事項を記入するものとする。

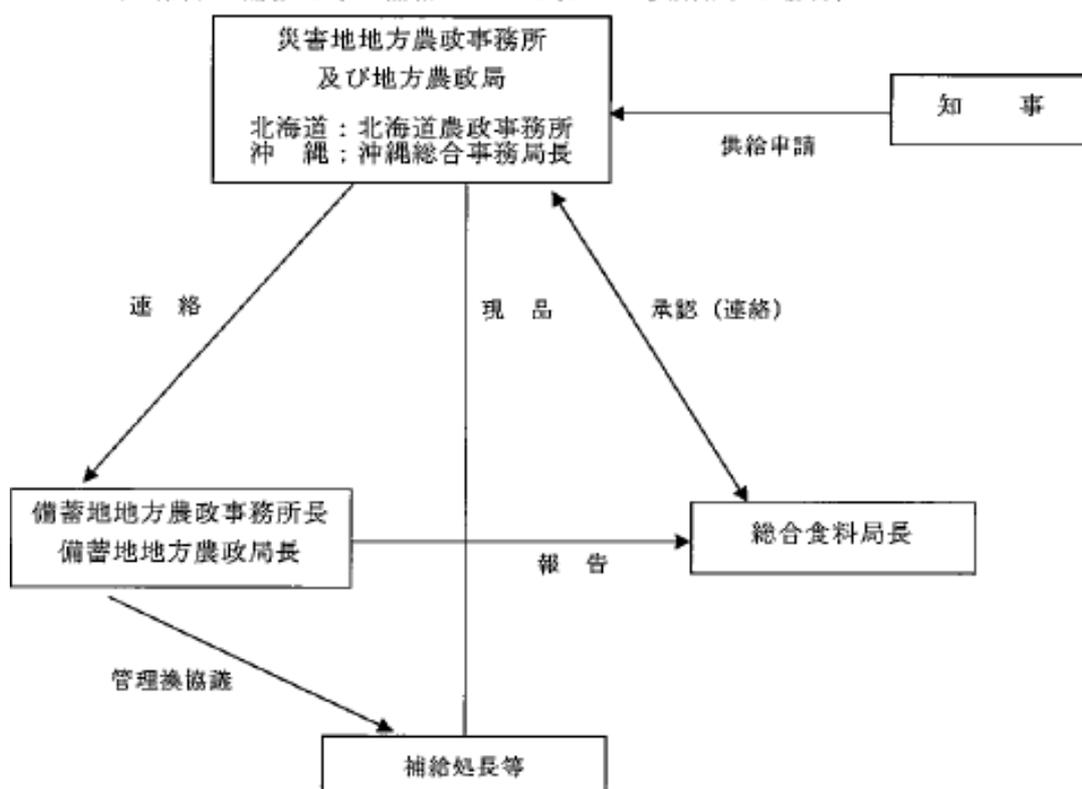
(参考) 乾パン等供給経路図

(1) 備蓄している災害対策用乾パンで必要量を満たしている場合



(注) 災害地の食糧事務所が被災により機能しない場合は、隣接地方農政事務所の所長が代わるものとする。

(2) 備蓄している災害対策用乾パンで必要量を満たし得ない場合
(自衛隊の補給処等で補給している乾パンを活用する場合)



(注) 災害地の地方農政事務所が被災により機能しない場合は、隣接地方農政事務所等の所長が代わるものとする。

6-6. 災害用備蓄食料、飲料水の配分計画

災害用備蓄食料、飲料水の配分計画

備蓄場所	主食 (食)	飲料水 (500ml:本)	所在地
佐久地域振興局	1,380	1,320	385-8533 佐久市大字跡部65-1
軽井沢高等学校	1,080	264	389-0102 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323-43
小海高等学校	240	192	384-1105 南佐久郡小海町大字千代里1006-2
上田地域振興局	2,456	504	386-8555 上田市材木町1-2-6
丸子地域自治センター	0	576	386-0492 上田市上丸子1612
真田地域自治センター	0	552	386-2292 上田市真田町長7178-1
諏訪地域振興局	2,600	3,384	392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10
上伊那地域振興局	2,368	3,096	396-8666 伊那市大字伊那3497
南信州地域振興局	1,916	2,640	395-0034 飯田市追手町2丁目678
阿南病院	240	216	399-1501 下伊那郡阿南町北条2009-1
木曾地域振興局	396	240	397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1
蘇南高等学校	120	96	399-5301 木曾郡南木曾町読書2937-45
松本平広域公園内 備蓄倉庫	6,596	6,600	390-1131 松本市今井4101-1 (陸上競技場北側)
松本地域振興局	4,416	6,864	390-0852 松本市大字島立1020
北アルプス地域振興局	748	864	398-8602 大町市大字大町1058-2
白馬高等学校	120	216	399-9301 北安曇郡白馬村大字北城8800
長野地域振興局	7,080	4,560	380-0836 長野市大字南長野南県町686-1
北信地域振興局	764	504	383-8515 中野市大字壁田955
北信建設事務所	480	312	389-2255 飯山市大字静間字町尻1340-1
計	33,000	33,000	

「令和4年度修正長野県地域防災計画」より引用

6-7. 災害時における物資の調達等に関する協定書(生活協同組合連合会)

災害時における物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき、災害時における食料品・生活必需品の調達及びその他の事項に関して、長野県（以下「甲」という。）が長野県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(食料品・生活必需品の調達)

第2条 災害時における食料品・生活必需品の調達に当たり、甲は、市町村からの要請に基づき、乙に対して必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙に加盟する生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対して必要な指導及び要請を行うものとする。

(費用)

第3条 前条に規定する甲の要請に基づき乙が供給した食料品・生活必需品の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における価格を基準として、甲と乙が協議の上、適正に決定するものとする。

(その他必要な支援等)

第4条 災害時の医療活動に当たり、乙及び会員生協は、甲が長野県医師会と締結した「災害時の医療救護についての協定」に沿って協力するものとする。

2 この協定に定めるほか、被災者に対する支援が必要な場合には、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(会員生協と市町村との協定)

第5条 会員生協が市町村と本協定と同様の協定を締結する場合には、甲と乙は、必要に応じて調整を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成10年11月30日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2長野県

長野県知事吉村午良

乙 長野市栗田950-6メゾン栗田102長野県生活協同組合連合会

会長理事木村輝夫

【7. 情報伝達関係】

7-1. 南木曾町防災行政無線管理運用規程

南木曾町防災行政無線管理運用規程

昭和58年12月5日

訓令第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、南木曾町における地域防災行政の責務を遂行するために必要な通信を行うことを目的として設置する南木曾町防災行政無線局の運用及び管理に関し、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波の送受信に必要な電氣的設備及び空中線ならびにその付帯設備をいう。
- (2) 無線従事職員 郵政大臣の免許を受けないで、無線設備を操作して通信を行う者をいう。
- (3) 無線従事者 電波法による資格を有し、町長の命を受け無線局の円滑な運用に当る者をいう。
- (4) 通信統制 災害あるいは、他の要因に起す非常時において、情報の収集あるいは伝達を図るため、通信順序等の指定またはこれらの措置を取り得る状態にすることをいう。

(無線局の総括)

第3条 無線局の総括責任者は総務課長とする。

2 総括責任者は無線局の管理及び運用について無線従事者及び無線従事職員の指揮監督をする。

第2章 管理

(管理体制)

第4条 総括責任者は、無線従事者を指揮監督し平常時における管理を徹底させるとともに、無線設備の日常における点検保全について実施させなければならない。

(無線従事者の選改任及び養成)

第5条 無線従事者は、郵政大臣が免許する特殊無線技士（無線電話乙）又は、同等以上の資格を有する職員とする。

2 無線従事者の選任及び改任は、町長がこれを行うものとし、異動のある時は速やかに所定の手続を経て、信越電波管理局長へ届出るものとする。

3 無線従事者は、町の職員とし、3名以上でこの任にあたる。

4 無線従事者の養成は町の経費でこれを行う。

(保全)

第6条 総括責任者は、無線設備納入者又はその代理者と無線設備保守点検契約を締結し、機能の維持に努める。

2 無線設備は、年2回以上の点検を実施するものとする。定期点検実施者は、別途定める書式にて報告

し、総括責任者はこれを保管する。

- 3 無線従事者あるいは無線従事職員は、無線設備の異常を発見した場合速やかに総括責任者にこれを報告しなければならない。総括責任者は、その報告を確認し、当該無線設備の機能回復の措置をとるものとする。

(備付書類の管理等)

第7条 無線局の免許状、免許証書、法令集、業務日誌あるいはその他郵政省令の定める書類は総括責任者がこの管理責任者となり管理する。

- 2 前項の書類は、期間を定め総括責任者が点検を行う。

(無線従事者)

第8条 無線従事者は、電波法の定めるところにより、その法令を遵守して無線局の運用に当たること。

- 2 無線従事者は、無線設備従事職員の指導育成を行い、円滑な運用を図る。

- 3 無線従事者は、無線局業務日誌の記録を点検し、毎日総括責任者の決裁を受けなければならない。

(無線局業務日誌抄録の報告)

第9条 総括責任者は、1年間の無線局業務日誌をもとに日誌抄録を作成し、信越電波管理局長へ所定の書式で報告をしなければならない。

(再免許申請あるいはその他の申請)

第10条 無線設備の増設、変更あるいは再免許にあたり、その申請等の業務を他に委任することができる。

第3章 運用

(平常時の運用)

第11条 総括責任者は、無線従事者及び無線従事職員を指揮監督し平常時における無線局の円滑な運用を図らなければならない。

(業務日誌の記載)

第12条 業務日誌は、主として無線従事職員がその都度記載し、無線従事者が点検し総括責任者の決裁を受けなければならない。

(通信の原則)

第13条 無線局の通信は免許状の記載に定めた内容とし、簡潔、明瞭にこれを行うものとする。ただし、第14条の定めによる場合、この限りでない。

(通信統制及び非常時の運用)

第14条 災害等の非常時は、町長もしくは総括責任者が通信統制を行う。

- 2 非常時において電波法施行規則第37条に定めた非常通信を行った場合は、速やかに所定の手続のもとに信越電波管理局長に報告するものとする。

第4章 その他

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、電波法第12条の免許のあった日から施行する

7-2. 南木曾町情報連絡施設の設置及び管理に関する条例

南木曾町情報連絡施設の設置及び管理に関する条例

昭和56年3月30日

条例第14号

改正 平成8年12月16日条例第23号

(設置)

第1条 行政需要の多様化と情報化時代に対応し、行政連絡と住民生活に必要な情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、災害等非常時の連絡施設として、南木曾町情報連絡施設を設置する。

(業務)

第2条 通信業務は、次のとおりとする。

- (1) 農林漁業及び商工業の経営管理指導情報等の伝達
- (2) 町の広報事項、普及啓発指導事項等の伝達
- (3) 非常災害その他緊急事項の伝達
- (4) 災害予防及び気象予報の伝達
- (5) その他町長が必要と認める事項の伝達

(区域)

第3条 通信業務を行う区域は、南木曾町全域とする。

(通信施設の設置場所等)

第4条 通信業務を行うため、無線局及び受信施設を次のとおり設置する。。

- (1) 親局 南木曾町読書3668番地1 南木曾町役場
- (2) 中継局 南木曾町吾妻1091番地45 細野山中継局
- (3) 屋外拡声子局
 - ア 南木曾町読書873番地2 与川分館
 - イ 南木曾町読書2487番地2 北部分館
 - ウ 南木曾町読書5272番地1 十二兼集会所(再送信子局)
 - エ 南木曾町吾妻601番地3 妻籠社会教育施設(気象観測)
 - オ 南木曾町吾妻3230番地 蘭分館
 - カ 南木曾町吾妻4542番地2 広瀬分館
 - キ 南木曾町田立1345番地2 田立社会教育施設(再送信子局・気象観測)(受信機の貸与及び有償譲渡)

第5条 個別受信機(以下「受信機」という。)は、受信を希望する者の申請に基づき、次の区分により貸与し又は有償譲渡するものとする。

- (1) 貸与とするもの
 - ア 町の住民基本台帳等に登載されている世帯

- イ 義務教育諸学校及び高等学校並びにこれらの管理する教職員住宅
- ウ 商工農林漁家に関連する町内各団体等の施設
- エ 町の管理する施設及び管理を委託した施設
- オ 区等の集会施設

(2) 有償譲渡とするもの

- ア 国及び地方行政機関、公社等の施設
- イ 会社、工場等の事業所
- ウ 第1号に規定するもののうち増設分

2 前項第1号により貸与する受信機は当該施設等1につき1台に限る。

3 第1項第1号により貸与された受信機は、その権利を譲渡し又は転貸し、若しくは担保に供することができない。

4 第1項第2号により有償譲渡された受信機は、町の事業により更新する場合は無償譲渡とする。

(受信施設の保全)

第6条 受信機を使用する者（以下「使用者」という。）は、受信機を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

2 使用者は受信機に異状を発見したときは、直ちにその状況を町長に届け出なければならない。3 情報連絡施設の通信設備の補修は、町長の指定する者以外の者が行うことはできない。

(受信機の維持管理費の負担)

第7条 情報連絡施設の無線通信の受信料は無料とする。

2 受信機の設置に伴う電気工事費及び維持管理費はすべて使用者が負担するものとする。

(損失の賠償)

第8条 使用者は、貸与された受信機を使用者の責に帰すべき事由により亡失又は損傷したときは、その損失額を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。附 則

1 この条例は、電波法第12条の免許のあった日から施行する。

2 この条例施行前に受信機の申込みのあったものは、この条例第5条の規定により申請があったものとみなす。

3 有線放送施設管理条例（昭和48年南木曾町条例第10号）は廃止する。

附 則（平成8年12月16日条例第23号）

1 この条例は、電波法第12条の免許のあった日から施行する。

2 この条例施行前に受信機の申込みのあったものは、この条例第5条の規定により申請があったものとみなす。

附 則（平成30年3月7日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

7-3. 南木曾町情報連絡無線「こうほうなぎそ」放送番組に関する規程

南木曾町情報連絡無線「こうほうなぎそ」放送番組に関する規程

改正 平成9年3月31日規程第3号

昭和56年3月30日

訓令第2号

第1条南木曾町情報連絡無線「こうほうなぎそ」の定時放送（以下「定時放送」という。）の順位及び時間等は次のとおりとする。

放送時間	番組	備考
6:30	時報	
12:00	時報	
15:00	時報	
17:00	時報	

(1) 火災

発生・消防団出動要請・延焼状況・避難・鎮火

(2) 台風、風水害

情報発生・消防団出動要請・被害状況・避難・その他

(3) 地震、その他の災害及び事故

情報発生・消防団出動要請・被害状況・避難・その他

(4) 停電・断水連絡

(5) その他

盗難、迷子・たずね人など町長が緊急周知を必要と認めた事項

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規程第3号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成30年3月30日告示第14号）

平成30年4月1日から適用する。

広報文例集

(1) 地震・津波

[例文1] 地震発生時の放送文（震度4の場合）【チャイム】こちらは、「広報なぎそ」です。

ただ今、地震がありました。落ち着いて行動してください。

まず、身の安全を守り火の元を始末してください。あわてて外へ飛び出すのは危険です。

倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。

今後のテレビやラジオの正しい情報を聞いて、落ちついて行動して下さい。もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

「南木曾町職員」に伝達します。

参集対象者は身の回りの安全を確認のうえ、速やかに参集して下さい。【くりかえし】

[例文2] 地震発生時の放送文（震度5弱以上の場合）【チャイム】こちらは、「広報なぎそ」です。

ただ今、大きな地震がありました。

皆さん、落ち着いて行動してください。

まず、身の安全を守り火の元を始末してください。あわてて外へ飛び出すのは危険です。

倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。

今後のテレビやラジオの正しい情報を聞いて落ちついて行動して下さい。もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

「南木曾町職員」に伝達します。

参集対象者は身の回りの安全を確認のうえ、速やかに参集して下さい。【くりかえし】

[例文3] 地震発生時の放送文（震度6弱以上の場合）【サイレン】こちらは、「広報なぎそ」です。

ただ今、大変大きな地震がありました。皆さん、落ち着いて行動してください。

まず身の安全を守り、火の元を始末してください。あわてて外へ飛び出すのは危険です。

倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。

今後のテレビやラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

「南木曾町職員」に伝達します。

全職員、身の回りの安全を確認の上速やかに参集して下さい。【くりかえし】

[例文4] 地震情報、余震情報、二次災害防止

[町内で震度5強以上の地震が発生した場合その1]

【直後から10分位まで】

●こちらは、「広報なぎそ」です。ただいま大きな地震がありました。

まず身の安全を守り、火の元を始末してください。ガスの元栓をしめてください。

電気器具のスイッチも切ってください。ふろ場に火の気はありませんか。

電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。

照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。

また、周囲で被害がありましたら、役場へご連絡ください。こちらは「広報なぎそ」です。

- こちらは、「広報なぎそ」です。この地方の地震はおさまりました。

皆さん、落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。

消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。お子さんは無事ですか。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。

もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。

電気のブレーカーを切ってください。そして全員家から外へ出てください。屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見てください。壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。

ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。ブロック塀から離れてください。

火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。こちらは「広報なぎそ」です。

- こちらは、「広報なぎそ」です。地震はおさまりました。

車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。

道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいてください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

こちらは「広報なぎそ」です。

[町内で震度5強以上の地震が発生した場合その2]

【10分後以降2時間以内】

- こちらは、「広報なぎそ」です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震はまだ続っていますが、余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

住民の皆さんあわてて外に飛び出さないでください。自宅にいる人はそのまま中にいてください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。

たれさがった電線には絶対にふれないでください。こちらは「広報なぎそ」です。

- こちらは、「広報なぎそ」です。地震はおさまりました。

皆さんおちついてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。

消しわすれた火はありませんか。電話はかかりにくくなっています。

緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。

また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を粹ってください。

こちらは「広報なぎそ」です。

●こちらは、「広報なぎそ」です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。

水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。

風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。トイレの水は流さないでください。

タンクの中の水は、のみ水や料理のための水に使うことができます。

近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。こちらは「広報なぎそ」です。

[町内で震度5強以上の地震が発生した場合その3]

【発生後2時間～6時間以内】

●こちらは、「広報なぎそ」です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。

家族全員にケガがないかどうか確かめてください。

小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。

たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。こちらは「広報なぎそ」です。

●こちらは、「広報なぎそ」です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。

余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。余震に気をつけてください。近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。

身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげてください。まず火の元を消すように。

ガスの元栓をしめるようにしてあげてください。電気器具のスイッチも切ってあげてください。こちらは「広報なぎそ」です。

●こちらは、「広報なぎそ」です。地震はおさまりました。

この地方の震度は「震度〇」と発表されました。

あなたが、しばらくの間、してはならないことのとめは以下のとおりです。

○電話は使わない。

- 水はむだにしない。
 - 見物にでかけない。
 - 必要もないのに表に出ない。
 - 照明スイッチをつけたり消したりしない。
 - マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
 - タバコはしばらく、がまんしてください。
- くりかえしてお知らせします。(・・・・・・・・) ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。こちらは「広報なぎそ」です。

[例文 8] 被害状況

【発生後 6 時間以降】

●こちらは、「広報なぎそ」です。

これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方及び重傷の方は○人です。そのうちわけは、○○区○○地区で○人、△△区△△地区で△人です。

半壊又は全壊した家屋は○棟です。そのうちわけは、○○区○○地区で○棟、△△区△△地区で△棟です。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。こちらは「広報なぎそ」です。

●こちらは、「広報なぎそ」です。

現在町内の電気、水道はすべて供給を停止しています。

復旧に備え、電気のブレーカーを切り、水道の元栓を閉めてください。

しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちとともに準備してください。

復旧には何日もかかることが予想されます。

重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

くりかえしてお知らせします。(上記くり返し) こちらは「広報なぎそ」です。

[例文 9] 火災発生状況、避難情報

【状況把握後直ぐに】

●サイレン吹鳴 こちらは、「広報なぎそ」です。

火災発生 火災発生 ○○町付近で火災が発生しています。

○○町のおよそ△分の○が焼失し、現在も延焼中です。こちらは「広報なぎそ」です。

●サイレン吹鳴 こちらは、「広報なぎそ」です。

現在○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。

△△地区及び△地区にいる人は、直ちに○○方面へ避難してください。

ラジオを持っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。くりかえしてお知らせします。(・・・・・・・・)

こちらは「広報なぎそ」です。

[例文10] 安心情報

こちらは、「広報なぎそ」です。

これまでにわかった情報をお知らせします。

〇〇区〇〇地区では、被害はありませんでした。

△△小学校は、生徒・職員全員の無事が確認されました。

〇〇株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。

△△パンは、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のためのパンの製造に全力をあげています。これからの放送で給食のための必要事項をお知らせします。

またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。くりかえしてお知らせします。

(……………) こちらは「広報なぎそ」です。

[例文11] 交通状況

●こちらは、「広報なぎそ」です。

これまでにわかった交通情報をお知らせします。

〇〇鉄道、△△鉄道は、すべて運転を停止しています。

現在線路などの点検を実施しています。運転再開までには、しばらく時間がかかるかもしれません。これからの放送でひきつづき交通情報をお知らせします。

またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。こちらは「広報なぎそ」です。

●こちらは、「広報なぎそ」です。

これまでにわかった道路交通情報をお知らせします。

現在町内のすべての道路（又は〇〇通り）は、（〇〇のため）一般車輛の通行が禁止されています。自動車の使用はしばらく、やめてください。

現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示にしたがってください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

くりかえしてお知らせします。（……………) こちらは「広報なぎそ」です。

[例文12] 避難準備

【状況把握後直ぐに】

●サイレン吹鳴 こちらは、「広報なぎそ」です。

現在、〇〇町付近は、〇〇のため危険な状態になりつつあります。

お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。いつでも避難できるように準備をしてください。

火の元を消してください。

避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。

こちらは「広報なぎそ」です。

●サイレン吹鳴 こちらは、「広報なぎそ」です。避難の用意をしてください。
○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。飛び火に注意してください。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。くりかえしてお知らせします。（……………）
こちらは「広報なぎそ」です。

[例文13] 避難の指示、誘導

【状況把握後直ぐに】

●サイレン吹鳴 こちらは、「広報なぎそ」です。
○町、○○町に対して、避難指示（高齢者避難、緊急安全確保）が出されました。
○○のため危険な状態になりつつありますので、家族揃って早く避難してください。避難先は△△小学校です。火の元を消して早く避難して下さい。
くりかえしてお知らせします。（……………）こちらは「広報なぎそ」です。
●サイレン吹鳴 こちらは、「広報なぎそ」です。
現在○○付近で水路から水があふれ、床上浸水の被害がでつつあります。大切なものは高い所にあげて、直ちに避難を開始してください
付近の消防団員は安全な誘導に注意してください。
また近所の方は、お互いに助け合って避難してください。
○○町の方の避難先は△△小学校です。火の元を消して早く避難してください。
くりかえしてお知らせします。（上記くり返し）こちらは「広報なぎそ」です。

●緊急放送。緊急放送。こちらは、「広報なぎそ」です。ただいま○○町一帯に避難指示（高齢者等避難、緊急安全確保）が出されました。
風向きが悪いため、○○付近も危険です。急いで△△に避難してください。
警察官や消防団員の指示にしたがって、安全な避難に注意してください。くりかえしてお知らせします。（上記くり返し）
こちらは「広報なぎそ」です。

[例文14] 救護対策

【状況把握後2時間ごとに】

こちらは、「広報なぎそ」です。
負傷者の臨時救護所が○○、△△、……に設置されました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、○○、△△、……救護所へ連れてってください。くりかえしてお知らせします。（上記くり返し）
こちらは「広報なぎそ」です。

[例文15] 避難所設置

【状況把握後適宜】

こちらは、「広報なぎそ」です。

避難所の設置場所について、お知らせします。

り災者の避難所が、〇〇、△△、……に設置されました。お困りの方は、直接避難所へおいでください。又は、役場へおいでください。

くりかえしてお知らせします。（上記くり返し）こちらは「広報なぎそ」です。

〔例文16〕 防疫・保健衛生

【状況把握後適宜】

こちらは、「広報なぎそ」です。

被災された地区の方にお知らせします。

飲み水は、安全のため、ハンカチなどの布でこしてください。また5分間沸騰させ消毒してください。

また食中毒にならないよう、必ず火を通したのか、食中毒にならないようなものを食べるようにしてください。

熱が出たり、下痢等身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。食中毒症状の時は、保健所、または役場に連絡してください。

くりかえしてお知らせします。（上記くり返し）こちらは「広報なぎそ」です。

〔例文17〕 警戒宣言発令時

【発令時（同報系緊急一斉）】

（サイレン吹鳴）

約45秒約45秒約45秒

〇〇〇〇約15秒約15秒

（町長コメント）

住民のみなさん。町長の〇〇〇〇です。

ただ今、内閣総理大臣から東海地震の警戒宣言が発令されました。

これは、駿河湾沖付近を震源域とする大地震が発生するおそれがあるためです。この地震が発生すると、南木曾町では、震度5程度のゆれが予想されます。

しかし、このゆれの程度は、みなさんが落ちついて行動すれば、地震による被害そのものはさほど大きなものとはならない！ということです。

住民のみなさん！

今後の地震に関する情報については、テレビ、ラジオの情報及び市からの情報だけを聞くようにおねがいいたします。

くりかえしてお知らせします。（……3回繰返す……）

【発令直後（同報系緊急一斉）】

（区及び出先機関職員及び地域防災住民組織リーダー向）こちらは、「広報なぎそ」です。

役場では、地震の発生に備えて災害対策本部を設置しました！

町職員及び地域防災住民組織リーダーのみなさんをお願いします。各区・各施設、防災住民組織においても対策本部を設置して下さい！

地域のみなさんと協力する体制をつくり、防災用資機材の点検、情報の連絡など、それぞれの役割、計画にしたがって防災行動にはいって下さい。

くりかえしてお知らせします。（……3回繰返す……）

【発令後10分～30分（同報系緊急一斉）】

（サイレン吹鳴）

約5秒約5秒約5秒約5秒約5秒

〇〇〇〇〇〇〇〇約3秒約3秒約3秒約3秒

こちらは、「広報なぎそ」です。

南木曾町では、地震の発生に備えて、災害対策本部を設置しました！防災関係機関と協力して防災活動にあたる体制を整えました。

「広報なぎそ」から住民のみなさんをお願いします！

住民のみなさんは、次のことを守り、落ち着いて行動して下さい。

○家具は、倒れないよう、動かないよう固定して下さい。

○家具の上の荷物はおろし落ちてこないよう邪魔にならないところに整理して下さい。

○小さなお子さんやお年寄りの方、身体の不自由な方がいたら、なるべく、家の中で一番安全な部屋にいるようにして下さい。

○火は、できるだけ使わないようにして下さい。

○やむを得ず使うときは、火の側から絶対に離れないで下さい。

○そとにいるかたは、落下物やブロックベイなどから離れ気をつけて行動して下さい。

○今後の防災に関する情報については、テレビやラジオ及び市からの情報だけをきいて下さい。

○デマには一切耳をかさない、人に伝えないで下さい。

ラジオをつけて、今後のラジオからの情報に注意して下さい！落ち着いて行動して下さい！こちらは「広報なぎそ」です。

くりかえしてお知らせします。（……3回繰返す……）

（2）風水害

〔例文18〕 気象情報の伝達

【大雨洪水警報が発令された場合】 こちらは、「広報なぎそ」です。

さきほど「大雨洪水警報」が発令されました。

これから宵のうちにかけて所々で強い雨が降り、所によっては、1時間に〇〇mmをこえる強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や低い土地での浸水が発生するおそれがあります。厳重に警戒して下さい。

ふる場の水、洗濯の水は捨てないようにご協力ください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報にも気をつけてください。くりかえしてお知らせします。

（……………） こちらは、「広報なぎそ」です。

避難の指示の例

緊急サイレン×2

○年○月○日○時発表 避難指示 避難指示

1 ○○市町村において複数のテロリストによる攻撃があり、国の対策本部長から、警報の発令と○○市○○地区、△地区及び□地区を要避難地域とする避難措置の指示がありました。

テロリストによる攻撃があったのは、○○市町村○○地区の甲駅です。現在、テロリストは○○市△△地区及びその周辺に潜伏中の模様であり、今後も攻撃の可能性あります。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

(※) 警報で定められる法44条第2項第2号の地域（武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域）の設定状況に留意する。

(屋内避難の例)

2 ○○町○○地区の住民の方は、外出による移動には危険を伴いますので、町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難してください。

(移動を伴う避難の例)

3 ○○町○○地区の住民の方は、町職員の誘導に従い、次による方法で避難してください。

(1) ○○町○○地区の住民は、△市町村△地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。

・ 運送手段及び避難経路

国道○○号によりバス(○○会社、○○台確保の予定)

○○駅より○○鉄道(○○行○○両編成○便予定)

※○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)

※細部については、○○市町村の避難実施要領による。

(2) ○○市○○地区の住民は、L市M地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にB公民館に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

避難の指示の例

緊急サイレン×2

1 ○年○月○日○時発表 避難指示 避難指示

北朝鮮より発射されたロケットが、南木曾町に着弾する可能性があるとの警報が発令されました。出来るだけコンクリート作りの堅ろうな施設や建物の地階に避難して下さい。

今後も攻撃の可能性があります。

外出による移動には危険を伴いますので、町長による誘導の連絡があるまで、屋内で待機して下さい。

※近所で着弾音と考えられる不審な音を聞いたとき、または、不審な飛来物が落ちているのを発見した場合は、当該現場から離れるとともに、役場、消防署、交番等へ連絡すること。また、着弾地点周辺へ興味本位で近づかないこと。

(移動を伴う避難の例)

2 ○○町○○地区の住民の方は、町職員の誘導に従い、次による方法で避難して下さい。

(1) ○○町○○地区の住民は、△市町村△地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること。

(○○時間を目途に避難を完了)

・運送手段及び避難経路

国道○○号によりバス(○○会社、○○台確保の予定)

○○駅より○○鉄道(○○行○○両編成○便予定)

※○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)

※細部については、○○市町村の避難実施要領による。

(2) ○○市○○地区の住民は、L市M地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること。(○○時間を目途に避難を完了)

・運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にB公民館に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

7-4. 南木曾町情報連絡無線通信局の管理及び運用に関する規程

南木曾町情報連絡無線通信局の管理及び運用に関する規程

昭和56年3月30日

訓令第1号

改正 平成9年3月31日規程第2号

平成13年12月25日告示第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、南木曾町情報連絡施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年南木曾町条例第14号）に基づき設置された南木曾町情報連絡無線通信局の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線設備電波の送受及び発電のために必要な電氣的設備並びにその付帯設備をいう。
- (2) 無線従事者郵政大臣から電波法に定める免許を受けている者で、無線設備を操作する者をいう。
- (3) 無線従事職員郵政大臣の免許を受けていない者で、無線設備を操作する者をいう。
- (4) 通信統制災害が発生、又はそのおそれのある場合において情報の円滑、効率的な伝達を図るため平時通信を切断し、割込及び通信順序の指定等を行なうこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の総括)

第3条 無線局の管理及び運用に関する事務は、総務課長が総括する。

(管理体制)

第4条 無線局の平常時における管理責任者は、総務課長とする。

- 2 管理責任者は、無線従事者を指揮監督して、無線設備に係る日常の点検、保全を実施させなければならない。

(設備点検)

第5条 町は、無線設備納入業者との間で無線設備保守点検契約を結び、年2回以上無線設備に係る定期点検を実施しなければならない。

(備付書類)

第6条 免許状、法令集、業務日誌、その他郵政省令で定める書類は、管理責任者が責任者となり、総務課で一括保管するものとする。

- 2 前項の書類は期間を定めて総務課長の決裁を受けるものとする。

(無線従事者)

第7条 総務課長は無線従事者を配置し、その運用に従事させなければならない。

- 2 無線従事者は電波法令を遵守して無線局の運用にあたり、無線設備の管理経過に係る記録、無線局業務日誌の記録等を行い、定められた時期に総務課長の決裁を受けなければならない。

(無線局の運用)

第8条 無線局の平常時における運用責任者は、総務課長とする。

2 運用責任者は無線局の運用に関して、無線従事者及び無線従事者職員を指揮監督し、無線局の円滑な運用を図るものとする。

第9条 平常時の通信体制は、無線局の運用責任者の指示のもとに無線従事者ないしは無線従事職員により通信を行うものとする。

2 災害時の通信体制は前項の規定にかかわらず、次の各号による。

(1) 総務課長は必要に応じて通信統制を行う。

(2) 夜間又は休日等により総務課長が前号の職務を行うことができないときは、「災害非常配備体制並びに運営要綱」に基づく広報班長がこれを行う。

(3) 地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたときは、当該本部の総務部長が前2項の業務を引き継ぎ当該本部体制で通信を行う。

(4) 水防法に基づき、南木曾町水防本部が設置されている間又は水防活動上、特に必要と認めるときは、総務課長は、通信統制を行うことができる。

(通信の原則)

第10条 通信は行政事務及び南木曾町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務に関するものとし、簡単かつ明瞭に行わなければならない。

(業務日誌の記載)

第11条 業務日誌は毎日、無線従事者又は無線従事職員が記載し運用責任者の決裁を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。附 則 (平成9年3月31日規程第2号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。附 則 (平成13年12月25日告示第48号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成30年3月30日告示第13号)

平成30年4月1日から適用する。

7-5. 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

防災相互通信用無線局設置機関一覧表

令和4年4月1日現在

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県		10		14				
警察庁		16						
総務省		1				1		
長野市	1	16				590		
松本市						416		
上田市		1				1		
岡谷市						27		
飯田市		12			1	98		
諏訪市						88		
須坂市	1	2						
伊那市		11			1	70		
駒ヶ根市					1	43		
中野市		2						
大町市	3	54						
飯山市						1		
茅野市		1				2		
佐久市					3	34		
北相木村		2						
青木村						2		
下諏訪町						58		
富士見町						30		
原村						3		
辰野町						2		
松川町		1						
阿智村					2			
根羽村		35						
大鹿村		2						
上松町		2						
南木曾町		1						
木曾町		1						
生坂村		10						
山形村					1	23		
小谷村					1	50		
佐久広域連合		1						
上田地域広域連合	1	56						
諏訪広域連合		81				139		
上伊那広域連合	1							
南信州広域連合	2	140						
松本広域連合	1	9				176		
木曾広域連合		18						
北アルプス広域連合		3						
千曲坂城消防組合		3						
岳南広域消防組合		2						
岳北広域行政組合		3						
日本赤十字社		70		31				
中部電力パワーグリッド株式会社		7						
東京電力パワーグリッド株式会社		42		3				
東京電力リニューアブルパワー株式会社		34						
関西電力株式会社		31						
関西電力送配電株式会社		10						
長野都市ガス株式会社		4						
東海旅客鉄道株式会社		2		1				
信越放送株式会社	1							
合計	11	696	0	49	10	1,854	0	0

7-6. アマチュア無線による災害時応援協定を一部変更する協定

アマチュア無線による災害時応援協定を一部変更する協定

社団法人日本アマチュア無線連盟長野県支部（以下「JARL長野県支部」という。）と長野県（以下「県」という。）は、「アマチュア無線による災害時応援協定」（平成7年12月22日締結）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

1 第8条から第9条を1条ずつ繰り下げ、第7条の次に、次の条を加える。

（便宜の供与）

第8条 JARL長野県支部がこの協定による業務を行う場合は、県は施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

2 附則を附則第1項とし、同項の次に、次の1項を加える。

2 この協定は平成18年4月10日から実施する。

3 別表（第7条関係）を別添のとおり改める。

この協定締結の証として、本書二通を作成し、JARL長野県支部と県は、記名押印のうえ各自一通を保有する。

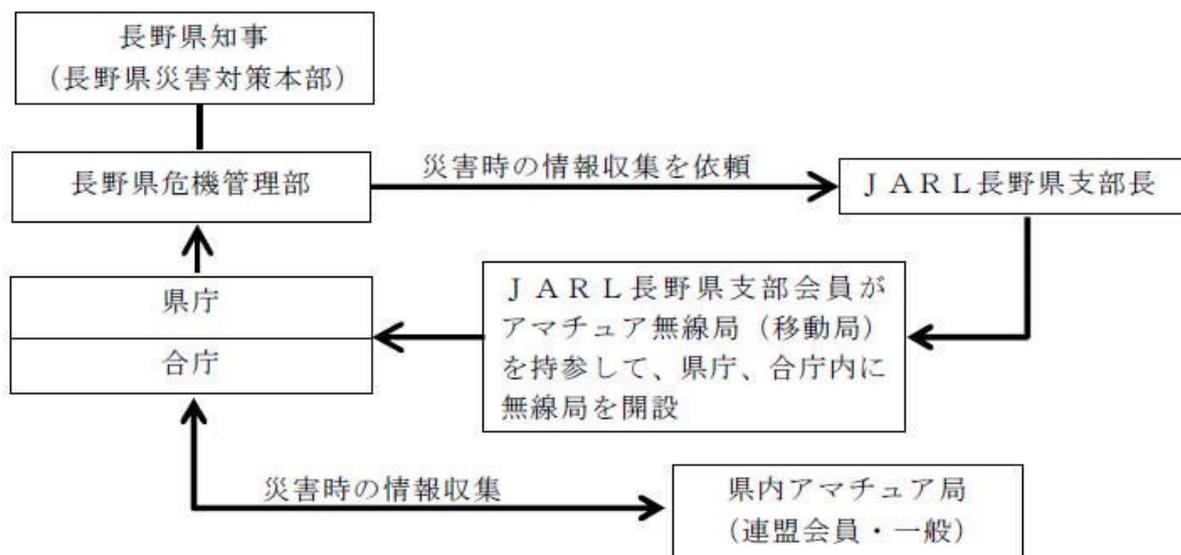
平成18年4月10日

JARL長野県支部

支部長小西正夫長野県知事田中康夫

（別表）（第7条関係）

アマチュア無線による災害時応援協定連絡系統図



【8. 気象方法等関係】

8-1. 気象観測所及び雨量・水位観測所

気象観測所及び雨量・水位観測所

(1) 雨量観測所一覧(町内分)

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
気象台	南木曾	木曾川	木曾川	木曾郡南木曾町読書	優先ロボット気象計
国土交通省 (木曾川)	蘭	木曾川	蘭川	木曾郡南木曾町蘭	テレメーター
国土交通省 (丸山ダム)	三留野	木曾川	木曾川	木曾郡南木曾町読書	テレメーター
町	柿其	木曾川	柿其川	木曾郡南木曾町読書岩倉	山崩予知システム (12/20~4/10 閉鎖)
町	与川	木曾川	与川	木曾郡南木曾町読書与川	山崩予知システム (12/20~4/10 閉鎖)
町	三留野	木曾川	木曾川	木曾郡南木曾町読書(南木曾町役場)	山崩予知システム (12/20~4/10 閉鎖)
町	広瀬	木曾川	蘭川	木曾郡南木曾町吾妻奥志水	山崩予知システム (12/20~4/10 閉鎖)
町	蘭	木曾川	蘭川	木曾郡南木曾町吾妻元町	テレメーター
町	田立	木曾川	長谷川	木曾郡南木曾町田立栗畑	テレメーター
関西電力	妻籠発電所取水口	木曾川	蘭川	木曾郡南木曾町吾妻字森	テレメーター
関西電力	山口ダム取水口	木曾川	木曾川	木曾郡南木曾町田立ケンカ平6-1	テレメーター

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

長野県知事が行う氾濫危険水位等到達情報

水位周知河川水防法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次表のとおりである。

河川名	区域		対象水位観測所				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断水 位	氾濫危険 水位		
木曾川	大桑村・ 南木曾町境	南木曾町田立 (岐阜県境)	南木曾 (高瀬 橋)	南木曾 町高瀬 橋	6.4	7.2	南木曾 町	木曾建 設事務 所長

長野県知事が水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により、知事が指定した水防警報を行う河川は、次表のとおりである。

(1) 水防警報を行う河川および水位観測所

河川名	区域		対象水位観測所				対象水防 管理団体	水位警報 発表 責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位		
木曾川	大桑村・ 南木曾町境	南木曾町 田立 (岐阜県境)	南木曾 (高瀬橋)	南木曾 町 高瀬橋	4.3	6.2	南木曾 町	木曾建 設事務 所長

(2) 長野県関係水位観測所(水防関係)

水系名	河川名	観測所名 (所在市町村)	水防団 待機水位	氾濫注意 水位
木曾川	木曾川	南木曾(高瀬橋) (南木曾町)	4.3	6.2

8-2. 南木曾町重要水防区域

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
木曾川	県	一級	右	B	100	1	中学校裏	8.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
木曾川	県	一級	左	A	173	1	渡島	9.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠伏せ
木曾川	県	一級	右	B	300	1	沼田高校寮下	8.0	堤防高不足 越水	積土俵
木曾川	県	一級	左	B	150	1	金知屋田口宅裏	9.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠伏せ
木曾川	県	一級	左	B	200	1	柿其橋下流 ～丸昌木材下	9.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠伏せ
木曾川	県	一級	左	A	100	1	十二兼駅下	9.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠伏せ
木曾川	県	一級	左	B	300	1	東栄町下	9.0	護岸等の決壊	
蘭川	県	一級	左	B	130	1	妻籠橋下	5.0	護岸等の決壊	
			右	B	173	1				
額付川	県	一級	左	B	300	1	新道大島	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	300	1				
細野沢	県	一級	左	B	100	1	田島	2.0	護岸等の決壊	積土俵
			右	B	300	1				
胡桃田川	県	一級	右	A	100	1	胡桃田付近	3.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石木流し
鍋割川	県	一級	右	A	200	1	漆畑	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石木流し
長谷川	県	一級	右	A	57	1	田立旧鶴屋上	2.0	護岸等の決壊	
			左	A	100	1				
男埴川	県	一級	左	A	200	1	大妻籠	2.5	護岸等の決壊	木流し 蛇籠伏せ
			右	A	200	1				
桂川	県	一級	左	A	100	1	中沢橋上	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
南沢川	県	一級	左	B	50	1	南沢切越	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	50	1				
岩倉沢	県	一級	左	A	80	1	前沢博幸宅横	3.0	堤防高不足 越水	積土俵
岩倉沢	県	一級	左	A	100	1	岩倉別荘横	0.5	堤防高不足 越水	積土俵
坪川	県	一級	左	A	300	1	大野正兼下切	3.0	堤防高不足 越水	積土俵
県計					4,163	25				

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
北沢	町	準用	左	A	100	1	和合住吉	2.0	堤防高不足 越水	捨土のう 捨石木流し
			右	A	100	1				
井戸沢	町	準用	左	A	300	1	伊奈山	2.0	堤防高不足 越水	捨土のう 捨石木流し
			右	A	300	1				
			右	A	300	1				
井戸沢	町	準用	左	A	300	1	寺	2.0	堤防高不足 越水	捨土のう 捨石木流し
井戸入沢	町	準用	左	A	280	1	口志水	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石木流し
			右	A	280	1				
木戸沢	町	準用	左	A	500	1	鹿の島	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石木流し
			右	A	500	1				
下の沢	町	準用	左	A	50	1	元組	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石木流し
蛇抜沢	町	準用	左	A	100	1	口広瀬	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石木流し
			右	A	100	1				
蛇抜沢	町	準用	左	A	350	1	和合住宅	1.0	護岸等の決壊	捨土のう
			右	A	350	1				
一石沢	町	準用	右	B	100	1	大妻籠・下り谷	1.5	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
宇礼沢	町	準用	左	B	150	1	与川宇礼	1.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	150	1				
桜洞	町	準用	左	A	50	1	新町	1.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	A	50	1				
中河原沢	町	準用	左	B	50	1	十二兼	1.5	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	50	1				
大沢	町	準用	左	A	150	1	与川大沢	3.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	A	150	1				
梨子沢	町	準用	左	A	300	1	東町梨子沢	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	A	300	1				
大沢田川	町	準用	左	A	200	1	東町大沢田	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	A	200	1				
大水 上沢	町	準用	左	A	100	1	和合東栄町	1.0	護岸等の決壊	捨土のう
			右	A	100	1				
砂地沢	町	準用	左	B	100	1	尾又寺下	1.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	100	1				
地藏沢	町	準用	左	B	100	1	恋野	1.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	100	1				
伊勢小 屋沢	町	準用	左	B	100	1	天白・沼田	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	100	1				
大油沢	町	準用	右	B	50	1	岩倉	5.0	護岸等の決壊	捨土のう
いざ谷	町	準用	左	A	100	1	寺	2.0	護岸等の決壊	捨土のう
			右	A	100	1				
むくり	町	準用	左	A	100	1	広瀬	2.0	護岸等の決壊	捨土のう
			右	A	100	1				

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
細畑沢	町	準用	左	A	100	1	大山	2.0	護岸等の決壊	捨土のう
			右	A	100	1				
弓張沢	町	普通	左	A	100	1	口広瀬	2.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	A	100	1				
殿沢	町	普通	左	B	100	1	与川三区	1.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	100	1				
巻ヶ沢	町	普通	左	B	100	1	与川一区	1.0	護岸等の決壊	捨土のう 捨石
			右	B	100	1				
戦沢	町	準用	左	A	100	1	神戸	2.0	堤防高不足 越水	積土俵
			右	A	100	1				
神戸沢	町	準用	左	A	100	1	神戸	2.0	堤防高不足 越水	積土俵
			右	A	100	1				
町計					8,260	53				
県管理合計					4,163	25				
市町村管理合計					8,260	53				
合計					12,423	78				

8-3. 「大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値」について

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」(約1km四方)毎に設定していますが、気象庁HPの「警報・注意報発表基準一覧表」では、市町村内における基準値の最低値を示しています。

「地域メッシュ」とは、総務省が各種統計に利用するため、国土を緯度・経度により方形の小地域区画に細分したものです。また、それぞれのメッシュを識別するために付与されたコードは「地域メッシュ・コード」と呼ばれ、このコードは日本工業規格（JISX0410）です。

なお、「地域メッシュ」及び「地域メッシュ・コード」の詳細については、以下のHPを参照して下さい。

総務省（統計局）<http://www.stat.go.jp/data/mesh/index.htm>

財団法人日本規格協会<http://www.webstore.jisa.or.jp/webstore/top/index.jsp>

(別添) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値

令和5年6月8日現在

地域メッシュ コード (1km格子対応)	土壌雨量指数基準	
	(注意報)	(警報)
53372439	137	172
53372447	134	168
53372448	128	161
53372449	136	171
53372456	151	189
53372457	151	189
53372458	134	168
53372459	136	170
53372466	149	187
53372467	151	189
53372468	134	168
53372469	136	170
53372476	149	187
53372477	133	167
53372478	135	169
53372479	137	172
53372485	132	165
53372486	150	188
53372487	134	168
53372488	135	169
53372489	136	171
53372496	128	160
53372497	152	190
53372498	153	192
53372499	132	165
53372510	131	164
53372520	132	165
53372521	132	165
53372530	132	165
53372531	132	165
53372540	137	172
53372541	131	164
53372542	131	164
53372543	129	162
53372544	128	160
53372550	136	170

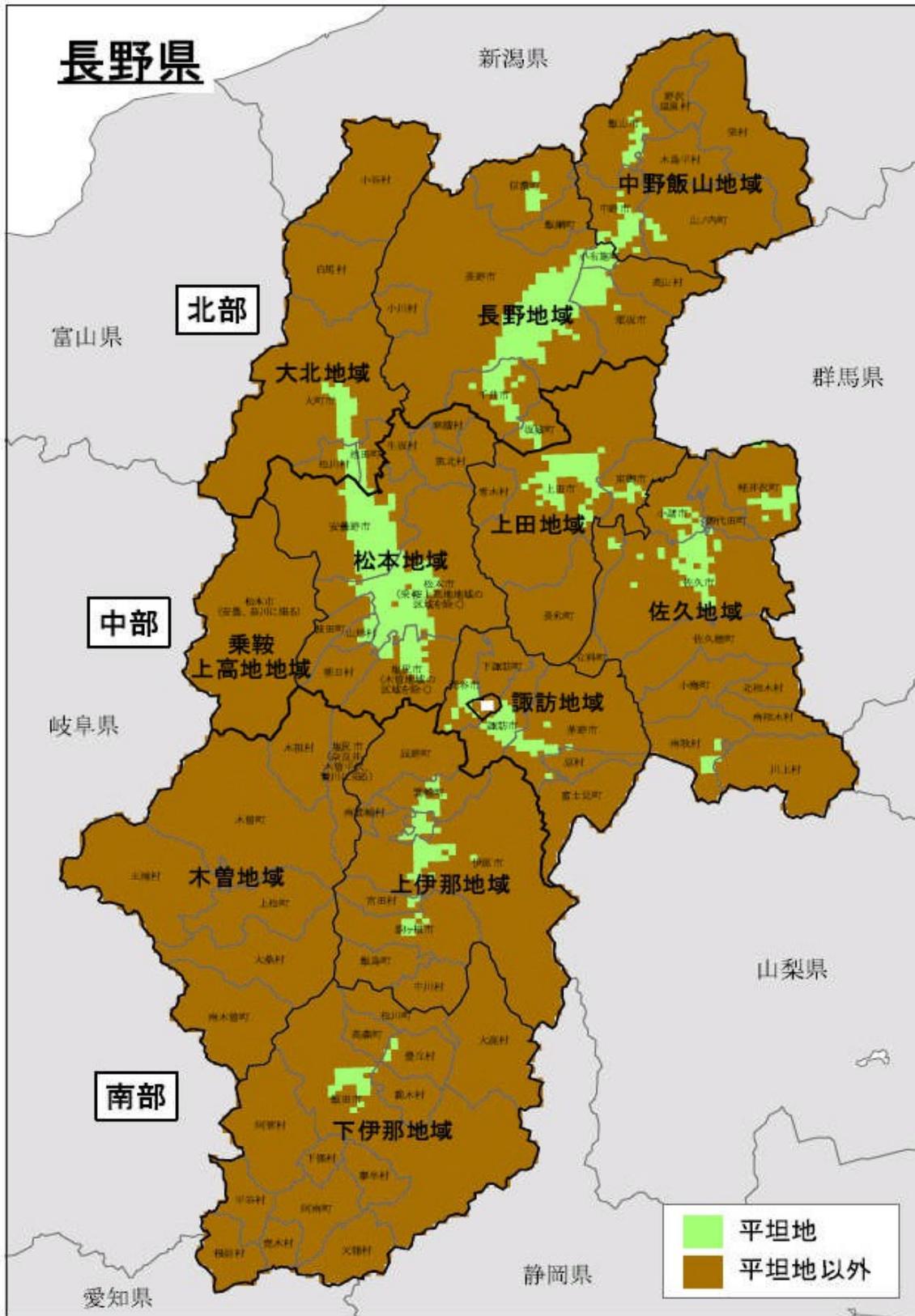
地域メッシュ コード (1km格子対応)	土壌雨量指数基準	
	(注意報)	(警報)
53372551	130	163
53372552	136	171
53372553	135	169
53372554	133	167
53372560	136	170
53372561	136	171
53372562	136	170
53372563	136	170
53372564	134	168
53372565	127	159
53372570	137	172
53372571	154	193
53372572	136	170
53372573	152	191
53372574	128	161
53372580	137	172
53372581	137	172
53372582	135	169
53372583	136	170
53372584	128	161
53372590	137	172
53372591	137	172
53372592	130	163
53372593	136	—
53372594	136	—
53372595	128	160
53372596	128	161
53373403	152	190
53373404	152	190
53373405	152	190
53373406	152	191
53373407	120	151
53373408	114	143
53373409	108	135
53373412	152	191
53373413	152	190

地域メッシュ コード (1 km格子対応)	土壌雨量指数基準	
	(注意報)	(警報)
53373414	152	190
53373415	152	190
53373416	157	—
53373417	116	145
53373418	127	159
53373419	115	144
53373421	155	194
53373422	153	192
53373423	152	190
53373424	153	192
53373425	132	165
53373426	132	165
53373427	157	197
53373428	112	140
53373429	158	198
53373431	156	196
53373432	154	193
53373433	152	191
53373434	154	193
53373435	132	165
53373436	133	167
53373437	135	169
53373438	160	200
53373439	160	200
53373442	140	175
53373443	132	166
53373444	156	195
53373445	133	167
53373446	134	168
53373447	136	171
53373448	161	202
53373449	142	178
53373452	151	—
53373453	138	173
53373454	137	172
53373455	142	178
53373456	137	172
53373457	138	173
53373458	162	203
53373459	161	202
53373463	151	189
53373464	149	187
53373465	147	184
53373466	162	203
53373467	163	204
53373468	163	204
53373469	144	180
53373473	156	196
53373474	155	194
53373475	147	184

地域メッシュ コード (1 km格子対応)	土壌雨量指数基準	
	(注意報)	(警報)
53373476	144	181
53373477	167	209
53373478	147	184
53373479	144	181
53373483	156	195
53373484	160	200
53373485	156	196
53373486	153	192
53373487	172	215
53373488	148	186
53373493	176	—
53373494	176	—
53373495	176	—
53373496	176	—
53373497	176	—
53373498	152	190
53373500	130	163
53373501	136	170
53373502	136	171
53373503	136	—
53373504	136	—
53373505	136	—
53373506	136	—
53373507	136	170
53373510	132	165
53373511	136	171
53373512	136	—
53373513	136	—
53373514	136	—
53373515	136	—
53373516	136	170
53373520	133	167
53373521	131	164
53373522	130	163
53373523	136	—
53373524	136	—
53373525	136	—
53373526	135	169
53373527	136	171
53373530	157	197
53373531	132	165
53373532	130	163
53373533	136	—
53373534	136	—
53373535	133	167
53373536	133	167
53373537	136	170
53373540	140	175
53373541	155	194
53373542	136	171

地域メッシュ コード (1 km格子対応)	土壌雨量指数基準	
	(注意報)	(警報)
53373543	134	168
53373544	128	160
53373545	132	165
53373546	132	166
53373547	128	161
53373550	140	176
53373551	156	195
53373552	136	171
53373553	135	169
53373554	133	167
53373555	132	165
53373560	140	176
53373561	156	196
53373562	137	172
53373563	134	168
53373564	133	167
53373565	132	165
53373570	142	178
53373571	156	196
53373572	136	171
53373573	135	169
53373574	132	166
53373582	156	195
53373583	136	170
53374402	176	—
53374403	176	—
53374404	176	—
53374405	176	—
53374406	176	—
53374407	176	—
53374411	176	—
53374412	176	—
53374413	176	—
53374414	176	—
53374422	176	—
53374423	176	—

細分図



【9. 物資関係】

9-1. 災害時における物資の調達に関する協定書(エルピーガス協会)

災害時における物資の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき、災害発生時における物資の調達に関して、長野県（以下「甲」という。）が、社団法人長野県エルピーガス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、物資を調達する必要があると認めるとき、乙に対し、物資の供給を要請する。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたとき、すみやかに措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定する。

(費用負担)

第7条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む）は、甲が負担する。

(代金の請求)

第8条 乙は、甲による物資の引渡し完了の確認後、災害発生前の本県通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成8年6月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の決定)

第10条 この協定の各項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年6月1日

甲 長野市南長野幅下692-2
長野県
長野県知事 吉村午良

乙 長野市南県町1041-3千代田生命長野ビル2階社
団法人長野県エルピーガス協会
協会長 長瀬輝夫

別表

LPガス設備	LPガスボンベ、供給機器一式、コンロ、カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
--------	---

9-2. 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）は、災害時における県民生活の安定を図るための協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙の一体的かつ組織的・機動的な活動のもと、応急生活物資等の調達及び安定供給、医療・保健介護活動、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い並びにボランティア活動等の支援を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（防災体制の確立）

第2条 乙は、県下各農業協同組合（以下「JA」という。）並びに県農業協同組合連合会の災害時における被災者支援体制の確立に努め、甲は乙に対して必要な協力を行う。

- ② 甲は、JAと市町村が災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定等（以下「応急物資等供給協定」という。）を締結する場合に必要な協力を行い、乙はJAに対して同協定の締結を指導する。
- ③ 乙は、全国のJAとの連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。
- ④ 乙は、JAの活動を通じて、組合員等の防災意識の高揚を図り、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（情報網の整備と情報の収集・提供）

第3条 乙は、被災地域のJAからの情報収集に努めるとともに、速やかに甲へ連絡し、甲は、乙に必要な情報を提供する。

- ② 乙は、農業情報システムなど独自の情報システムを優先的に確保する。

（災害時の対応）

第4条 災害時の県民生活の安定を図るため、乙は、甲からの情報提供及び要請を受け、JA等に対し次の活動を要請・指導する。

- 1 災害時の緊急医療活動その他の医療・保健活動及び高齢者等要介護者への介護活動
- 2 応急生活物資・防災資材の優先調達及び安定供給
- 3 被災者の救出、避難誘導、炊き出し等ボランティア活動
- 4 救護所・避難場所等への施設や土地の提供
- 5 LPガス等の危険物やガソリンスタンド等の施設に対する保全対策の実施
- 6 被災した組合員等の自力更生を促進するための緊急的な資金融通
- 7 被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い
- 8 被災した農作物等の復旧対策

（協力事項の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置する等激甚な災害が発生し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成11年5月19日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県
長野県知事 吉村午良

乙 長野市北石堂町1177-3
長野県農業協同組合中央会
会 長 木下順一

9-3. 災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）並びに長野県経済事業農業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における県民生活の安定を図る基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、災害の発生に際し、相互に協力して県民生活の早期安定を図るために、応急生活物資や防災資材等（以下「応急生活物資等」という。）の調達及び供給に関する事項について次により協定書を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置する等激甚な災害が発生し、乙・丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資等の供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資等を必要とするときは、丙は甲に対し丙の保有商品の供給について積極的に協力する。

（応急生活物資等供給の協力実施）

第3条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力する。

（応急生活物資等）

第4条 甲が丙に要請する災害時の応急生活物資等は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおりとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が丙に対する要請手続は、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

（応急生活物資等の運搬）

第6条 応急生活物資等の運搬は、丙又は丙の指定する者が行う。又、丙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資等の引取り）

第7条 応急生活物資等の引渡し場所は、甲丙が協議して決定するものとし、当該場所において丙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条の規定により丙が供給した商品の対価及び第6条の規定により丙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

② 前項に規定する費用は、丙が保有商品の供給及び運搬終了後、丙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲丙協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 丙は、他県連合会並びに全国農業協同組合連合会との連携を強め、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 別表1に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲丙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法その他の法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙並びに丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成11年6月1日

長野市大字南長野字幅下692-2

甲 長野県
長野県知事吉村午良

長野市北石堂町1177-3

乙 長野県農業協同組合中央会
会 長 木下順一

長野市北石堂町1177-3

丙 長野県経済事業農業協同組合連合会
代表理事会長木下順一

別表1 生活物資供給

	初動対策	初期対策	復旧対策
	～3日 ライフラインストップ	4日～6日電気復旧	7日～30日水道復旧
		仮設住宅ガス配置	
食料品			
飲料水	○	○	○
お茶葉		○	○
菓子・パン	○	○	○
こめ	炊き出し	炊き出し	○
切り餅		○	○
レトルトごはん	○	○	
インスタント食品		○	○
牛乳	○	○	○
果物	○	○	○
缶詰	○	○	○
肉・魚		○	○
衣類等			
軍手	○	○	
合羽	○		
長靴	○		
作業服	○		
ゴム手袋	○	○	
炊事・食器			
はし	○		
食器	○		
なべ	○	○	○
包丁	○	○	○
卓上コンロ	○	○	
身の回り・日用品			
ティッシュペーパー	○	○	○

トイレットペーパー	○	○	○
石鹼	○	○	○
紙おむつ	○	○	○
生理用品	○	○	○
粉ミルク	○	○	○
哺乳ビン	○	○	○
タオル	○	○	○
光熱電池材料			
電池	○	○	○
懐中電灯	○		
マッチ	○	○	
ライター	○	○	○
ストーブ	○	○	
灯油	○	○	○
LPガス設備		○	○
防災資材			
被覆シート	○	○	
スコップ	○	○	
じょれん	○	○	
チェーンソー	○	○	

【10. 消防関係】

10-1. 緊急消防援助隊要綱

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号
改正平成 17 年 3 月 30 日消防震第 14 号
改正平成 18 年 2 月 14 日消防応第 15 号
改正平成 18 年 6 月 22 日消防応第 94 号
改正平成 20 年 7 月 2 日消防応第 109 号
改正平成 20 年 8 月 27 日消防応第 152 号
改正平成 24 年 11 月 28 日消防広第 95 号
改正平成 26 年 3 月 26 日消防広第 75 号
改正平成 27 年 3 月 31 日消防広第 74 号
改正平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号
改正平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号
改正平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号

目次

第 1 章 総則

第 2 章 編成及び装備等の基準

第 3 章 出動

第 4 章 指揮活動

第 5 章 防災関係機関との連携

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。

- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及び N 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。

(6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

(2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。

(3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。

(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。

(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

- ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

- ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。
- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

- ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
- ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

- ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。
- イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。
- ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

- ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。
- イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- ア はしご車
- イ 照明車
- ウ 空気ボンベ充填車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第 17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC 災害即応部隊の出動)

第 18 条 NBC 災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC 災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第 19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 21 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により応援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該応援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第 2 号及び第 3 号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。
 - （1）第 1 順位指揮支援隊長
 - （2）第 2 順位都道府県大隊長
 - （3）第 3 順位統合機動部隊長
 - （4）第 4 順位代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - （2）被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
 - （3）陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整に関すること。
 - （5）指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - （6）調整本部に対する報告に関すること。
 - （7）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - （8）その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(3) 調整本部に対する報告に関すること。

(4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

(2) 隊員の安全管理に関すること。

(3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。

- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

（情報共有等）

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により

情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

（活動報告等）

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項13を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。

ただし、第 16 条第 2 項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、第 6 項及び第 8 項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第 32 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
 - （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
 - （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
 - （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - （8）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
 - （9）航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
 - （10）無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- （1）無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - （2）無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第 5 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第 34 条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第 35 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成 19 年法律第 103 号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 36 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第 37 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。

(2) 指揮支援の基本的事項に関すること。

(3) 関係機関との活動調整に関すること。

(4) 現地合同調整所への参画に関すること。

(5) 情報連絡体制に関すること。

(6) 通信支援小隊との連携に関すること。

(7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。

(2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。

(3) 情報連絡体制に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合には、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。

(4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。

(5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。

(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。

(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

(8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項及び第5条第2項関係）

災害発生地域（都道府県名）	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道（北海道）	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局
東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟）	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局
関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）	東京消防庁	東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局
東海（岐阜、愛知、三重）	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁
東近畿（富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山）	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁
近畿（大阪、兵庫）	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁
中国・四国（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局
九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局

別表第2（第5条第4項関係）

災害発生地域	指揮支援部隊長代行の属する消防本部	災害発生地域	指揮支援部隊長代行の属する消防本部
北海道	仙台市消防局	東近畿	大阪市消防局
東北	札幌市消防局	近畿	京都市消防局
関東	名古屋市消防局	中国・四国	福岡市消防局
東海	東京消防庁	九州	広島市消防局

10-2. 長野県消防相互応援協定実施細則

長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

- (1) 地域代表消防機関協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。
- (2) 総括代表消防機関長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

- (1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。
- (2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。
- (3) 応援要請及び情報伝達等に関すること。
- (4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。
- (5) その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び状況
- (2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務
- (5) 使用無線周波数
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- (1) 派遣人員
- (2) 派遣車両
- (3) 資機材等の種別及び数量
- (4) 出発時刻及び到着予定時刻
- (5) 指揮責任者2応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊の誘導等)

第5条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
- (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3) その他必要な事項

2 応援側の市町村の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第7条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2条第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第8条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第9条 要請の解除をした場合は、応援要請通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議など)

第10条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第11条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第12条 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第13条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第14条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関すること。
- (2) 警防技術及び訓練に関すること。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関すること。

(5) その他必要な事項

(協議)

第15条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1)連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2)備蓄物資、資機材一覧表
- (3)その他応援に必要な情報

(補則)

第10条この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。(実施細則の成立)

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する

附則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

市町村長（管理者）様

要請側市町村長（管理者）

応援要請書

長野県消防相互応援協定第6条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 要請日時年月日時分2
災害の種別
- 3 災害発生場所
- 4 災害の状況
- 5 応援隊の種別及び隊数
- 6 応援隊の集結場所
- 7 応援隊の活動範囲及び任務
- 8 資機材等
- 9 使用無線周波数
- 10 安全管理上の注意事項
- 11 その他必要と思われる情報

市町村長（管理者）様

応援側市町村長（管理者）

応援通知書

令和 年 月 日付け第 号の応援要請予に基づき、記のとおり応援隊を派遣します。

記

1 応援隊の概要

- (1) 派遣人員
- (2) 派遣車両種別及び台数
- (3) 資機材等の種別及び数量
- (4) 出発時刻及び到着予定時刻
- (5) 指揮責任者等

2 その他必要事項

様式第5号（第9条関係）

市町村長（管理者）

第 号
年 月 日

様

要請側市町村長（管理者）

応援要請解除通知書

長野県消防相互応援協定書に基づく応援要請を解除します。

1 解除日時

年 月 日 時 分

2 要請日時

年 月 日 時 分

3 その他必要事項

10-3. 中津川市・南木曾町消防相互応援協定書

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項及び同法第24条第2項の規定に基づき、岐阜県中津川市（以下「甲」という。）と長野県木曾郡南木曾町（以下「乙」という。）の区域内の消防法（昭和23年法律第186号）に定める業務（以下「消防業務」という。）の実施について相互に応援するため、次のとおり協定する。

（派遣区域）

第1条甲は乙の、乙は甲の次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定の定めるところにより消防隊を派遣するものとする。

区分	消防業務の種別	区域	
		第1次派遣	第2次派遣
甲	火災の鎮圧	乙の区域内 (田立・吾妻)	乙の区域内（全域）
	その他の消防業務	乙の区域内（全域）	乙の区域内（全域）
乙	火災の鎮圧	甲の区域内 (坂下・山口・神坂・川上)	甲の区域内（全域）
	その他の消防業務	甲の区域内（全域）	甲の区域内（全域）

（派遣区分）

第2条甲又は乙は、消防隊を次の区分により派遣するものとする。

- （1）前条の表中第1次派遣区域については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が災害の発生を発見し、又は通報等により覚知したときは必要と認める人員及び機械器具
- （2）前条の表中第2次派遣区域については、原則として災害が発生した区域の市町村長又は消防長からの消防業務の応援の要請により要請された人員及び機械器具

（指揮）

第3条応援のため派遣された消防隊（以下「応援消防隊」という。）の指揮は、原則として応援を受けた市町村の消防長又は消防署長（消防団長）が行なう。
2前項の指揮は、応援消防隊の長に対して行なう。

(経費)

第4条 応援消防隊の派遣に際して要した費用は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援消防隊の消防職員及び消防団員の給与、手当及び公務災害補償に要する費用は、応援消防隊の属する市町村の負担とする。
- (2) 応援消防隊の機械器具が応援により破損した場合の修理に要する費用は、当該応援消防隊の属する市町村の負担とする。
ただし、機械器具の破損が応援区域内で発生したもので、かつ重大であるときは、その修理に要する費用の2分の1に相当する額を応援を受けた区域に属する市町村が負担する。
- (3) 応援消防隊の消防業務が1時間以上にわたるときは、その1時間を超える時間に要する燃料その他の消耗材料にかかる費用は、応援を受けた区域の市町村が負担する。
- (4) 応援消防隊の消防業務が長時間にわたり、隊員に食料等を必要とするときは、これらに要する費用は応援を受けた区域の市町村が負担する。
- (5) 前各号に定める経費以外の経費の負担に関しては、必要の都度、甲乙協議して決定する。

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙協議して定める。

附 則

(施行期日)

この協定は平成17年4月1日から施行する。

平成17年

甲	岐阜県中津川市長 大山 耕二
乙	長野県木曾郡南木曾町長 宮川 正光

10-4. 中津川市・南木曾町行方不明者の捜索に関する覚書

行方不明者の捜索に関する覚書

中津川市（以下「甲」という。）と南木曾町（以下「乙」という。）において平成17年4月7日付けで消防相互応援協定が締結されていますが、行方不明者の捜索に関し、迅速かつ円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

（出場地域）

第1条 出場地域は、相互の隣接地域とする。

（相互連絡）

第2条 相互において前条地域へ捜索のため立入る場合は、事前にそれぞれ中津川市消防本部又は南木曾町へ連絡すること。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成21年11月 1日から実施する。

平成21年10月29日

甲 中津川市消防団
団長 丸 山 輝 城

乙 南木曾町消防団
団長 志 水 保 仁

10-5. 財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、都道府県の区域を越えて消防機関の応援（以下「消防応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、地震、風水害、林野火災等の大規模な災害又は高層建築物火災、コンビナート火災等の特殊な災害であって、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定により、消防庁長官が消防応援につき、必要な措置をとったものとする。

(申請)

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村は、都道府県の区域を越えて消防応援を受けた場合において、協会に対し、当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）に交付金の交付を申請することができる。

(交付金の交付)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、応援市町村に交付金を交付するものとする。

2 交付金の額は、消防応援の規模、活動内容等に応じて、300万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例)

第6条 応援市町村が都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第4条中「当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）」とあるのは、「当該応援を行った市町村の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第5条中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えてこの規定を適用するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則〔平成6年8月26日〕

この規程は、平成6年9月1日から施行し、同年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する

10-6. 消防広域応援交付金交付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年規程第26号。次条において「規程」という。）第5条の規定に基づき、財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 規程第4条に規定する消防広域応援を受けた市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。）の申請は、様式第1号の消防広域応援交付金交付申請書に様式第2号の消防広域応援実績報告書（受援市町村用）を添付して行うものとする。

2 前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(応援市町村の報告)

第3条 前条第2項の通知を受けた応援市町村は、様式第3号の消防広域応援実績報告書（応援市町村用）により消防広域応援の内容を協会に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金の交付を決定したときは、応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

(納入通知書の送付)

第5条 応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ納入通知書を送付するものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会は、前条の納入通知書の送付があったときは、応援市町村に交付金を交付するとともに受援市町村に交付金の交付済通知を行うものとする。

(都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例)

第7条 応援市町村が都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第2条第2項中「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む以下「応援市町村」という。）」とあるのは「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第3条から第6条までの規定中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第1号中「下記市（町村）」とあるのは「下記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「〇〇市（町村）」とあるのは「〇〇県（都道府）」と、様式第2号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第3号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第3号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

附則

この細則は平成6年9月1日から施行し、同年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

財団法人全国市町村振興協会 理事長殿

市町村長印

消防広域応援交付金交付申請書

別紙のとおり消防広域応援を受けたので、消防広域応援交付金交付規程第 4 条に基づき、下記市（町村）に対し交付金を交付されるよう申請します

記

応援市町村名

〇〇〇〇市町村

様式第2号

消防広域応援実績報告書（受援市町村用）

都道府県名

市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間		
災 害 の 概 要	災 害 の 状 況	
	人 的 被 害 状 況	死 者
		行 方 不 明 者
		負 傷 者
	計	
物 的 被 害 状 況		
※ 消 防 広 域 応 援 の 概 要	応 援 要 請 年 月 日	
	応 援 消 防 機 関 名	
	応 援 期 間 (受援開始日時から終了日時まで)	
	応 援 人 員 (日別、部隊別)	
	応 援 車 両 等 (種別、数量)	
	応 援 資 機 材 (種別、数量)	
	応 援 活 動 内 容	
特記事項 (応援活動による人命救助、被害の軽減等の状況等)		

(注) ※印の欄については、複数の市町村から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

報告書作成担当部局 作成者職・氏名 連絡先	
-----------------------------	--

様式第3号

消防広域応援実績報告書（応援市町村用）

都道府県名

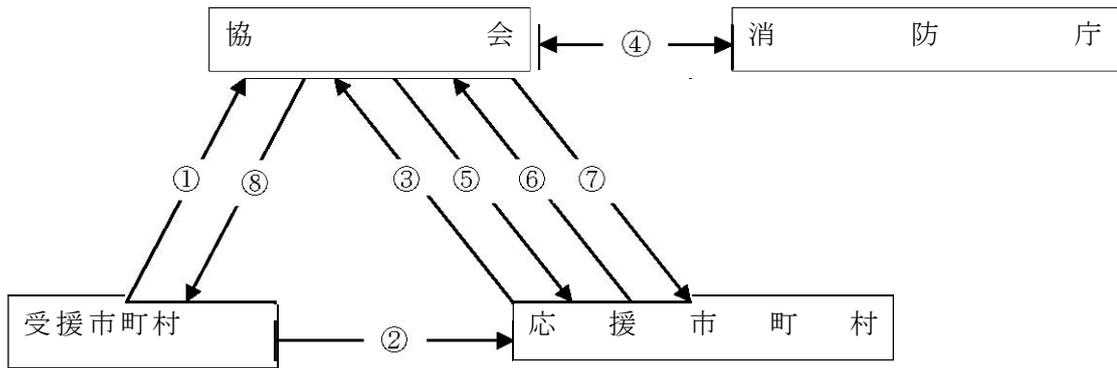
市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間		
応 援 要 請 受 理 年 月 日		
消 防 広 域 応 援 の 概 要	出動期間	出動年月日時
		帰隊年月日時
	応援消防機関	
	応援人員 (日別、部隊別)	
	応援車両等 (種別、数量)	
	応援資機材 (種別、数量)	
	派遣方法 (部隊、資機材の移動方法)	
	応援活動内容	
備 考		

報告書作成担当部局	
作成者職・氏名	
連 絡 先	

(参考)

消防広域応援交付金申請手順



- ①交付金の交付申請
(応援実績報告書添付)
- ②交付申請をした旨の通知
- ③応援実績報告
- ④意見聴取
- ⑤交付決定通知
- ⑥納入通知書の送付
- ⑦交付金の交付
- ⑧交付金交付済み通知

10-7. 水防倉庫（国有、県有、国庫補助単独別、町有及び代用備蓄場）状況

名称	管理団体名	県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場の別	位置	竣工年月	備考
住吉町	南木曾町	町	南木曾町読書住吉町（南木曾町役場倉庫）	昭 51.5	
渡島	南木曾町	町	南木曾町吾妻渡島（渡島地区防災倉庫）	平 31.3	
下切	南木曾町	町	南木曾町田立下切（田立地区防災倉庫）	平 31.3	
下切	南木曾町	備	南木曾町田立下切消防団第3分団詰所	平 13.3	
和合北	南木曾町	備	南木曾町読書和合北消防団第1分団詰所	平 28.3	

10-8. 放射性物質事故災害等対策指針

放射性物質事故災害等対策指針

第1章 災害予防対策

【目的】

この指針は、長野県の地域に係る放射性物質（核燃料物質、放射性同位元素等）事故災害等に関する対策について、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。

【定義】

この指針における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」…原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」…原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・「特定事象」…原災法第10条第1項に規定する事象をいう。
- ・「原子力緊急事態」…原災法第2条第1項第2号に規定する事象をいう。
- ・「放射性同位元素取扱事業者」…放射線障害防止法第11条、第11条の2及び第15条に規定する放射性同位元素の販売業者、賃貸業者、使用者及び廃棄業者をいう。
- ・「放射性同位元素取扱事業所」…放射線障害防止法第18条に規定する工場又は事業所をいう。

第1節 放射性物質に係る事故災害予防対策

第1 基本方針

放射性物質事故災害が発生した場合には、原子力事業者及び核燃料物質の運搬を委託された者、放射性同位元素取扱事業者は、周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、放射性物質による災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 核燃料物質の運搬中に係る事故災害予防対策
- 2 放射性同位元素取扱事業所に係る事故災害予防対策
- 3 放射性同位元素取扱事業所等の把握、連絡体制の整備
- 4 消防機関及び警察機関の体制整備

第3 計画の内容

- 1 核燃料物質の運搬中に係る事故災害予防対策

【事業者が実施する事項】

原子力事業者及び核燃料物質の運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）

は、運搬中に事故が発生した場合に備え、

- ・安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- ・消火、延焼防止の措置

- ・核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- ・モニタリングの実施
- ・運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ・核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- ・放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ・その他放射線障害の防止のために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ官邸

(内閣官房)、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府並びに事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察及び消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

2 放射性同位元素等取扱事業所に係る事故災害予防対策

【事業者が実施する事項】

放射性同位元素取扱事業所の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏えい等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ、消防機関、警察及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

【消防機関が実施する事項】

(1) 放射性同位元素取扱事業所の事前調査

消防機関は、管轄する区域内の放射性同位元素取扱事業所について、施設配置・立地状況等、危険時の施設管理者等の配置体制・自衛消防組織・消防設備等の状況、放射性物質の種類・性質・数量・保管場所等、放射性廃棄物の所在と危険度、火災等事故時における関係機関との役割分担・連携方法、及び消防活動上の留意点（危険区域の範囲、放射性物質等の適当な消火方法等）を、予防査察等により事前に調査しておくものとする。

(2) 放射線検出体制の整備

消防機関は、放射線危険区域の設定等の判断資料を得るため、放射線検出体制及び連携方法について、事業所側と予め協議し、定めておくものとする。

(3) 消火活動体制の整備

消防機関は、被ばくや汚染のおそれを十分勘案し、事業所の防災責任者を含めた消防本部及び消防団の指揮命令系統を予め整備しておく。

更に、事前に調査した事項を踏まえ、火災発生時の現場で実際に活用できるよう、警防計画の作成に努めるものとする。

3 放射性物質取扱事業所等の把握等

【県及び市町村が実施する事項】（危機管理室・衛生部・市町村）

- (1) 県及び市町村は、放射性同位元素取扱事業所など放射性物質取扱事業所の所在地、取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、原子力事業者及び原子力事業所が所在する県と、情報連絡に必要な体制整備に努め

るものとする。

4 警察機関及び消防機関の体制整備

【警察機関が実施する事項】（警察本部）

警察機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

また、警察機関は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備するものとする。

【消防機関が実施する計画】

消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

また、消防機関は、市町村等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

放射性物質事故災害が発生した場合に備えて、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧を行えるよう平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備
- 2 災害応急体制の整備
- 3 緊急時医療体制の整備
- 4 防護資機材の整備
- 5 避難所の指定及び避難収容活動体制の整備
- 6 広報体制の整備

第3 対策の内容

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備

【県及び市町村が実施する事項】（危機管理室・衛生部）

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携を図るものとする。

(3) 通信手段の確保

県及び市町村は、放射性物質事故災害発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充を行い、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

- 2 災害応急体制の整備

【県及び市町村が実施する事項】（危機管理室・衛生部）

(1) 職員の体制

県及び市町村は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

(3) 広域応援連携体制の整備

放射性物質事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

3 緊急被ばく医療体制の整備

【県及び市町村が実施する事項】

(1) 被ばく治療可能施設の事前把握（衛生部）

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

(2) 汚染検査体制の整備（衛生部）

県は、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質による汚染検査等を実施するよう、あらかじめ県内の関係機関における検査体制について把握しておくものとする。

(3) 傷病者搬送体制の整備（危機管理室・衛生部）

放射性物質事故災害が発生し、被ばく患者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、搬送に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

(4) 医薬品の整備（衛生部）

放射性物質事故災害に備え、必要な医薬品の確保に努めるものとする。

4 防護資機材の整備

【警察及び消防機関が実施する事項】（警察本部）

県、市町村、警察及び消防機関は、放射性物質事故災害に備えて、放射線被ばく線量検出及び救助・救急活動に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

5 避難所の指定及び避難収容活動体制の整備

【市町村が実施する事項】

(1) 避難所の指定

市町村は、放射性物質事故災害に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 避難誘導

市町村は、放射性物質事故災害発生時に、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者及び一時滞在者並びに放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係わる避難誘導體制の整備に努めるものとする。

6 広報体制の整備

【県及び市町村が実施する事項】（経営戦略局）

県は、放射性物質事故災害発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

本県における放射性物質事故災害の発生現場としては、核燃料物質の輸送中及び放射性同位元素取扱事業所が想定されるが、この指針に当たっては、輸送中の事故によるものを中心に記載し、その他の場合に当たってはこれを準用するものとする。

第1節 核燃料物質等輸送事故災害対策

第1 基本方針

本節では、核燃料物質等輸送事故が発生した場合について、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応について定めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡
- 2 活動体制の確立
- 3 消火活動
- 4 原子力緊急事態宣言発生時の対応
- 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 6 退避・避難収容活動等
- 7 核燃料物質等の除去等
- 8 各種規制措置と解除
- 9 住民の健康調査等

第3 対策の内容

- 1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

【原子力事業者、県及び市町村が実施する事項】

ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが特定事象に該当する事象である場合、15分以内を目途として原災法施行規則第10条に定める様式（第10条通報）で関係機関に送信する。

また、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

※ 特定事象通報基準

原子力事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1m離れた場所において1時間当たり100 μ Sv以上の放射線量が検出された場合

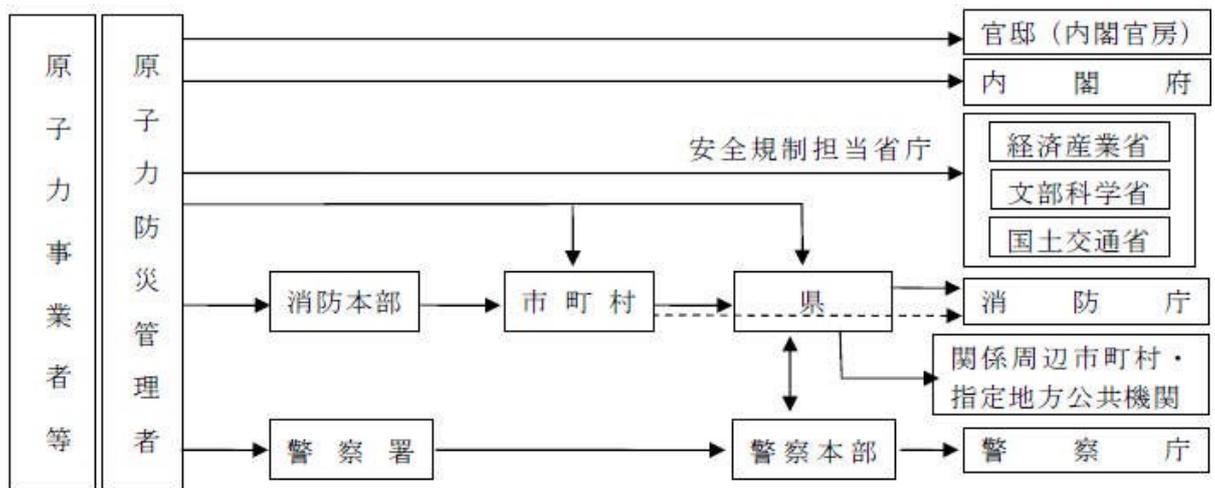
イ 県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項について、直ちに、関係周辺市町村、消防庁及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

ウ 市町村は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア)核燃料物質等を輸送する車両において、火災が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者から消防機関に通報があったもの。

(イ)原災法第10条の規定により、原子力事業者から特定事象が発生した旨の通報が消防機関にあったもの。

エ 核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



オ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

カ 応急対策活動情報の連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

【県及び市町村が実施する事項】（危機管理室）

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

【原子力事業者等、県、市町村、警察及び消防機関が実施する事項】

(1) 原子力事業者等の活動体制

原子力事業者等は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合、又は及ぶ恐れがある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施に当たっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市町村等の防災関係機関に随時連絡するものとする。

また、原子力事業者等は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

(2) 警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3) 消防機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(4) 県の活動体制（危機管理室・衛生部）

ア 情報収集等

県は、事故発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、市町村及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ事故の状況の把握に努めるものとする。

イ 専門家の派遣要請等

県は、国との連絡調整をはかりつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

エ 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定に基づき、他都道府県等に対し、速やかに応援要請を行うものとする。

(5) 市町村の活動体制

市町村は、事故発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

3 消火活動

【原子力事業者等及び消防機関が実施する事項】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、原子力事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、原子力事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【県及び市町村が実施する事項】（危機管理室）

(1) 災害対策本部の設置等

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置する。

この場合、県及び市町村はそれぞれ災害対策本部を設置するものとする。また、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席し、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

※原子力緊急事態宣言発令基準

原子力事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1 m離れた場所において1時間当たり10 mSv以上の放射線量が検出された場合

(2) 災害対策本部の廃止

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、国の原子力災害対策本部が廃止される。この場合県及び市町村の災害対策本部を廃止するものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

【県及び消防機関が実施する事項】（危機管理室・衛生部）

県及び市町村は、車輛やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質や放射線に関する知識を有する者が傷病者の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(2) 緊急輸送のための交通確保

【警察が実施する計画】（警察本部）

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車輛感知器等を活用し、交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、通行を優先するなどの配慮を行う。

6 退避・避難収容活動等

【県及び市町村が実施する事項】

(1) 退避・避難等の基本方針

市町村長は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、住民等に

対する「高齢者等避難」又は「避難指示」又は「緊急安全確保」の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他いわゆる災害時要援護者にも十分配慮する。

屋外にいる場合に予想される被爆線量予想線量（単位：mSv）		防 衛 対 策 の 内 容
外部被ばくによる実行線量	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は灰の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は灰の等価線量 	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め機密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は非難すること。」

(2) 退避・避難等の実施

市町村長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車輛等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(3) 避難所の運営管理

市町村長は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、市町村は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(4) 災害時要援護者（高齢者・障害者等）への配慮

市町村は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に

十分配慮するものとする。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(5) 県民への的確な情報伝達活動（危機管理室・経営戦略局）

ア 周辺住民への情報伝達活動

県、市町村及び防災関係機関は、事故災害の状況、安否確認、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

イ 県民への的確な情報の伝達

県及び市町村は、県民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ウ 住民からの問合せへの対応

県及び市町村は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置し、情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

7 核燃料物質等の除去等

【原子力事業者等が実施する事項】

原子力事業者等は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

8 各種規制措置と解除

【県、市町村、警察及び消防機関が実施する事項】

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限（衛生部・企業局）

県及び市町村は、緊急時モニタリングの結果、飲料水及び飲食物が原子力安全委員会が定める次表の指標を越え、又は越える恐れがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示に基づき直ちに汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の使用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行うものとする。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限（農政部）

県及び市町村は、緊急時モニタリングの結果、農林水産物が原子力安全委員会が定める次表の指標を越え、又は越える恐れがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示に基づき直ちに農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行うものとする。

これらの措置についての指標は、次の表のとおりである。

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表接種：I-131）
飲料水	2×10^2 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	3×10^3 ベクレル/キログラム以上
野菜類（根菜・芋類を除く）	2×10^3 ベクレル/キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5 × 10 ² ベクレル/キログラム以上
穀類	
肉・卵・	

(3) 解除（衛生部・農政部・企業局・警察・消防機関）

県及び市町村は、緊急時モニタリング等の結果を踏まえ、国の指示に基づき、災害応急対策として実施された交通規制、避難、退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

9 住民の健康調査等

【県及び市町村が実施する事項】（衛生部）

県及び市町村は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。

また、被ばく医療が必要と認められる者に対しては、第1章「災害予防計画」で把握されている医療機関と消防機関との連携を図り、収容等を行うものとする。

なお、この場合において搬送等を行う場合は、放射線防護服を着用するなど二次汚染に十分配慮し実施するものとする。

第2節 放射性同位元素取扱事業所事故対策 1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

ア 放射性同位元素取扱事業者等の事故情報等の連絡

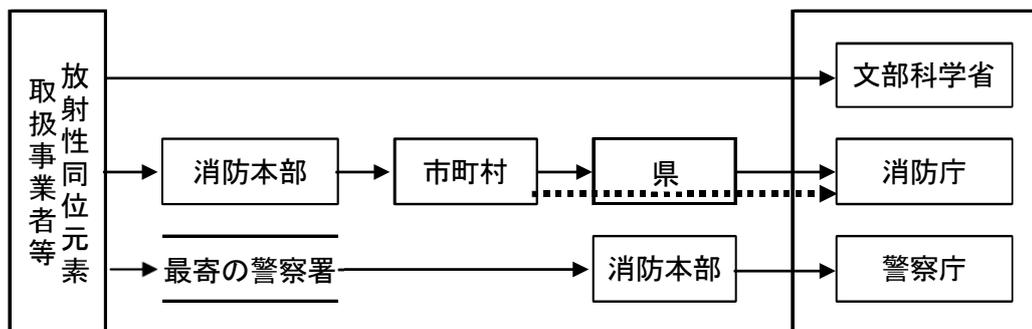
放射性同位元素取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合には、直ちにその旨を警察署に通報する。また、放射性同位元素取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省に届け出ることとする。（放射線障害防止法第33条第2項、第3項）。

あわせて、消防本部にも通報する。

イ 県は警察本部等から連絡を受けた場合は、直ちに、その旨を消防庁に報告する。

ウ 市町村は、放射性同位元素取扱事業所において、火災の発生（発生のおそれがあるものを含む）を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

エ 放射性同位元素取扱事業所の事故発生に係る連絡系統



オ 放射性物質による事故の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

カ 応急対策活動情報の連絡

放射性同位元素取扱事業者は、国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

【県及び市町村が実施する事項】

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡の連絡体制を確保するものとする。

2 活動体制の確立

【県、市町村、取扱事業者及びその他の関係機関が実施する事項】

県、市町村、放射性同位元素取扱事業者及びその他の関係機関は、第2章第1節核燃料物質等輸送事故災害対策に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

第3節 放射性物質の不法廃棄事案の対策

1 不法廃棄事案発生時の情報伝達

【県及び市町村等が実施する事項】

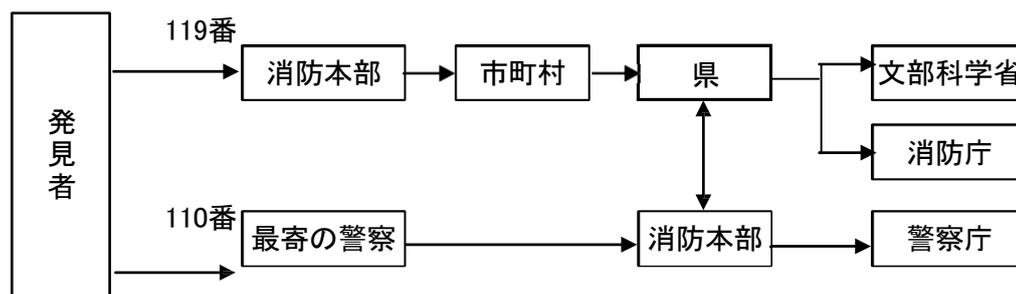
(1) 事故情報の収集・連絡

ア 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちにその旨を消防本部、警察署に通報し、通報を受けた消防本部は市町村に、警察署は警察本部に連絡する。

イ 連絡を受けた市町村は、県に報告するものとし、県は文部科学省及び消防庁に報告する。

ウ 不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統

不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統は次のとおりとする。



(2) 報告後の対応

国、県、市町村その他関係機関は、相互に密接な連携を図り対応することとする。

2 活動体制の確立

【県、市町村及びその他の関係機関が実施する事項】

県、市町村及びその他の関係機関は、第2章第1節核燃料物質等輸送事故災害対策に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

第4節 県外原子力事業所災害等事案の対策

1 県外原子力事業所災害等発生時の情報の収集等

【県及び市町村が実施する事項】（危機管理室、経営戦略局）

- (1) 県は、県外に立地する原子力事業所において、本県に影響を及ぼす恐れがある事象が発生した場合は、関係省庁（文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、消防庁等）、関係県及び原子力事業者からの情報収集に努めることとする。
- (2) 県外に立地する原子力事業所に係る原子力災害について、原子力災害合同対策協議会が設置された場合に、必要な情報を収集するため、県は当該協議会からの情報収集に努めることとする。
- (3) 県は必要に応じて、入手した情報を市町村等関係機関に提供することとする。
- (4) 県及び市町村は必要に応じて、災害広報等を実施することとする。

2 活動体制の確立

【県、市町村及びその他の関係機関が実施する事項】

県、市町村及びその他の関係機関は、第2章第1節核燃料物質等輸送事故災害対策に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

(参考) 事故災害時等の政府関係機関等の連絡先

1 核燃料物質等輸送事故災害

○ 指定行政機関

機関名	防災事務担当部署	電話番号	備考
官邸 (内閣官房)	内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付	03-3581-6466	
	内閣情報集約センター	03-3508-1085	
内閣府	政策統括官付参事官 (災害応急対策担当)	03-3501-5695	
経済産業省	原子力安全・保安院原子力防災課	03-3501-1637	
文部科学省	科学技術・学術政策局 原子力安全課防災環境対策室	03-5253-4038	
	” 原子力規制室	03-5253-4033	
国土交通省	自動車交通局技術安全部環境課	03-5253-8603	
消防庁	防災課	03-5253-7525	
	特殊災害室	03-5253-7528	
警察庁	警備局警備課	03-3581-0141	

○ 自衛隊

機関名	防災事務担当部署	電話番号	備考
陸上自衛隊 第13普通科連隊	第3科	0263-26-2766	

2 放射性同位元素取扱事業所事故

機関名	防災事務担当部署	電話番号	備考
文部科学省	科学技術・学術政策局 原子力安全課放射線規制室	03-5253-4043	
	消防庁	防災課	03-5253-7525
	特殊災害室	03-5253-7528	
警察庁	警備局警備課	03-3581-0141	

3 放射性物質の不法廃棄事案

機関名	防災事務担当部署	電話番号	備考
文部科学省	科学技術・学術政策局 原子力安全課原子力規制室	03-5253-4036	核原料物質の場合
	〃 放射線規制室	03-5253-4043	放射性同位元素の場合
消防庁	防災課	03-5253-7525	
	特殊災害室	03-5253-7528	
警察庁	生活安全局生活環境課	03-3581-0141	
	警備局警備課	03-3581-0141	

4 県外原子力事業所災害

○指定行政機関

機関名	防災事務担当部署	電話番号	備考
経済産業省	原子力安全・保安院原子力防災課	03-3501-1637	
消防庁	防災課	03-5253-7525	
	特殊災害室	03-5253-7528	
警察庁	警備局警備課	03-3581-0141	

○原子力発電所

機関名	電話番号	備考
東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所	0257-45-3131	
中部電力(株)浜岡原子力発電所	0537-86-3481	
北陸電力(株)志賀原子力発電所	0767-32-2666	

10-9. 長野県林野火災空中消火実施要領

1 趣旨

この要領は、林野火災の発生に際し県・市町村・広域航空消防応援機関及び自衛隊が一体となり空中消火活動を実施するために必要な事項を定める。ただし長野県消防防災ヘリコプターによる場合は

「アルプス」運航の手引による。

2 林野火災の空中消火

林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより消火薬液又は水を空中から火点及びその周辺に散布して行う防御方法（以下「空中消火」という。）で直接消火法と間接消火法がある。

(1) 直接消火法

火点に消火薬液等を直接散布して消火を図る方法であるが、火災の状況によっては、熱、煙、乱気流等のため飛行上の制約をうける。

(2) 間接消火法

火線の前方にあらかじめ消火薬液等を散布して防火帯を作り延焼を阻止する方法で、空中消火の主体をなすものである。直接消火法と比べ飛行上の制約は少ない。

(3) 消火方法の選定

空中消火の方法は、火災の態様・ヘリコプターの出動機数・補給基地と火災現場との距離等により決定されるが、通常は間接消火法が主体となる。直接消火法は、次の場合に飛行の可能性等についてヘリコプター指揮者と慎重に協議のうえ実施する。

ア 火勢の弱い地域、残火箇所等の煙や炎が少ない地域で、危険をおかすことなく直接消火ができる場合

イ 人命救助に必要な場合

ウ 人家への延焼等重大な結果が予想される場合

エ その他特に必要な場合

3 林野火災空中消火の実施体制

林野火災空中消火の実施体制は別図のとおりとする。

4 ヘリコプターの派遣要請

空中消火のヘリコプターの派遣要請は、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるために必要と認められる場合

(1) 市町村長から知事への派遣要請

市町村長は必要と認めるときは、長野県地域防災計画に基づき、知事に対し、広域航空消防応援又は自衛隊のヘリコプターの派遣を要請することができる。この際には、速やかに火災の状況、対策及びその見とおしについての情報を知事（危機管理・消防防災課直通電話 026-235-7182）に報告するものとする。

なお、派遣要請の手続きは長野県地域防災計画（火山災害対策編第3章第5節等）に定められているが、次の事項についても連絡するものとする。

- ア ヘリポート及び補給基地の設置場所、その周辺の状況（障害物、危険物施設、気象の状況等）並びに目標物
- イ 空中消火資機材の借受希望数量
- ウ 要請市町村の連絡窓口と連絡責任者名
- エ その他空中消火の実施にあたり参考になる事項

(2) 知事の派遣要請

知事は、市町村長からヘリコプターの派遣要請を受け、必要と認めたときは、直ちに関係機関に対して、派遣を要請するものとする。

ヘリコプターの派遣が決定されたときは、空中消火隊の作業が迅速かつ適切に行えるよう受入体制の完了を確認し、その旨を派遣消防機関又は自衛隊に対し報告するものとする。

なお、現地指揮本部（5の(1)参照）長は、林野火災空中消火が円滑に実施できるよう県（地域振興局・消防防火課）との連絡を密接にし、次の事項について適時報告するものとする。

- ア 火災の状況と見とおし
- イ 空中消火資機材の充足状況
- ウ 空中消火隊の活動状況
- エ 撤収の時期及び方法
- オ その他

5 市町村の実施体制

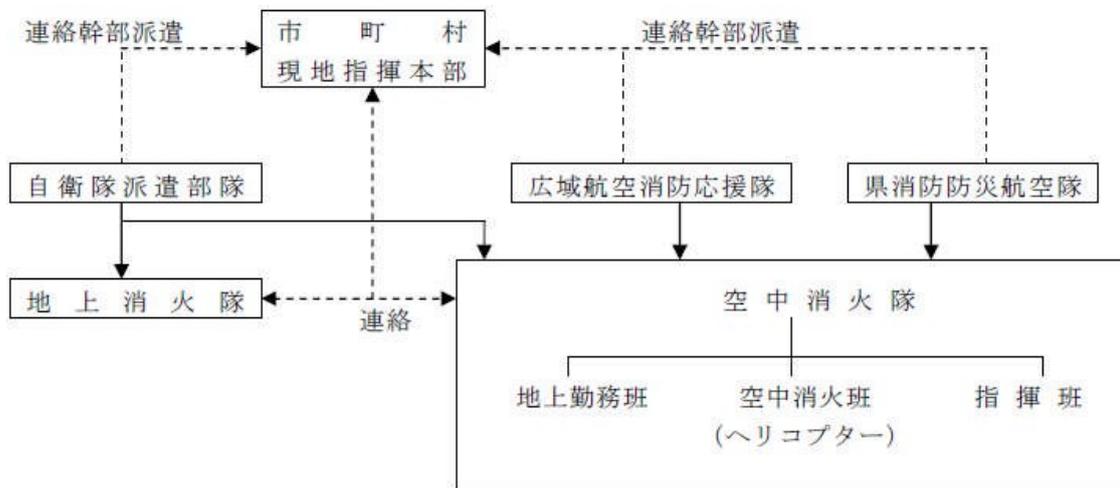
空中消火を適切かつ円滑に実施するため、ヘリコプターの派遣を要請した市町村長は、次の体制を確立するものとする。

(1) 指揮体制

火災現地の総括的、実動的な連絡・調整・指揮を行う組織（以下「現地指揮本部」という。）を設置し、有効適切な対策計画をたて、関係機関協力のもとに、防御活動の万全を期するものとする。

ア 実施体制は次のとおりとする。

第1図 市町村の実施体制



(ア) 市町村

a 現地指揮本部

現地指揮、連絡、調整及び情報の収集、伝達等統括的な業務を行う。

b 地上消火隊

注水、火叩き、消火線の設定等地上消火作業を行うほか、消火薬液等の散布状況及びその効果について現地指揮本部に報告する。

c 空中消火隊の地上勤務班

補給基地及びヘリポートにおいて消火薬液の補給を行う。

(イ) 応援派遣部隊

a 地上消火隊

地上で消火作業を行う。

b 空中消火隊

ヘリコプターにより空中消火等を行う部隊で次の3班から構成される。

① 指揮班

② 空中消火班

③ 地上勤務班

イ 現地指揮本部には、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配属するものとする。

ウ 火災の状況を把握するため、現地指揮本部長の命令を受けた者は、必要によりヘリコプターに搭乗し、その状況等を現地指揮本部長に報告するものとする。

エ 市町村長は、空陸一体の防御活動を適切円滑に実施するため、林野火災防御図をあらかじめ作成し、その活用を図るよう努めるものとする。

(2) 空中消火基地

市町村長は、ヘリコプターが現地に到着するまでの間に、予め定めてある空中消火基地に空中消火資機材、消火薬剤及びヘリコプター燃料を搬入するとともに、補給作業に従事する人員を配置して補路作業を円滑に実施できる体制を整えておくものとする。

ア 補給基地

補給基地は、消火剤の調整、散布装置の注入及び散布装置の吊り下げ等の作業を行うところであり、次の条件をみたすものとする。

(ア) 現地指揮本部及びヘリポートに近い平坦な場所であつ資機材及び人員輸送等のための車両の通行可能な道路があること。

(イ) 水利

補給基地の水利の規模は、常時貯水量40立米以上又は取水可能水量1立米/分以上であつ40分以上の給水能力を有する程度のもので、基地から水利までの距離は原則として小型動力ポンプで容易に給水できる範囲にあること。

(ウ) 広さ

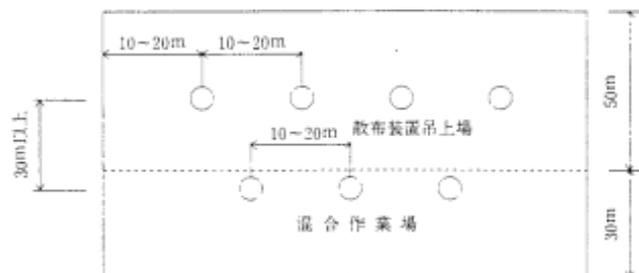
a 混合作業場

使用する水槽の数によるが、少なくとも30m×30m程の平坦な場所が必要である。

b 散布装置吊上場

中型ヘリコプター（UH-60J）の場合は100m×100m程度の広さが必要である。

第2図 補給基地(例)



配置はヘリコプターの進入、吊上げ、搬送方向等を考慮して行うこと。

イ ヘリポート

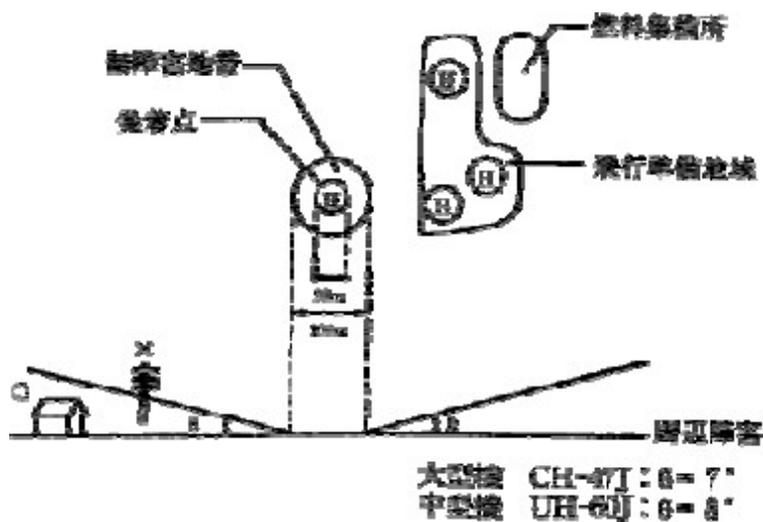
ヘリポートは、次の条件を満たすものとする。

(ア) 広さ

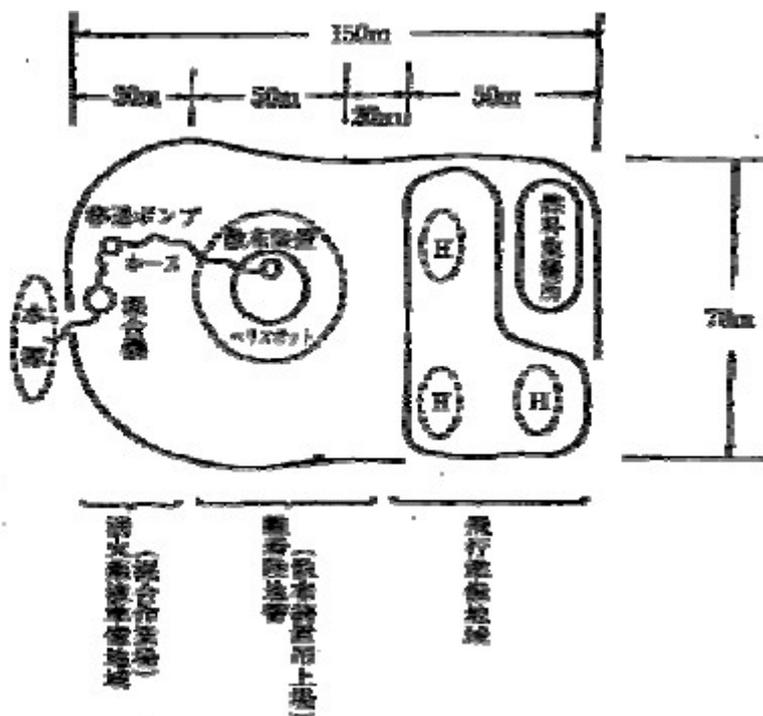
ヘリポートの広さは、第3図に示すとおりである。ただし、大型機で（CH-47J）の場合は、100m×100mが必要である。

出動機数に応じて飛行準備地域とヘリコプターの燃料集積所を確保する。

第3図 ヘリポート



第4図 空中消火基地(例)UH-1



(イ) 補給基地との関係

ヘリポートは補給基地を兼ねるか又は補給基地の近くで常にトランシーバー等で連絡が十分できるように設定する。

(ウ) 標示及び地ならし

ヘリポートであることを標示するため直径20mの円を白線で描くこと。また周辺は必要に応じ小石、雑草、雑木の除去及び散水等をしておくこと。

(エ) 火気厳禁の標示

ヘリポートは、燃料の集積場でもあるため、必要などころには、必ず火気厳禁の標示をすること。

(オ) 消防ポンプ車等の配備

ヘリコプターの不時の事故に備え、泡消火薬剤を放水可能な消防ポンプ車1台または20型粉末消火器2本を配備するものとする。

ウ 空中消火基地設定条件の共通事項

(ア) 周辺の障害物

ヘリコプターの離着陸方向（補給基地でヘリコプターが散布装置をつりあげて飛び立つ場合も含む。）には、第3図のように、当該ヘリコプターが離着陸する面の仰角 θ 以上の部分に工作物、樹木等の障害物がないこと。

(イ) 騒音苦情に対する配慮

授業中の学校、病院等から離れていることが望ましい。やむを得ずこれらの近傍に設定する場合には、事前に管理者等の了承を得ておくこと。

(ウ) 安全確保の配慮

ヘリコプターに懸吊した散布機材の不時落下、あるいはヘリコプターの緊急着陸を考慮し離着陸方向に人家等が密集していないこと。

(エ) 気流の状態

気流の安定した箇所を選定すること。

(オ) 吹流しによる風の漂示

地上風の状態をヘリコプターに確認させるため、吹流しをヘリコプターの発着陸及び補給作業に支障のない場所に立てること。

エ 燃料、資機材の空中消火基地への搬入及び点検

市町村長は、知事に広域航空消防応援のヘリコプターの派遣を要請したときは、知事の指示によりヘリコプター燃料（ジェットA1）をヘリポートへ輸送すること。また、自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請したときは、知事の指示を受け空中消火に必要な資機材を最寄りの備蓄基地（別表参照）から空中消火基地へ緊急輸送し、速やかに点検整備を行って空中消火にそごをきたさないようにすること。

特に散布装置については、電動系統の状況（吐出口の開閉及び凍結防止等）、スリングベルト又は、スチールワイヤーの損傷、水漏れ等を随時点検し、散布不能、飛行中の不時落下等の事故を起こさないように努めるものとする。

なお、資機材の輸送には、8トン積みのトラック1台、作業員約8名を必要とする。

オ 補給作業要員の配備

空中消火に必要な地上作業は、当該市町村が実施する。この場合、人員は混合機1基につき指揮官を含め7名を必要とする。通常混合機は2～3基を使用するので、数に応じた地上作業員を確保しておくものとする。

カ 空中消火資機材の備蓄及び備蓄基地別表のとおり

キ ヘリコプターの燃料

6 空中消火作業開始前の協議

現地指揮本部と県消防防災航空隊広域航空消防応援及び自衛隊災害派遣部隊本部は、空中消火作業開始前に次の事項について、協議を行い作業に支障のないよう努めるものとする。

(1) 火災の状況と消火対策

火災の現状と見とおし、地上消火隊の活動状況、空中消火区域、資機材の整備状況及び地形、気象、その他必要事項

(2) 連絡体制

ヘリコプターと現地指揮本部との間で無線による緊密な連絡が行えるよう体制を整えるものとする。

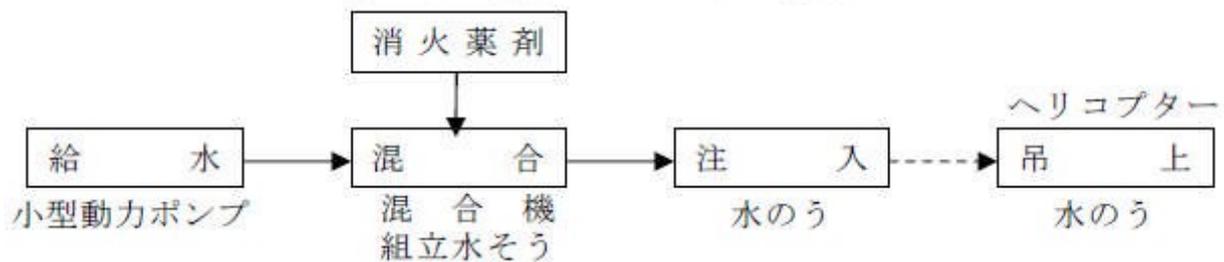
(3) 偵察飛行

現場基地本部長の指名する消防職、団体は、必要に応じて火災現地等の偵察飛行を行うものとする。

7 補給基地における作業

補給基地における空中消火地上作業隊は、作業指揮者、混合係、給水係、薬剤係、薬液注入係、燃料補給係等をもって編成し、安全迅速かつ適確に作業が行われるよう配慮するものとする。

第6図 補給基地における作業



(1) 空中消火地上作業対の組織

ヘリコプター1機あたりの編成 (例示)

組 織		資 機 材		備 考
名 称	番号	名 称		
作業指導者	指			指揮者外6名編成
給水係	5 6	B3級小型動力ポンプ	1基	組み立て水槽に給水する。
薬剤係	1 2 3	増粘剤 (CMC) 消 火薬剤 (MAP) 着色染剤 プリリアンレッド		消火薬剤等を混合機のホッパーに投入する。
混合係	3 4	混合機 組立水そう (2,500ℓ)	1基 1基	消火薬剤を作るための混合作業を行う。
注入係	1 2	散水装置 (700ℓ又は1,800ℓ水のう)	2~3基	消火薬液の水のうに注入する。
燃料補給係	7 8	ジェット燃料A1		ドラム缶からヘリコプターに注油する。

(2) 消火薬剤の混合作業

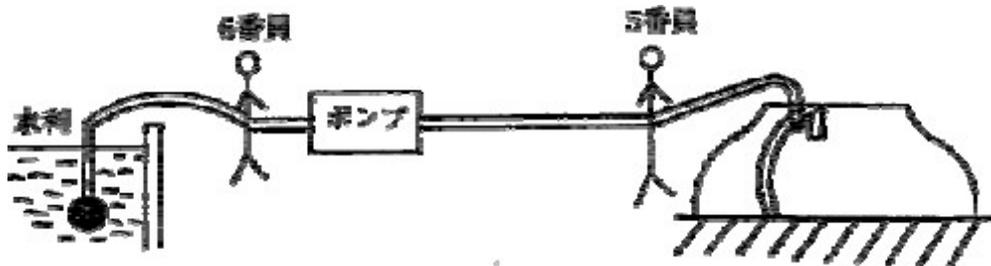
混合作業は、次の手順で行う。

ア 散布装置、組立て水そう、混合機を組立てる。(資料136「空中消火資機材の取扱い方

法]を参照のこと。)

イ 給水用ポンプで組立て水そうに給水する。給水する量は、約2,000ℓ（組立て水そう外側についている青線まで）とする。

第7図 給水作業



ウ 消防ホースでポンプと混合機を連結し、吸管のストレーナー部分を組立て水そう内に入れて水が循環するようにする。

エ ポンプを始動し、混合機の回転速度が十分上がった時点、(ポンプ圧力4kg/立方cm)で、増粘剤(CMC)約30kg(約1袋半)を混合機に投入する。

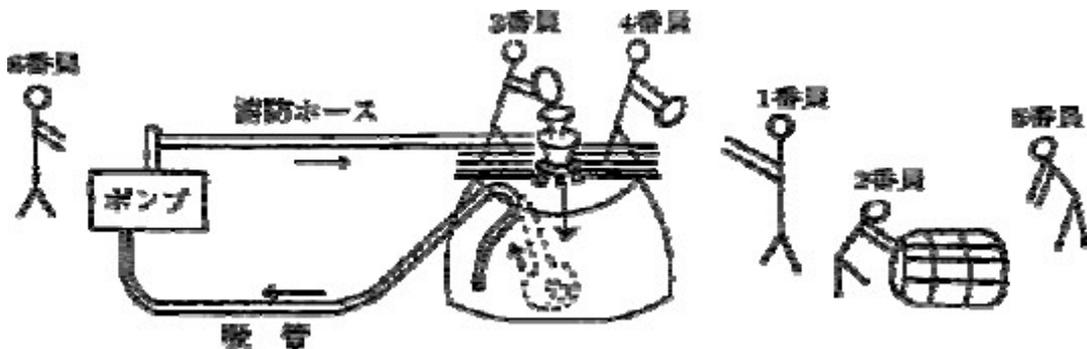
増粘剤を投入している間は、ポンプ圧力4kg/立方cmを維持する。

オ 次に消火薬剤(MAP)約300kg(約12袋)を投入し、混合かくはんする。

カ 最後に着色染料を少量(約1kg水飲みコップ2～3杯)1投入する。

キ 混合作業時間は約20分を要する。

第8図 混合作業

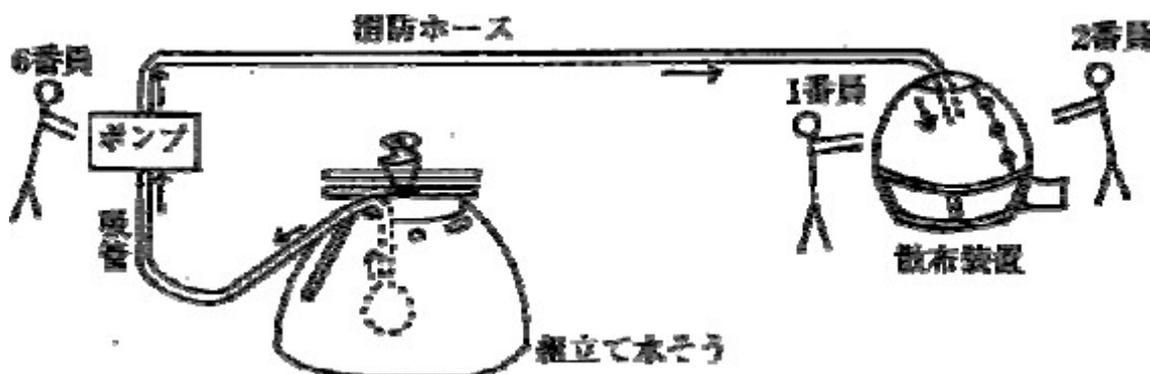


ク 混合作業終了後、直ちにポンプを止め、混合機から消防ホースを外し、更にホースを1～2本増結して散布装置の上端から内部に差込み(混合作業場から散布装置までの距離は30m以上とする。)ポンプを始動して組立て水そう内の消火薬液を注入する。

ケ 散布装置への充てん量は約1,800ℓ(散布装置についている上の青線まで)とする。

ただし第1回目の散布を行う場合の充てん量は規定量の2～3割を減じた量約1,400ℓ(下の青線まで)とする。

第9図 補給作業



コ 消火薬液の混合割合は、おおむね次に示すとおりとする。(2,500ℓの場合)

区分種類	水	消火薬剤 (MAP)	増粘剤 (CMC)	着色染剤
混合比	84%	15%	1%	0.001%
量	2,125ℓ	375kg(約12袋)	25kg(1.3袋)	コップ3杯

〈参考〉

○ 散布装置吊上げ

散布機吊上げ作業は、自衛隊空中消防隊員が実施するものとし、その手順は次に示すとおりである。

ア ヘリコプターに電源ボックス及びコントロールボックスを積載する。

イ ヘリコプター誘導員をヘリコプターの発進方向及び横方向に配置する。

ウ 散布機吊上用スリングベルトをヘリコプターに掛ける者（以下「吊上スリング作業員」という）を待機させる。この場合、作業員は頭を低くし、スリングベルトをつかんでおく。

エ ヘリコプター誘導員は、ヘリコプターを進入させ、散布機直上約5mでホバリングさせる。

オ 吊上スリング作業員は、連やかにスリングベルト先端をヘリコプターの救難ハッチから降ろされたロープ等につけ、スリングベルト及び電源コードがヘリコプターにつり上げられ、貨物フック及びコントロールボックスに連結及び接続完了後散布機から離れる。

カ ヘリコプター誘導員は、散布機連結の完了を確認後、ヘリコプターに発進方向を示して誘導する。

8 安全の確保

補給基地及びヘリポートにおいて作業に従事する者は、次の事項に留意し、安全確保に努めるものとする。

(1) 一般的事項

ア 作業前の打合せ

作業の開始にあたっては、作業手順及び連絡方法を十分打合せたのち、作業を開始すること。

イ 服装

作業時の服装は、行動し易く安全を考慮したものを着用し、次のことを守る。

(ア) 保安帽は正しく確実に着用すること。

(イ) 衣服はすそじまりの良いものを着用すること。

(ウ)靴は滑りにくい丈夫なものを着用すること。

(エ)必要に応じ、眼・鼻の防塵用保護具を使用すること。

ウ ヘリコプターの行動に十分注意を払うこと。

エ 資機材の点検と取扱い

散布装置、混合装置、動力ポンプ、ホース等の機材については、次のことを守ること。

(ア)安定した場所に設置し、整理整頓しておくこと。

(イ)必ず仕様点検を行い、常に良好な可動状態を保つとともに損傷しないように努めること。

オ 立入禁止区域及び注意区域

(ア)ヘリポート及び補給基地の周囲には、標識を立て関係者以外の立入を禁止すること。

(イ)ヘリコプターの飛行経路下の地上には、注意標識を立てるなど、一般人の注意を喚起すること。

カ 火災予防

常に火災予防に心がけ、マッチ、タバコ等のあと始末を完全に行うこと。

(ア)燃料貯蔵施設（ガソリン缶、ヘリコプター燃料補給車）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止すること。

(イ)作業中は禁煙とすること。

(2) 作業別事項

ア 薬剤混合作業

(ア)防じん用眼鏡、マスク着用のこと。

(イ)小型動力ポンプのエンジンは、安全を確認してから始動すること。

(ウ)重量物運搬、悪い足場での作業等は、2人以上組んで作業すること。

(エ)小型動力ポンプに対する燃料補給は必ずエンジンを停止し、付近に火気のないことを確認してから行うこと。

(オ)水圧によるホースの反動に注意すること。イ 薬液注入作業

(ア)薬剤混合作業係と十分に連携をとって行うこと。(イ)薬液の規定量を守ること。

(3) ヘリコプターの活動中における地上作業

ア 事故防止のため事前の連絡調整を密にして、意思の疎通を図ること。

イ ヘリコプターの離陸方向は、常に開放しておくこと。

ウ パイロットの指示なく機内への立入り及び機体へ触れることを禁止すること。

エ ローター回転中、直前を横断したり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに近づく場合、パイロットに連絡（合図）したのち、前方から接近すること。

カ ローター回転中、付近で作業を実施する場合は、ヘリコプターに注視すること。

9 資機材の返納

空中消火を実施した市町村長は、空中消火活動終了後、資機材を清掃し異常の有無を点検してから、すみやかに元の備蓄基地に返納するとともに使用した消火薬剤等は、補てんするものとする。

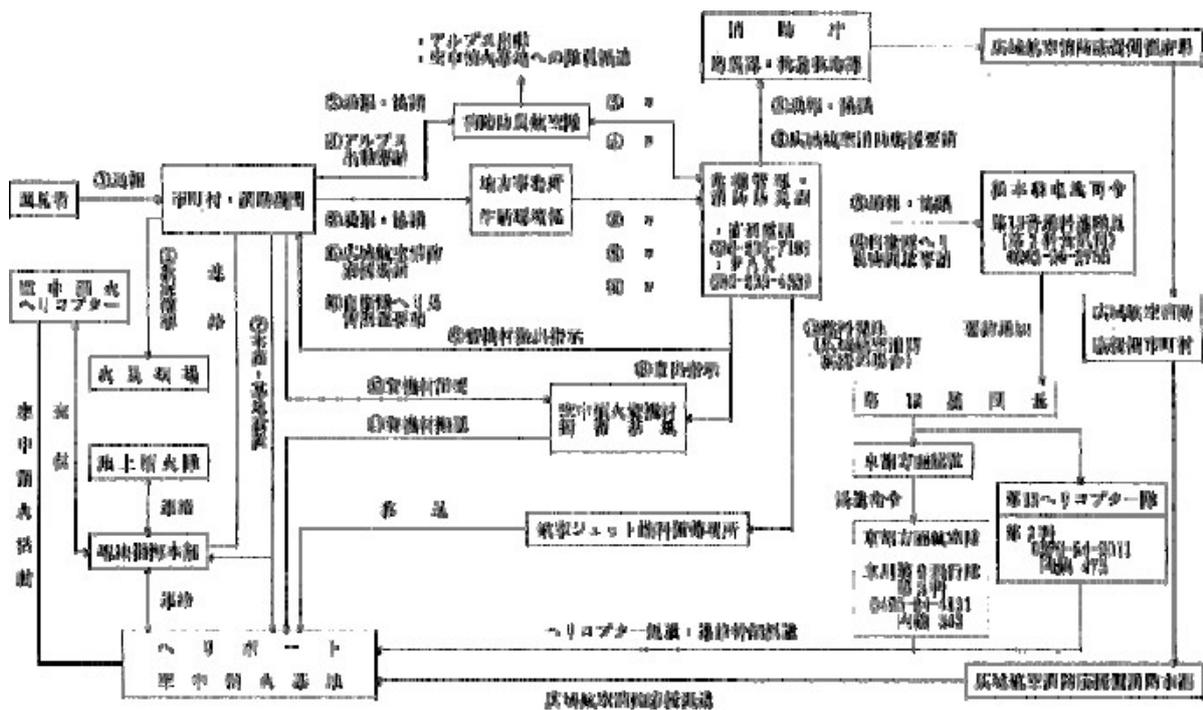
なお、資機材（散布装置、混合機、組立て水そう）の清掃方法については、資料136「空中消火資機材の取扱い方法」を参照すること。

10 実施の報告

空中消火を実施した市町村長は、電話で連やかに県（危被管理・消防防災課）に対し、次の事項を報告するとともに、事後「林野火災空中消火資機材貸付要綱」に基づき、その結果を知事に報告するものとする。

- (1) 火災発生日時
- (2) 林野火災の場所
- (3) 林野火災焼失面積
- (4) ヘリコプターの災害派遣を要請した市町村名
- (5) ヘリコプターの機種と概数
- (6) 空中消火薬液の散布回数
- (7) 散布効果
- (8) ヘリコプターによる地上支援の概要
- (9) その他必要事項

別図 林野火災空中消火の実施体制（概念図）



1 機 材

- ・ 備蓄場所……陸上自衛隊第12旅団（群馬県北群馬郡榛東村新井 1017-2）
電話：0279-54-2011

材 料 名	規 模	数 量
バンビバケット (モデルHL7600)	大型ヘリコプター用 容量 7,570ℓ 全長 10.0m バケット 2.2m 重量 210kg	2基

- ・ 備蓄場所……松本広域消防局 芳川消防署神林出張所（松本市大字神林 5961-1）
電話：0263-86-0119

材 料 名	規 模	数 量
消火薬剤散布装置（一式）	大型ヘリコプター用 1,800ℓ 自立式	4基
	中型ヘリコプター用 700ℓ 自立式	9基
	中型ヘリコプター用 500ℓ 自立式	1基
混 合 機	直径 60cm 高さ 67m	4基
組 立 水 槽	2,500ℓ 組立式	6基
可 搬 式 動 力 ポ ン プ	B3級	4基
ホ ー ス	φ 65mm×20m	10本
吸 管	φ 75mm×6m（ストレーナー等含む）	4本
次 き 流 し	直径 60cm 高さ 240cm	1本
防 塵 め が ね	108B型 広角	10個
防 塵 マ ス ク		10個
消 火 薬 剤 粉 砕 機		1基

2 資 材

管轄する本部・署 (電 話)	備 蓄 場 所 住 所	消 火 薬 剤	増粘剤	着色染料
長野市消防局 篠ノ井消防署 氷飽分署 (電話:026-284-8119)	同 左 長野市稲里中氷飽三島 425-1	スーパーマッフル 5,000kg	320kg	20kg
松本広域消防局 芳川消防署 神林出張所 (電話:0263-86-0119)	同 左 松本市大字神林 5961-1	スーパーマッフル 5,000kg	320kg	20kg
佐久広域連合消防本部 (電話:0267-62-7723)	佐久クリーンセンター 佐久市中込 2881-1	エフアールS 2,560kg	160kg	10kg
飯田広域消防本部 (電話:0265-23-0119)	川路消防倉庫 飯田市川路 2667-4	スーパーマッフル 2,500kg	160kg	10kg
合 計		15,060kg	960kg	60kg

10-10. 消防団

南木曾町消防団

分団数	定員	実印	内訳		ポンプ車	小型ポンプ
			男性	女性		
5	310	250	239	11	3	28

(令和5年4月1日現在)

10-11. 消防署車両配備状況

木曾広域消防本部 木曾消防署	台数	北分署	台数	南分署	台数	救急分遣署	台数
指揮隊車	1	ポンプ車	1	ポンプ車	1	ポンプ車	1
救助工作車	1	高規格救急車	1	高規格救急車	1	高規格救急車	1
水槽付ポンプ車	1	指令車	1	指令車	1		
高規格救急車	1	査察車	1	査察車	1		
資材搬送車	1						
多目的支援車	2						
査察車	1						
非常用救急車	2						
事務連絡車	1						

(令和5年4月1日現在)

【 1 1 . 応急対策復旧関係】

1 1 - 1 . 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成

する。3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

第5条被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

- (1) 災害の被害状況
- (2) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）
- (3) 前号の集合日時及び集合場所

（応援活動）

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（連絡担当部局等）

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

（応急給水作業）

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出については、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（応急給水用浄水機）

第9条 応急給水の用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機（以下「受託浄水機」という。）の運用及び管理を委託されたとき、これを受託するものとする。

2 受託浄水機は、東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

（応急復旧作業）

第10条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

（応急復旧資材の供出）

第11条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

（応援職員の派遣）

第12条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第13条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第14条各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第15条会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第16条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。附則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

1 1 - 2. 災害時における応急対策業務に関する基本協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき災害発生時における長野県が管理する公共施設の応急対策業務に関して、長野県知事（以下「甲」という。）が（別添1の建設業関係団体の長）（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、長野県単独では十分な応急対策業務が実施できない場合において、乙に応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急対策業務の協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第3条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例

（昭和38年長野県条例第9号）を適用し、これを補償するものとする。

(協議)

第5条 この協定を実施するための細目については、甲の各地域振興局長と乙の各支部長等が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第6条 この協定は、平成9年8月22日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年8月22日

甲 長野県知事

乙 （別添1の建設業関係団体の長）

別添1 基本協定先の団体一覧

関係団体名	所在地
社団法人長野県建設業協会長野市南石堂町1230	長野市南石堂町1230
部落解放同盟長野県建設協会	長野市妻科419

1 1 - 3. 災害時における応急対策業務に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と長野県地域防災支援協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時における県民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するために必要な応急対策業務（以下「応急業務」という。）について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ確実に実施できるよう、基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）長野県地域防災計画に基づき、長野県災害対策本部が設置された災害
 - （2）その他前号と同等程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた災害
- （応急業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）県が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去作業
 - （2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
 - （3）その他甲が必要と認める業務
- （協力要請及び要請手続き）

第4条 甲は、前条の応急業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
 - （2）応援を要請する応急業務内容
 - （3）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
 - （4）応援を必要とする日時、場所及び期間
 - （5）前各号に定めるもののほか必要な事項
- （応急業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定に基づく要請等があったときは、速やかに会員をして応急業務を実施させるものとし、その会員（以下「応急業務協力会員」という。）を甲に報告するものとする。

2 乙から指示された応急業務協力会員は、直ちに応急業務を実施するものとする。

3 応急業務協力会員は応急業務に従事する現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

（応急業務の報告）

第6条 応急業務協力会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 応急業務に要した費用は、甲が負担する。

2 甲と応急業務協力会員とは、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

(補償)

第8条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定に基づき甲から従事命令が発せられ、かつ、本協定第4条の規定により応急業務に従事した者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、「災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例」（昭和38年長野県条例第9号）を適用し、これを補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては長野県危機管理室危機管理・消防防災課長、乙においては長野県地域防災支援協会事務局長とする。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して解決するものとする。この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成18年1月19日から平成18年3月31日までとする。2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有

する。平成18年1月19日

甲 長野市大字南長野字幅下69
2-2 長野県知事田中康夫

乙 上田市材木町1丁目2番
31号 長野県地域防災支援協会長
安藤昭一

【12. 災害救助法関係】

12-1. 救助の実施要領の基準（概要）

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

		の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童4,800 中学生生徒5,100円 高等学校等生徒5,600円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 へ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【13. 交通運輸関係】

13-1. 緊急交通路交通規制対象予定道路

○警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間	管轄警察署	交通検問所
国道19号 ・19号長野南BP	岐阜県境（南木曾町） ～国道18号西尾張部交差点（長野市）	木曾、塩尻、松本、 安曇野、大町、 長野南、長野中央	南木曾、高出

○その他幹線道路

路線名	区間	管轄警察署	関係（隣接） 県
国道256号	国道19号南木曾町妻籠交差点（南木曾町）～国道153号阿知川橋東交差点（阿智村）	木曾、飯田	

○災害時の交通対策に関する隣接県警察との協定関連幹線道路

隣接県警察	対象幹線関連道路名	関係警察署等
岐阜県	国道19号	木曾署

13-2. 震災対策緊急輸送路線

○震災対策緊急輸送路（第一次）

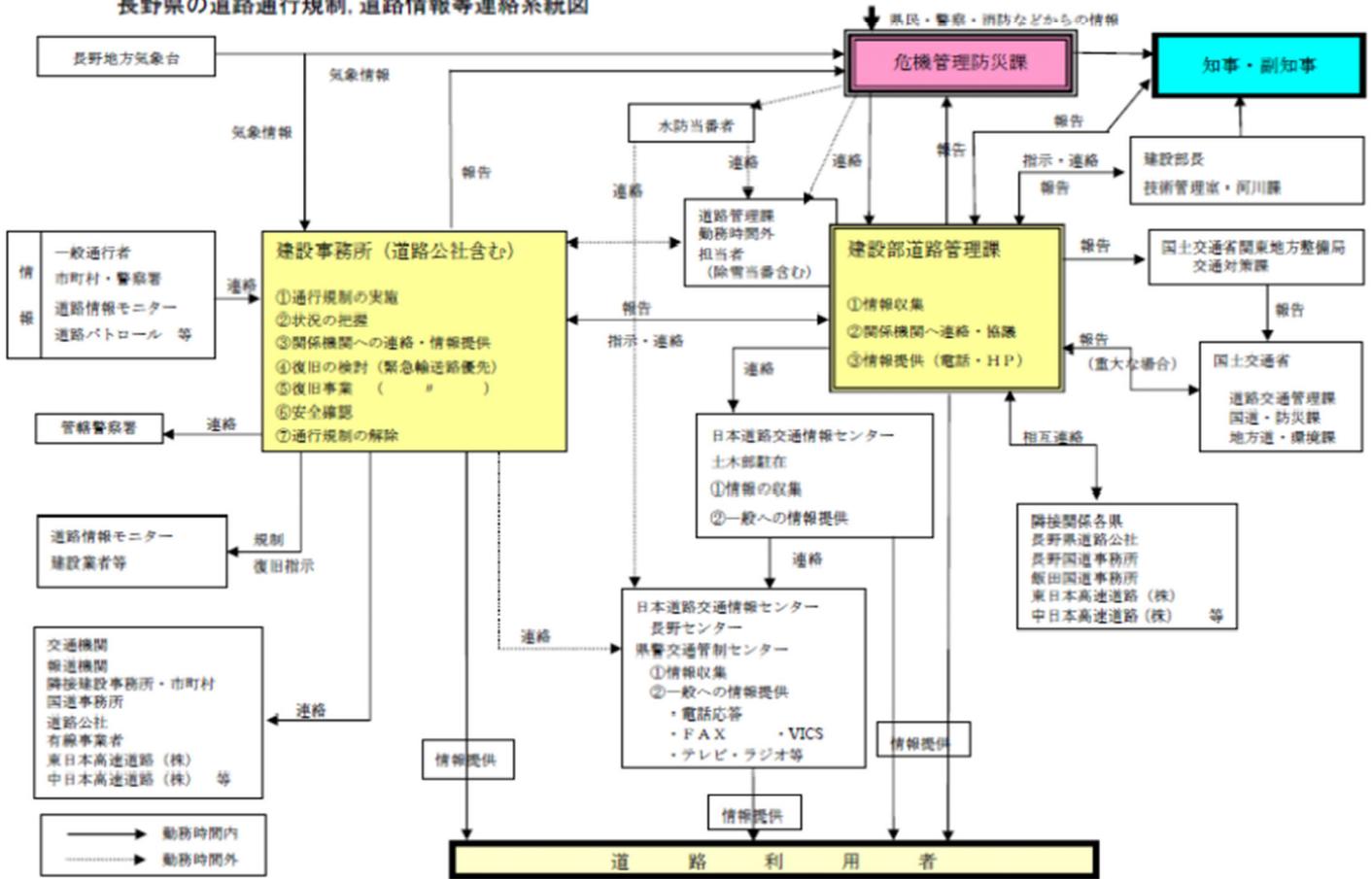
路線名	起点～終点	指定延長
19号	長野市高田～南木曾町県境	176.6km
256号	南木曾町19号交点～阿智村駒場153号交点	28.5km

○強化地域内震災対策緊急輸送路（第一次）

路線名	起点～終点	指定延長
256号	南木曾町境～阿智村駒場153号交点	14.5km

13-3. 道路通行規制、道路情報等連絡系統図

長野県の道路通行規制、道路情報等連絡系統図



13-4. 道路通行規制区間及び規制基準

一般国道

路線名	国道事務所名	規制区間	延長	規制条件
19	飯田国道	中津川市山口～木曾郡南木曾町読書	6.5km	連続雨量 150 mm

主要地方道

路線名	担当事務所名	規制区間		規制基準値	
				通行注意	通行止
		区間	延長	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
飯田南木曾線	木曾	木曾郡南木曾町大平峠（郡境） 木曾郡南木曾町幸助	6.9km	20 80	25 100

【 1 4 . 水力発電所関係】

1 4 - 1 . 水力発電所・変電所の現況

水力発電所

名称	設置者	計画 洪水量 (m ³ /S)	流域 面積 (km ²)	認可最 大出力 (kw)	有効 貯水量 (万m ³)	水路 亘長 (km)
与川	関西電力株式会社	135	45	1,760	-	2.1
読書		4,120	1,342	117,100	190.1	16.8
妻籠		330	49	2,800	-	3.3
蘭川		400	69	1,200	-	1.4

変電所

所名	設置者	認可出力 (MVA)
南木曾	中部電力株式会社	10

【15. 文化財関係】

15-1. 文化財防火施設の設置状況

文化財の防火設備等

名称	所在地	設置してある防火設備等			
		自火報	消火設	備避雷	設備保存庫
林家住宅	南木曾町	○	○		
藤原家住宅	〃	○	○		
読書発電所施設発電所	〃	○	○		
旧御料局名古屋支庁妻籠出張所庁舎	〃	○	○		
園原家住宅	〃				

【16. 各種様式関係】

16-1. 被害状況報告等の様式

被害状況報告等の様式

概況速報	様式第1号	表1
人的及び住家の被害	様式第2号	表2
避難準備情報、高齢者等避難、避難指示、避難状況報告	様式第2-1号	表2の1
社会福祉施設被害	様式第3号	表3の2
農業関係被害	様式第5号	表5の1
林業関係被害	様式第6号	表6の1
土木関係被害	様式第7号	表7の1
下水道施設被害	様式第8号	表8の1
上水道施設被害	様式第9号	表9の1
		表9の2
廃棄物処理施設被害	様式第10号	表10の1
感染症関係	様式第11号	表11の1
医療施設被害	様式第12号	表12の1
商工関係被害	様式第13号	表13の1
観光施設被害	様式第14号	表14の1
教育関係施設被害	様式第15号	表15の1
		表15の2
市町村有財産被害	様式第17号	表17
火災	様式第19号	表19第1号様式
特定の事故	様式第19号の2	表19第2号様式
警察調査被害	様式第20号	表20
被害状況総括	様式第21号	表21の1
災害概況速報	消防庁第4号様式(その2)	表21の2
被害状況即報	消防庁第4号様式(その1)	表21の3
補記		
地区別被害状況調	町様式1	
世帯別被害調査票	町様式2	
関係被害調査票	町様式3	
災害対策活動実施報告	町様式4	
収容避難者名簿	町様式5	
水害報告	水防法施行細則様式第5号	
水防てん末報告	水防法施行細則様式第6号	

1 様式第1号 (概況速報) (表1)

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被害の種別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	災 害 の 状 況
人的・住家関係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公共土木施設関係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応急対策等の活動 状況 消防職員・消防団 員の出動状況		

2 様式第2号(人的及び住家の被害)(表2)

木曾地域振興局

南 木 曾 町

人的及び住家の被害状況報告(発生・中間・確定)														
災害の名称					災害発生の日時		月 日 時							
災害発生の場所														
災害報告の期限		月 日 時現在			発信機関及び									
		発信機関及び			担当者									
人的被害	死者		人			災害の概況								
	行方不明者		人											
	負傷者	重傷		人										
		軽傷		人										
		小計		人										
計		人			災害発生の原因									
住家の被害	全壊・全焼又は流失	棟		棟						救援措置の状況				
		世帯		世帯										
		人員		人										
半壊又は半焼	棟		棟											
	世帯		世帯											
	人員		人											
一部破損	棟		棟			適災害の救見込み法								
	世帯		世帯											
	人員		人											
床上浸水	棟		棟			災害対策本部	名称							
	世帯		世帯				設置	月	日	時	分			
	人員		人				廃止	月	日	時	分			
床下浸水	棟		棟			その他	消防職員出勤延人員			人				
	世帯		世帯				消防団員出勤延人員			人				
	人員		人											
非住家の被害(全・半壊)		棟												

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とする。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式第2-1号（避難準備情報、高齢者等避難、避難指示、避難状況報告）
 （表2の1）

災害の名称					災害発生日時				月	日	時
報告の時限		月 日 時現在			発信時刻				月	日	時
発 信 者											
避難準備情報・高齢者等避難・避難指示の状況					避難場所等の状況						
発令日時 及び準備、 指示の別	地区名	世帯数	人員		避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員			
合計					合計						

3 様式第3号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)
(表3の1)

社会福祉施設被害状況報告 (職業訓練施設被害状況報告)												〔中間 確定〕	
災害の名称						災害発生日時	年 月 日 時						
災害発生場所													
報告の時限	月 日 時現在					発受信時刻			日 時 分				
発 信 者	()					受 信 者			()				
施設の種類	施設名	被 害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計												(千円)	

5 様式第 5 号（農業関係被害）
（表 5 の 1）

災害名	発生日時	月日時分～ 日時分	発信日時	月日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	水稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果樹								
	野菜								
	花き								
	特用作物								
	桑								
	その他								
	小計								
	樹体被害	果樹							
その他()									
小計									
	計								

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積	被害金額	件数	面積	被害金額	件数	面積	被害金額
施設関係	建物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構築物									
	計									

区分 項目	施設名	被害量	被害金額	主な被害地区	主な被害品目名
その他	家畜				
	畜産物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

様式第7号（土木関係被害）（表7の1）

災 害 総 括 表

（単位：千円）

区 分	前回までの報告分								今回報告分		年間の合計		
	自月日 至月日	異常気象名											
	箇所数	金 額	箇所数	金 額									
県 工 事	河川												
	砂防												
	地すべり												
	急傾斜												
	道路												
	橋梁												
	計												
市 町 村 工 事	河川												
	道路												
	橋梁												
	計												
合 計	河川												
	砂防												
	地すべり												
	急傾斜												
	道路												
	橋梁												
	計												
適 要										前 回 (/) ま で の 計			
										今 回 報 告 に よ る 計			
										差		引	

8 様式第8号 (都市施設被害)

(表8の1)

都市施設被害状況報告 (中間確定)										
災害の名称					災害発生日時		月 日 時			
災害発生場所										
報告の時限		月 日 時 現在			発受信時刻		日 時 分			
発 信 者		()			受 信 者		()			
種 別	区 分	か所数	被害面積又は延長等		被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘要	
都市施設災害	街 路									
	都 市 公 園									
	都 市 排 水 路									
	公 下 水 道 共 道	排 水 施 設								
		ポ ン プ 場 施 設								
		処 理 施 設								
	区 画 整 理	街 路								
		公 園 緑 地								
		水 路								
		防 空 壕 ・ そ の 他								
	堆 積 土 砂									
	合 計									
建 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分	住 家 (戸)	非 住 家 (戸)	計 (戸)	区 分	面 積 (h a)		摘 要		
	全 壊				市 街 地 被 害 面 積					
	半 壊				そ の 他 被 害 面 積					
	流 失				計					
	床 上 浸 水				全 市 街 地 面 積					
	床 下 浸 水									
状 況	発 火	月 日 時 分			鎮 火	月 日 時 分			被 災 か 所	
	風 向		風 速 最 大	m/sec	平 均	m/sec		湿 度	%	
建 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分	住 家 (戸)	非 住 家 (戸)	計 (戸)	区 分	面 積 (h a)		摘 要		
	全 壊				全 市 街 地					
	半 壊				被 災 面 積					
	計									
備 考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある (ある・ない・不明) 2 都市計画との関連 ()									

(表8の2)

都市施設被害状況報告（中間・確定）			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
		報告日時	月 日 時 現在

区 分		地域の別					計
街 路	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 公 園	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 排 水 路	か 所						
	被害額(千円)						
公 共	か 所						
	被害額(千円)						
下	か 所						
	被害額(千円)						
水 道	か 所						
	被害額(千円)						
区 画 整 理	か 所						
	被害額(千円)						
防 空 壕 其 他	か 所						
	被害額(千円)						
堆 積 土 砂	か 所						
	被害額(千円)						
合 計	か 所						
	被害額(千円)						

注：本表は、県都市計画課及び生活排水対策室から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。
地域の別は、上欄を建設事務所別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

9 様式第9号 (水道施設被害)
(表9の1)

水道施設被害状況報告				中間 確定	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
災害発生場所					
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻
発信者	()		受信者	()	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	(戸	人)
被害給水区域 及び被害給水 人口	(戸 人)				
災害の状況		被害 金額	千円		
応急措置及び 給水現状					
給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援		
緊急 応援 の 要 否	給水車 両/日 $\frac{3}{m}$ 分	乾式注入能力 g/h 機			
	ろ水器 両/日 $\frac{3}{m}$ 分	湿式 g/h 機			
	自衛隊給水班要請/ 日 $\frac{3}{m}$ 日間	簡易滅菌機 g/h 機			
	水道から応急給水/ 日 $\frac{3}{m}$ 分	液体塩素 kg 入 本			
	日間	さらし粉高度 普通 500g 本			
	必要なし	必要なし			

10 様式 10号 (廃棄物処理施設被害)
(表 10 の 1)

廃棄物処理施設		ごみ・し尿・ 下水道終末処理	被害状況報告	中間 確定
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発 信 者	()	受 信 者	()	

被 害 施 設 名			
被害の区域および処理 人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第11号

様式第11号（感染症関係）
（表11の1）

感染症関係報告				(中間 確定)			
災害の名称		災害発生日時	月	日	時		
災害発生場所							
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻		
					日	時	分
発 信 者	()		受 信 者	()			

	項目 病名	発 生 患 者 等 数					備 考
		患 者	疑 似	無症状 病原体 保有者	計	う ち 死 者	
感 染 症							
備 考							

様式第12号(表12の1)

12 様式第12号(医療施設被害)
(表12の1)

医療施設被害状況報告			(中間 確定)	保健所名
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	()	受信者	()	

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊 全焼	流出	半壊 半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号(表13の1)

13 様式第13号(商工関係被害)
(表13の1)

商工関係被害状況報告							中間 確定		
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所									
報告の时限		月 日 時 現在		発受信時刻		日 時 現在			
発信者		()		受信者		()			
被害区分			業種区分		鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業 所	建物の被害 (ア)	全	棟数(棟)						
		壊	損害額(千円)						
		半	棟数(棟)						
		壊	損害額(千円)						
		のそ 被の 害他	棟数(棟)						
			損害額(千円)						
	土地の被害 (イ)	損害額(千円)							
	(ア)(イ)以外の有形固 定資産の被害	損害額(千円)							
	製品・仕掛品・原材料 の損害	損害額(千円)							
事業協同組合・商工組合・ 協業組合の被害			件数(件)						
			損害額(千円)						
商工会議所・商工会の被害			件数(件)						
			損害額(千円)						
小 計			損害額(千円)						
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)									
その他災害の発生により生じた損害額(千 円)									
損 害 額 総 計(千円)									
被 害 件 数 (事 業 (務) 所 数)									

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

様式第 14 号 (観光施設被害)
(表 14 の 1)

観光施設被害状況報告										中間 確定	
災害の名称					災害の発生日時		年 月 日 時				
災害発生場所											
報告の時限		月 日 時 現在			発受信時刻		日 時 分				
発信者		()			受信者		()				
1 土木施設(遊歩道・つり橋等)											
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		そ の 他		計				
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	
道 路		千円		千円		千円		千円		千円	
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
区 分	県 有 施 設		市 町 村 施 設		国民宿舎・旅館等		そ の 他 施 設		計		
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	
建 物 そ の 他	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	その他										
	計										

17 様式第 17 号 (市町村有財産被害)
(表 17)

市町村有財産被害状況報告			中間 確定	市町村名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時	
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分	
発 信 者	()	受 信 者	()	

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備 考	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小計									
公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単災のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考		
	河川	か所					千円			
	道路									
	橋梁									
	小計									
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考		
		か所					千円			
	計	—	—							

注：本表は、市町村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号

19 様式第19号
第1号様式
(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	死者の 生じた 理由		
	負傷者	重症 中等症 軽傷	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第19号の2第2号様式(特定の事故)

様式第19号の2

第2号様式(特定の事故)

- 事故名
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2. 危険物に係る事故
 - 3. 原子力施設等に係る事故
 - 4. その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 () 物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者数	人		
	計 人	重症	人		
		中等症	人		
		軽 症	人		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 使用停止命令	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)	台		
		消 防 団	台		
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

20 様式第 20 号 (警察調査被害)

(表 20)

災 害 発 生 状 況 表 (月 日 時 分現在)

被害種別		署別	長野中央	飯山	中野	須坂	長野南	千曲	上田	丸子	望月	小諸	佐久	軽井沢	南佐久	茅野	諏訪	岡谷	伊那	駒ヶ根	飯田	阿南	木曾	塩尻	松本	安曇野	大町	小計	累計	
		死 者 (人)	行方不明者	負傷者	全壊 (むね)	半壊	流出	全焼	半焼	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家被害	水田 流出、埋没 (ha)	冠水	畑 流出、埋没	冠水	道路損壊 (箇所)	橋梁流出	堤防決壊	山(がけ)くずれ	鉄(軌)道被害	通信施設被害回線 (回線)	木材流出 (立米)	山林焼失 (ha)	罹災世帯数	罹災者概数	出動警察官数	発生件数	備考
人的被害	死者 (人)																													
	行方不明者																													
	負傷者																													
建物被害	全壊 (むね)																													
	半壊																													
	流出																													
	全焼																													
	半焼																													
	床上浸水																													
	床下浸水																													
	一部破損																													
非住家被害																														
耕地被害	水田 流出、埋没 (ha)																													
	冠水																													
	畑 流出、埋没																													
	冠水																													
道路損壊 (箇所)																														
橋梁流出																														
堤防決壊																														
山(がけ)くずれ																														
鉄(軌)道被害																														
通信施設被害回線 (回線)																														
木材流出 (立米)																														
山林焼失 (ha)																														
罹災世帯数																														
罹災者概数																														
出動警察官数																														
発生件数																														
備考																														

21 様式第 21 号 (被害状況総合)

(表 21 の 1) 被害状況総括

被害状況総括 (中間確定 月 日 時現在)		県災害対策本部 県危機管理・消防防災課
災害の名称:		災害対策本部
発生日時:		の設置状況
発生地域:		災害救助法の
被害総括		適用市町村
人的被害	死者 , 行方不明者 , 計= 人 重傷者 , 軽傷者 , 計= 人	自衛隊出動 状況
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円 (, 千円) (10 億) (百万) (※印の計)	(概要)

被害者の別		発生数	被害額(千円)	
住家等の被害	棟数	計 (棟)		
		全壊 (棟)		
		半壊 (棟)		
		一部破損 (棟)		
		床上浸水 (棟)		
		床下浸水 (棟)		
	非住家の全・半壊 (棟)			
	世帯及び人員	計	世帯 人	
		全壊	世帯 人	
		半壊	世帯 人	
		一部破損	世帯 人	
		床上浸水	世帯 人	
床下浸水		世帯 人		
農業関係被害	計			
	農作物	水陸稲 (ha) (ha)		
	施設 (件)	▽		
	畜産物等 ()			
	農地 (ha)			
	農業用施設 (カ所)			
林業関係被害	計 (カ所)			
	治山 (カ所)			
	林道 (カ所)			
	その他			
※国直轄分 (治・林・他)		※		
公共土木施設関係被害	計 (カ所)			
	河川 (カ所)			
	砂防 (カ所)			
	道路 (カ所)			
	橋りょう (カ所)			
	※国直轄分 (河・道・橋)		※	
その他の被害	右欄の計 (千円)			
	うち建物 (▽印の計)			

被害者の別		発生数	被害額(千円)
都市施設被害	計 (カ所)		
水道施設被害	計 (施設)		
	被害給水人口 (人)		
清掃施設被害	計 (施設)		
医療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
商工関係被害	計 (件)		
	うち建	鉱工業 (棟) ▽ 商業 (棟) ▽ その他 (棟) ▽	
	うち製品・原材料等		
	うち間接被害		
観光施設被害	計 (カ所)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
教育関係被害	計 ()		
	うち建物被害 (棟)	▽	
県有財産被害	計 ()		
	うち建物被害 (棟)	▽	
市町村有財産被害	計 ()		
	うち建物被害 (棟)	▽	
	うち土木小災害 (カ所)		
社会福祉施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
国保診療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
公益事業関係被害	計		※
	鉄道	不通カ所	
		被害件数	
	通信	不通回線	
	電力	被害カ所 (停電地区)	
	ガス	被害カ所	
	その他		

(表 21 の 2) 災害概況即報
(消防庁第 4 号様式(その 1))

		報告日時		令和 年 月 日 時 分						
消防庁受信者氏名		都道府県								
災害名		市町村 (消防本部名)								
		(第 報)		報告者名						
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれ

(表 21 の 3) 被害状況即報
(消防庁第 4 号様式(その 2))

都道府県		長野県		区		分		被害		区		分		被害													
災害名 報告番号	第 報 (月日 時現在)	田	流失埋没	ha	公共文教施設	千円	都道府県	災害対策本部等の設置状況	市町村	公共文教施設	千円	農林水産業施設	千円	公共土木施設	千円												
			冠水	ha		農林水産業施設					千円		冠水		ha	その他の公共施設	千円										
			流失埋没	ha		公共土木施設					千円		冠水		ha	その他の公共施設	千円										
			冠水	ha		その他の公共施設					千円		文教施設		箇所	小計	千円										
報告者名		文教施設	箇所	小計	千円	公共施設被害 市町村数	団体																				
区		分		被害		病院	箇所	公共施設被害 市町村数	団体																		
人的被害	死者	人	その 他の	道路	箇所	農産被害	千円	農産被害	千円	林産被害	千円	畜産被害	千円	水産被害	千円												
	行方不明	人		橋りょう	箇所		林産被害		千円		畜産被害		千円		水産被害	千円											
	負傷者	人		河川	箇所		畜産被害		千円		水産被害		千円		商工被害	千円											
	重傷	人	の	港湾	箇所	の	他	その他	千円	消防職員出勤延 人数	人	消防団員出勤延 人数	人	計	団体												
	軽傷	人		砂防	箇所				商工被害		千円		災害救助法適用市町村名			計	団体										
	全壊	棟		清掃施設	箇所				備		考							災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類概況	応急対策の状況	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況	
	半壊	棟	崖くずれ	箇所	備	考	災害発生場所	災害発生年月日		災害の種類概況		応急対策の状況		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況												・避難所の設置状況
	一部破損	棟	鉄道不通	箇所									備			考	災害発生場所										
	床上浸水	棟	被害船舶	隻					備		考							災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類概況	応急対策の状況	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況	
	床上浸水	世帯	水道	戸	備	考	災害発生場所	災害発生年月日		災害の種類概況		応急対策の状況		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況												・避難所の設置状況
	床上浸水	人	電話	回線									備			考	災害発生場所										
	床上浸水	棟	電気	戸					備		考							災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類概況	応急対策の状況	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況	
	床上浸水	世帯	ガス	戸	備	考	災害発生場所	災害発生年月日		災害の種類概況		応急対策の状況		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況												・避難所の設置状況
	床上浸水	人	ブロック塀 等	箇所									備			考	災害発生場所										
	床上浸水	棟	り災世帯数	世帯					備		考							災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類概況	応急対策の状況	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況	
	床上浸水	世帯	り災者数	人	備	考	災害発生場所	災害発生年月日		災害の種類概況		応急対策の状況		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況												・避難所の設置状況
	床上浸水	人	建物	件									備			考	災害発生場所										
	公共建物	棟	火災発生	危険物					件		備							考	災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類概況	応急対策の状況	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	
	その他	棟	火災発生	その他	件	備	考	災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類概況		応急対策の状況		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況												・避難所の設置状況
	非住家	棟	火災発生	その他	件								備			考	災害発生場所										

※被害額は省略することができるものとする。

22 補記（被害状況総括）

被害状況の総括については、前号 21 によるほか、便宜的に次の諸表も総括表として用いることがある。

- (1) 被害状況集計表
- (2) 地震による被害集計表
- (3) 月 日 時 分発生地震による被害一覧
- (4) 被害状況総括表に準じた表（小規模の災害あるいは内訳等に重点をおいて集計する場合に用いる。また、そのつど適宜作成する。）

地区別被害状況調

災害名		区分	地区名	調査者	氏名	部	班	調査時刻	年月日時分			現在	(中間) (確定)		
① 人的被害	死者	人	非住家被害	④ 文教施設	全壊	棟			道路	閉塞・流失	箇所				
	行方不明者	人			半壊	棟				破損	箇所				
	負傷者	重傷			人	破損				棟	溝溢水			箇所	
		軽症			人	計				棟	⑪ 塀倒壊			箇所	
	計	人		⑤ その他公共建物	全壊	棟	⑫ 土砂災害	崖くずれ	箇所						
	全壊	棟			半壊	棟		山くずれ	箇所						
		世帯			破損	棟		地すべり	箇所						
	全焼	棟		世帯	⑥ 医療施設	全壊	棟	⑬ 防災イン	土石流	箇所					
		人				半壊	棟		停電	戸					
	流失	棟		世帯	⑦ 危険物施設	破損	棟	⑭ 火災発生	ガス供給停止	戸					
人		計	棟			水道供給停止	戸								
全壊・全焼 流失の合計	棟	世帯	⑧ その他	全壊	棟		電話不通	回線							
	人			半壊	棟		鉄道不通	箇所							
② 住家被害	半壊	棟	田	流出・埋没	ha		建物	件							
		世帯		冠水	ha		危険物	件							
	半焼	棟	畑	流出・埋没	ha		その他	件							
		人		冠水	ha		⑨ 農林業被害	用水路決壊	箇所						
	半壊・半焼 の合計	棟	ため池	決壊	箇所			頭首工決壊	箇所						
		世帯		溢水氾濫	箇所		農産被害								
	一部破損	棟	農産被害	林産被害	河川	決壊	箇所								
		世帯				溢水氾濫	箇所								
	床上浸水	棟	土木 構造物 被害	砂防	橋	流出	橋								
		世帯				破損	橋								
床下浸水	棟	③ 災害者数	世帯	人											
	人														

関係被害状況調

災害名				調査者	部 班			調査時刻	年 月 日 時 分			(中間)	No.	/
番号	地区名	災害発生の 日時	災害発生場所 (路線名、河川名等及びそ の地籍)	被害状況			被害 金額 (千円)	復旧方法	復旧区分	復旧状況 (復旧完了・見込日時及び復旧信直立等)	現在	(確定)		
				所管	被害の内容 (詳細に記述)	諸元(面積、 延長、数量)								
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				
		月 日 時 分								国 県 町				

災害対策活動実施状況報告

災害名		調査者	部	班	調査時刻	年 月 日 時 分	(中間) (確定)	No.	/
番号	時刻	災害対策の種類			実施状況		今後の対策		
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								
	災害発生の 日時								

収容避難者名簿

		災害名		避難所名		作成者		部 班		No.	/
番号	時刻	氏名	生年月日	男女 の別	現住所	職業	離散家族氏名	事後消息	備考		
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										
	月 日～ 月 日 時										

(様式第5号)

水 害 報 告

自年月日
至年月日

水防管理団体名

市町村名	種別	人的被害／家屋被害						田		畑		堤防				道路				橋梁		鉄道		備考 (その 他 該 当 河 川 名 と こ)			
		罹災者	行方不明	死傷	倒壊	流失	浸水	流失	冠水	流失	冠水	決潰		破損		埋没流失		破損		流失個所数	破損個所数	不通区間	区間路線				
												個所数	延長	個所数	延長	個所数	延長	個所数	延長								

水防てん末報告

水防管理団体名

1 天気状況										
年月日	日雨量	風速	風向	気温	摘要					
					始雨	日 時ころ				
					終雨	日 時ころ				
2 こう水の増減〇〇量水標 標高〇〇メートル 平水位〇〇メートル										
年月日	時刻	水位	摘要	年月日	時刻	水位	摘要			
(注) 通報水位より通報水位に復するまで毎時観測値										
3 水防団の出動の時刻及び人員、作業状況、居住者の出動状況、応援状況										
年月日	水防団員		作業内容	効果	隣接水防団		居住者		総員	摘要
	出動人員	時間			応援人員	時間	出動人員	時間		
4 堤防その他の施設の有無										
河川名	地名	工種	被害内容	被害延長	被害金額	摘要				
5 使用資材の種類及び員数並びに回収分										
備蓄所名	使用資材	員数	回収員数	損失金額	摘要					
6 水防令第21条による負担下命の種類及び員数										
種類	員数	損失額	損失者住所	氏名	摘要					
7 災害救助隊の援助状況 (適宜実情を記載すること。)										
8 立退状況 (")										
9 水防関係者の死亡及び傷害										
り災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体名	摘要					
10 殊勲者及びその功績 (適宜実情を記載すること。)										
11 水防に要した経費										
人件費	資材費	補償費	その他	合計	摘要					
計										
12 事後水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見										

【17. 南海トラフ地震関係】

17-1. 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

17-2. 地震対策のチェックポイントと補強対策

区分	事前チェック	補強対策
敷地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれのおそれがないか。 2. 法面あるいは、がけくずれはないか。 3. 避難路はあるか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。 2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不透透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。 3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。
木造建物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 耐震診断をする。 2. 屋根がわらがくずれかけていないか。 3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げているか。 4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。 5. ガラス戸がはずれやすくないか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。 2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等を設け、直接頭上等に落下しないようにする。 3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。 4. ひびの入ったものは補修する。 5. ガラスに紙等を張り補強する。
公共建築物及び一般ビル	<ol style="list-style-type: none"> 1. 耐震診断をする。 2. カーテンウォール構造は落下しないか。 3. 二方向避難ができるか。 4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。 5. 防火扉は完全に作動するか。 6. 非常用進入口があるか。 7. 非常電源装置があるか。 8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。 9. エレベーター等の保守点検をする。 10. 天上仕上材は落下しないか。 11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。 2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテに耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材を充てんする。 3. 階段等を2ヶ所以上設ける。 4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。 5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。 6. はしご車で救助できる開口部を設ける。 7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。 8. 耐震性があるかチェックする。古いものは取りかえる。 9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。 10. 特に階段裏のモルタルやプラスターがはくりしないか補修する。 11. ないものは防火区画とする。

南木曾町地域防災計画 資料編

令和6年3月
南木曾町防災会議

発行：南木曾町
編集：南木曾町 総務課
〒395-0601
長野県木曾郡南木曾町読書3668-1
TEL：0264-57-2001